

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
260425001	25年12月13日	26年1月27日	26年4月25日	総量規制緩和	総量規制緩和は後回しなのでしょうか？ 年収がある方は痛みだけで物価上昇や税金向上に耐えられるでしょうか？低所得者や主婦などの所得が無い扶養者は生活すらままならない状況が出ています。 一体総支出がどれだけ上下しているか把握されていると思いますが、年収400万以下の世帯は収入は未だ増える事は無い(維持か低速逆進)に耐えられ物価上昇・エネルギーまで上昇日々生活するため購入する物の数を減らすしか術が無いのです。 現実問題として給料所得が上がり始めるまでに生活苦で生きて行けるように早期に緩和し困窮しないよう補填して下さい。 景気が上がり給料所得が上れば返済もしているでしょう見込みも立ちますが今はなす術なく耐える事しか出来ません。	個人	金融庁	貸金業法に基づき(総量規制は、給与等の定期的収入により生活に特段の支障を来すことなく返済を行うことができる範囲に借入額を定めるため、累計貸付残高が年収の3分の1を超えることとなる新規の貸付けを原則禁止するものです。	貸金業法13条の2	対応不可	過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入を含む改正貸金業法については、多重債務問題の抜本的・総合的対策として、衆・参両院の全会一致によって成立しました。 平成22年6月の改正貸金業法完全施行に際し、金融庁、消費者庁及び法務省により設置された「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況把握のために関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないとの結論を得ています。 なお、必要な生活資金を借り受けることが困難な方に対し、相談者の抱える家計等の問題に関する具体的な解決方法を含め、丁寧な相談を行うことを前提とした低利のセーフティネット貸付け等が実施されています。政府の多重債務者対策本部(関係閣僚により構成)においては、これらの施策を含む総合的な借り手対策を関係省庁等の連携のもと推進しています。	
260425012	26年3月12日	26年4月10日	26年4月25日	貸金業法総量規制	貸金業法改正により、年収の1/3以上の借入れが出来なくなりました。この総量規制の根拠が全く理解出来ない事、年間支払い額を年収の1/3なら理解は出来る。総量規制は見直すべきです。	個人	金融庁	貸金業法に基づき(総量規制は、給与等の定期的収入により生活に特段の支障を来すことなく返済を行うことができる範囲に借入額を定めるため、累計貸付残高が年収の3分の1を超えることとなる新規の貸付けを原則禁止するものです。	貸金業法13条の2	対応不可	過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入を含む改正貸金業法については、多重債務問題の抜本的・総合的対策として、衆・参両院の全会一致によって成立しました。 平成22年6月の改正貸金業法完全施行に際し、金融庁、消費者庁及び法務省により設置された「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況把握のために関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないとの結論を得ています。	
260530021	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	保険募集時の制約に関わる規制の撤廃	第3次解禁商品(※1)や全面解禁商品に係る下記規制を撤廃いただきたい。 ・融資先企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、手数料を受取る保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」) ・事業資金融資担当者による保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」) ・融資申込中の顧客(※2)に対する保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」) ・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らず、銀行のグループ会社等が募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」) ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、業務上の負担。 ・銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 (※1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外 (※2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外	一般社団法人信託協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金の誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金の誤認防止措置については、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
260530022	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 ・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。 上記の非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃していただきたい。	一般社団法人信託協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金の誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金の誤認防止措置については、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
260530023	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	生命保険の募集に関する構成契約規制の撤廃	・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止している。 ・上記の構成契約規制を撤廃していただきたい。 ・構成契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来る。顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ・規制対象となる「密接な関係を有する者(特定関係法人)」の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人、や「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。 ・金融コンプライアント化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。	一般社団法人信託協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2(8)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ・当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
260530024	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	役員を受託者とする自社株式交付スキーム(役員株式交付信託)の本人確認免除	・従業員および退職者を受託者とする自社株式交付スキーム(従業員株式交付信託)の受益者確定時においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯取法施行規則」という。以下「法」という。)(第3条第6号の規定に基づき、受託者による受益者の本人確認が不要とされている。 ・従業員株式交付信託と同じ仕組みをとる役員向け制度である役員株式交付信託においても、同様に、受益者確定時において、当該受益者が導入企業(受託者)の役員である場合(受益者確定日が退任日であるものを含む。)は本人確認を不要としたい。 ・役員株式交付信託は、役員報酬に係る会社法上の手続を経た上で、役員もしくは退任者に報酬として自社株式を交付するための信託であり、導入企業の役員または退任者が受益者となる。 (1)会社の業績の向上を目指すインセンティブを経営陣に付与するため、会社の業績と連動する役員報酬の活用が資本市場において求められている中、役員株式交付信託における本人確認の事務負担を軽減し、役員への株式交付の手続に要する期間を短縮することは、インセンティブの付与を達成する役員報酬の多様化を図るものであり、資本市場における期待に応える制度改正となる。 (2)受益者が役員の場合、交付対象者や交付先口座は、企業の協力のもと確認するため、仮名により大口の等に利用される危険性が低く、本人確認の意義は小さい。 (3)犯取法施行規則第3条第6号で従業員株式交付信託の受益者は本人確認の対象から除外されているところ、受益者が従業員が役員かの違いで取扱いを異なる合理性はなく、同様の信託の仕組みを活用する役員株式交付信託の受益者も同様の取扱いが許容されるのが公平であると考えられる。 以上のことから、犯取法施行規則第3条の「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として以下の契約を追加したい。 「株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、役員への株式報酬制度(インセンティブ・プラン等)と認められる範囲で、対象役員(株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の役員をいう。)に株式又は現金の交付を行うことを目的とした信託契約、」	一般社団法人信託協会	審察庁金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等の間で特定取引(信託取引を含む)を行う際は、原則、本人特定事項等の確認(取引時確認)を義務付けられている。顧客等には、「信託の受益者」も含まれていることから、特定事業者は、役員への株式報酬制度に係る信託取引を行う際は、「信託の受益者」の取引時確認を行わなければならないこととされています。 一方、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないと認められる信託取引(信託を利用した従業員持株制度等/日本版ESOP)に係る信託取引等については、取引時確認の対象となる「信託の受益者」から除外しています。	犯取法による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条、第4条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第5条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第3条	役員株式交付信託については、株式交付規程を取締役会決議により制定すること等から、従業員株式交付信託と異なり、株式の給付、資金の拠出等において役員の意向が反映され、株式の給付等が役員の自由な管理下にはないとは言えないため、受益者である役員によって、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないとは言えないと考えられます。したがって、役員株式交付信託を「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として追加することは困難であると考えます。	対応不可	
260530025	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	普通銀行本体における不動産関連業務(信託併当業務)の取扱いの解禁	普通銀行本体における不動産関連業務(信託併当業務)の取扱いを解禁する。それが難しい場合には、例えば「企業再生支援」、あるいは「遺産整理」や「事業承継」に関連した不動産業務に限定して解禁する。 【提案理由】 大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が少なく、専業信託銀行が主力業務としている不動産関連サービスの提供に関して地域間格差が生じ、これが地方の不動産マーケットの活性化を阻む一因となっている。 地方銀行に不動産関連業務が認められれば、地域の個人のお客様に対してより利便性の高いサービスを提供できるほか、地域企業の再生を円滑に進めることが可能となる。 メガバンクではグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産関連業務を禁止している意味合いは薄いと見られ、また、銀行間の「イコール・フッティング」の観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。 解禁が難しい場合には、例えば「企業再生」、あるいは「事業承継」や「遺産整理」に関連した不動産関連業務に限定して認めることも検討いただきたい。中小企業金融円滑化法が終了し、地方銀行に対しては、コンサルティング機能の発揮による地域の中小企業の抜本的な企業再生への支援がこれまで以上に求められている。また高齢化の進展により、遺産整理や事業承継への総合的な支援に関する地銀へのニーズも高まると考えられる。銀行本体で遊休不動産の売却支援などを行うことができれば、そうした支援をより円滑に行うことができるとも考えられる。 所管官庁より「他業を営むことによるリスク遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、対応は困難」との回答がなされているが、グループ内信託銀行で不動産関連業務を営んでいるメガバンクグループとの整合性をどう考えるのかについて説明いただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	銀行本体や子会社等の不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、措置困難です。	対応不可		
260530026	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	銀行の保険窓に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止または緩和する。 【提案理由】 銀行の保険窓については、銀行の圧力販売を防止するとの理由から、a融資先販売規制、b担当者分離規制、cタイミング規制、d非公開情報保護措置の弊害防止措置が設けられている。しかし、銀行の保険窓にかかると圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、現状、銀行窓における圧力販売事例がほとんど見られないが、保険業法に特別な規制を設けることは不要である。 これらの規制によって、銀行の保険窓については、ワンストップ化による地域のお客様の利便性の向上という目的が達成できていない。さらに、圧力販売防止の観点からは、これらの他に構成員契約規制もあり、全体としてみても二重三重の過剰な規制となっている。 本件に関し、平成23年9月7日に公布された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等により、融資先販売規制やタイミング規制等の一部の規制緩和が行われた。しかし、お客様の利便性を損なう規制は未だ残置されており、さらなる見直しが必要である。特に、従業員50人以上(特別地域金融機関は20人以下)の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自ら来店して保険加入意思を示した場合のように圧力販売が起こり得ないケースでも保険を販売することができないなど、お客様の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。 今後引き続きモニタリングや一般からの意見受付等を実施し、その結果を踏まえ、改めて見直しの検討をしていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点からこのような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金の誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金の誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています	検討を予定	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530027	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。 [提案理由] 生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員等に對しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明ができないことになっており、本規制はお客様の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の阻害となっている。 加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前にお客様の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認業務を行うことによりお客様に無用な不信感を惹起する結果となっている。 本規制の目的は生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、圧力販売は独禁法で禁止されており、本規制は不要である。 また、本規制は、銀行から1名だけ出向者を出している先や、大企業といった圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となっており、過剰な規制によりお客様の自発的な資産運用や保障見直しといったニーズに対応できず、利便性を著しく損なっている。加えて、銀行による保険販売については、要請項目(a)のとおり、圧力販売の防止との名目で弊害防止措置が別途行われており、二重三重の過剰な規制となっている。本規制については、所管省庁より引継ぎを検討するとの回答がなされているが、具体的な検討状況は開示されていない。状況を開示するとともに、検討にあたっては幅広い関係者から意見を聴取していただきたい。	一般社団法人全国銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針(3・3・2)(8)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
260530028	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	税金・公金の収納における銀行等の本人確認、記録保存義務の緩和	A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 [提案理由] 従来では、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金の支払いについて取引記録の保存が求められ、公共料金の支払いについて本人確認(取引時確認)および取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 このため、同じサービスを行っているにもかかわらず、銀行で支払う場合はお客様に本人確認にご協力いただく必要がある。税金の収納費等金融機関控費がない場合に取引記録の作成に協力いただくなど、過重な負担を強いている。この対応の違いをお客様に説明する事にも苦慮し、窓口の事務負担増の要因となっていることから、以下について検討いただきたい。 A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 そもそも本人確認や取引記録の保存は、マネー・ロンダリング防止のための規制である。税金・公金の納付が円滑な資金供与やマネー・ロンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はない。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 公共料金については、収納先が電力会社、電話会社など公共性の高い特定の会社に限定されているうえ、支払われる資金もこの利用資金であることが明確であり、悪用されることは考えにくい。このため、公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とすべきである。 なお、所管省庁より、「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれがないとはいえない。」「地方公共団体以外の団体・組織への納付金について、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれなくないと客観的かつ容易に判断することは困難」との回答があったが、そうした点はコンビニによる収納においても同様のはずである。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けているが、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係る取引は、取引時確認対象取引から除外されています。 また、特定事業者は、特定業務(特定事業者が行う業務)を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第14条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条	対応不可	A. 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれがないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ロンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要があります。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、緩むくい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。したがって、税金・公金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。 B. 公共料金の支払に係る取引時確認及び取引記録を不要とすべきとの提案については、地方公共団体以外の団体・組織への納付金について、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれなくないと客観的かつ容易に判断することは困難であることから、要望を受け入れることは困難であると考えております。	
260530029	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	成年後見人による取引の場合、銀行による被後見人の本人確認を不要とし、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみとする。 [提案理由] 成年後見人が被後見人の財産を管理するため、被後見人名義の口座開設等を行う際、銀行は被後見人の本人確認(取引時確認)を行うため、成年後見人に対し被後見人の本人確認書類の提示を求める。この時、成年後見人が被後見人の本人確認書類として健康保険証や免許証等を用意できない場合、成年後見の事実を証する登記事項証明書や家庭裁判所の審判書を提示することになる。登記事項証明書等で本人確認の場合、銀行には犯罪収益移転防止法の定めにより、当該書類の確認に加え、書類に記載された被後見人の住所等に書類郵便などで取引関係書類を送付することが義務付けられる。しかし、被後見人が入院等で自宅におらず、取引関係書類が返送されてきても多い。この場合、本人確認が完了しないため、銀行はお客様のニーズがあるにもかかわらず、同じように被後見人名義の口座を開設できない。少なくとも、登記事項証明書等で本人確認の場合に、郵送確認を省略する取扱いを認めたい。 そもそも成年後見人は、被後見人である「本人」の取引に支障があるからこそ、法律の規定により家庭裁判所に法定代理人として選任されたのであり、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみを行う取扱いであったとしても、犯罪収益移転防止法の趣旨に反するものではないと考えられる。 所管省庁からの回答に「破産管財人のように、一裁判所の監督を受ける等の特殊な事情がある場合には、初取法施行規則第4条第1項第13号口に規定する「これに準ずる者」に該当し、顧客本人及び代表者等のいずれについても本人特定事項の確認は不要」とあるが、成年後見人はその任に裁判所が関与する等の点で「これに準ずる者」に該当するとも考えられる。 成年後見人から被後見人名義の口座が開設できないことへの苦情が銀行窓口に寄せられるケースもあり、実情が困難な場合、成年後見人に対し、犯収法の規定の趣旨等を変更で周知していただきたい。	一般社団法人全国銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等本人と取引の任に当たっている者(代表者等)が異なる場合、国や地方公共団体のように実在性が明確である顧客等以外については、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等本人と代表者等の両方の本人特定事項の確認を行わなければならないこととされています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第14条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第15条	対応不可	犯罪収益移転防止法においては、顧客等本人と取引の任に当たっている者(代表者等)が異なる場合、仮に双方について本人特定事項の確認を行わなければ、取引の対象となる財産が真に顧客本人の財産であるのか、顧客の代理人として行動しようとする者の財産であるのかが不明確な場合、資金トレースは不可能となることから、国や地方公共団体のように実在性が明確である顧客等以外については、実際に取引による財産の移転の結果が帰属する顧客等本人と代表者等の両方の本人特定事項の確認を行うことも義務付けるとしています。 このことは、代表者等が法定代理人である場合においても異なることから、法定代理人が存在することをもちって直ちに顧客等本人を本人特定事項の確認の対象から除外することは、困難であると考えます。 また、破産管財人については、破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払を受ける場合に、支払を受けた財産が破産者の管理下に置かれることなく、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続に付されることや、その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情があることから、例外的な取扱いを認めたものです。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第13号口の「これに準ずる者」は、財産処分等の手段が裁判所による同様の監督に置かれている特別清算人等が想定されているものであり、成年後見人は破産管財人や特別清算人に比して裁判所による監督が限定的であるため、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第13号口の「これに準ずる者」には当たらないと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○ 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △ 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530031	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の部解禁	銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。 □ 有価証券関連業務に関する規制(引受・売出し)の解除。 □ 信託業務の一部(エスロー)程度の取扱い業務の解除あるいは取扱いが可能であることの明確化。 【提案理由】 海外では、統合するグローバルバンクが、ローン・債券両取扱いの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップのサービスを提供する中、邦銀は証券会社の共同訪問、業務分担に対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の制限によりクロス・マーケティング等を利用する場合と、国境を1クワから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている。あるいは後者も取扱いのできるもの明確な根拠がないとされているため、この分野においては明確な不透明状況にある。ユニバーサルバンク制度を採用している欧州や、規制が徹底されている米国と判断する銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることと鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の実績はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法令遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀・ワンストップのサービスを提供する上でのクロス・マーケティングによる差別化が図れることが期待できると考えられる。銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすると(同・付・心(12))とされていることと鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るといふことであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を設定した範囲内に留める等の条件付きであっても解容をお願いしたい。業務範囲として全(否定されるもの)でなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上で対応も可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行の財務の健全性の観点から、銀行に対して、証券の引受や売出しといった証券業務を禁じます。 エスロー業務については、銀行・信託銀行が扱うことができます。ただし、金銭信託によるエスロー業務は信託銀行のみ扱うことができます。	銀行法第10条第2項、第11条金融商品取引法第33条第2項	検討を予定	銀行の国内支店で認められていない業務であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から、慎重に検討していく必要があります。 信託業務等の法定他業として認められている業務を、銀行の海外支店でのみ営むことについては、慎重に検討を行う必要があります。
260530032	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は、金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。 【提案理由】 □ 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスビーチャーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による積極的進出や提案型マーケティング等(下記)ができず、顧客利益が損なわれる状況とされている。 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューを複合的ディールの説明、上記商品・サービスの内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと、上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 □ ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼業することにより生ずる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に取っては、これまでも証券会社の共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 - 2-5(1)において明確化されています。	金融商品取引法第33条第1項(解容) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針VIII-2(5)(1) 銀行法第12条	対応不可	銀行等の金融機関にご提示の業務を認めることは、銀行業務の顧客と証券業務の顧客の間の利益相反等の弊害を生ずるおそれがあることから、措置は困難です。
260530033	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃	銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。 □ 全般的な自由化が困難な場合、以下の規制緩和を実施していただきたい。 □ オプトアウト制度の実務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。 □ 金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 □ 業種間の業務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。 □ 銀証事業者における「非共有情報」のアクセス制限、開示、記録事業者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録規制撤廃)。 □ 近年のファイナンス手続の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エグゼクティブ・ガバナンスを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手続をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。 □ わが国のファイアーウォール規制は厳格化してきたものの、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制約が存在。一方、欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一分科会報告(規制の適)・グループ内の法人顧客情報の共有は、原則自由に行うことができ、海外金融機関との競争力確保のため、情報共有に係る規制緩和が重要。また、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利な結果を招いている状況。そもそも、情報共有によって生じる可能性がある(インサイダー取引・利益相反・優越的地位の濫用といった問題)については金融商品取引法他業禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限してこそ、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と思料。 □ オプトアウト手続・承認制度は、同意書前提出出手段に加え、顧客サイトで内閣府等の手続があることと並行して、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入により負担が大きくなり、平成20年金融改正により実施された現行規制の見直し段階である多様で高い信頼サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。 □ 両国は、欧米等のように承認制度を導入し銀証連携を促進しようとする情報・情報共有可能な顧客と積極共有出来ない顧客で部層を分ける必要が生じ等、多大な負担が発生。また、現状、業種間は銀証いずれか一方から外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。外務員の二重登録については、外務員登録の効果の発揮が不明確になるといふ問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、該部防止に努めれば困難可能。 □ 見直しが行われた場合、欧米銀同様にグローバル・レベルでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体での、より多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。	都銀懇話会	金融庁	有価証券関連業務を行う金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人・子法人の間に授受することは原則として禁止されていますが、発行者等から書面同意を得た場合には、この例外として扱われることになっており、オプトアウト制度を利用した場合においては、書面同意があるものとみなされます。また、金融商品の取引業者等は、登録金融機関と委託金融商品取引業者との間で顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を授受している状況がないように業務を行わなければならないとされていますが、顧客から書面同意を得た場合には、この例外として扱われることになっており、さらに、登録金融機関と委託金融商品取引業者が親子関係にある場合は、オプトアウト制度を利用できることとされています。ただし、オプトアウト制度は、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員・使用人との間で授受を行う場合には認められていません。	金融商品取引法第44条の3、金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条、第154条 金融商品取引業者等に関する内閣府令第120条 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針V-3-1-4	規制対応可能など	銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していただくことが必要であり、顧客が望んでいない場合や過度に顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。 また、登録金融機関の金融商品仲介に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業務を行うことから、利益相反や発行等の優越的地位の乱用のおそれが高くなることを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。 規制の全面的な見直しについては、上記の規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。しかしながら、銀行の規制の適用・運用に関して、業務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、その明確化等について必要な検討を行うこととしたところで、規制改革ホットライン(平成24年7月31日内閣府取りまとめ47「所管省庁の検討結果」)を受け、銀証間での法人顧客情報の共有やオプトアウト制度に関して、発行者等が外国法人の場合に書面同意要件を緩和するなどの見直しを行う「金融商品取引業者等に関する内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」を取りまとめ、平成25年11月15日から同年12月16日までパブリックコメントの募集を行いました。改正後の内閣府令は平成26年3月28日に公布され、同年4月1日から施行され、改正後の監督指針は同年4月1日から適用されています。また、「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表しました。更なる見直しについては、規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530041	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	リース業務の高度化・多様化等に対応した規制の見直し	銀行及び銀行持株会社の子会社等の中古物販賣及びメンテナンス業務を行う際の取組の見直し。「中古物販賣等業務収入がリース業務収入を上回らない」との判定についてリース業務を営む子会社が、実質的にリース業務を営む会社の一部と判断される場合は、リース業務の有無に関わらず当該子会社をリース会社集団に属する会社として判断する。金融庁行 大蔵省告示第九号(金融第2項)「リース業務を営む会社が」と規定するそれぞれの会社に係る「リース業務を営む会社が属するリース会社集団」に係る、同告示第九号第2条第2項第2号を撤廃する。業務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己破産会社」と同様、他業禁止の観点から、本行に係る業務を「リース業務等の取組」で厳格な保有・管理及び売却に限定する等の措置を講じた上で、リース会社が新たに第三者と賃貸借契約を締結することを許容すること。 [要望理由] □中古物販賣の売却及びメンテナンス業務は、銀行持株会社の子会社等に解禁されたが、リース業務を行う会社に限定されており、リース会社集団内の機能分担、業務効率化の制約要因となっている。 □現状では、企業が営んでるリース会社が新たなテナントと賃貸契約を締結できないことから「デフォルト」したユーザーローカル・ユーザーがデフォルトしたままの状態でのテナントの前面に出ていると、物件の保守管理や処分・賃貸条件の変更、デフォルト物件に備えることによるテナント低下や、空室増加により利益が確保できないと不意に発生し、運営するテナントがある。金融庁・テナントは利益が確保できず、物件の処分価格も低水準となり、債権回収の困難も発生している。 □企業が新たなテナントと賃貸借契約を締結することによって新たなテナントによって不正を犯す等、稼損コストをかけること(従来通りの業務が可能となり、かつ市場環境に即した価格にて早期処分することが可能となるため、リース会社にとっても損失を最小化することにも繋がり、リース会社の経営の健全性にも資する。 □本業範囲内では、既に銀行持株会社及び銀行の自己破産会社と認められた業務であり、リース子会社の場合、当該対象となる保有であるリース会社が自己破産会社の債権を持っていることと考えれば、本業務の許容は、財務の健全性の維持やリスク管理の観点から適切と考えられ、且つ特種の弊害もないと考えられる。 □住宅・不動産賃貸業とみなされないためには、以下の措置で対応可能と見られる。 □本件に係る業務は、「住宅の取組」としてリース債権の回収のために本行を相手不動産もしくはリース対象不動産の取得・保有・管理及び売却に限定。 □業務進行に当たっては、「監督指針Ⅴ-3.3.3.3」に記載の事項に準じるとともに、適切な早期処理を行なうための部署・担当者を明確にし、対象不動産等に収支・損益の分別管理を行うこととする。	金融庁 都銀懇話会	銀行等が子会社として保有できる会社の業務範囲は法令において規定されており、ファイナンスリース業は金融関連業務として認められています。 また、当該リース業務の範囲は一定の収入基準を満たす必要があることと、当該リース業務を営む会社が及びその子会社は、一定の収入基準の下で当該リース業務を営む会社又はその親銀行若しくは当該親銀行の子会社が営むリース業務に係る物件と同様の物件について中古物件売買取等業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第1項 銀行法施行規則第17条の3第2項 平成10年金融監示第9号(金融第2項、第3条第7号) 主要行等向けの総合的な監督指針(2)-3-3-1	現行制度下で対応不可 検討を予定	平成25年の告示改正により、銀行等のリース業務を営む子会社に限り、リース業務を営むことと、中古物件売買取等業務を営むことを可能とし、その場合、当該リース業務を営まずに中古物件売買取等業務を営む会社の収入を、その親会社であるリース会社の属するリース会社集団に係る収入基準に購入することとした。 リース会社集団に属する個別のリース会社への収入制限規制については、個別会社ごとにリース会社である必要があることから、「収入の50%以上がリース業務に係るものであること」と規定しており、廃止することは困難です。他方、平成25年の告示改正により、リース業務を廃止することとしているリース会社については、リース会社集団に属するリース会社の収入制限規制の適用除外としました。 デフォルトした債務者とのリース契約に係る不動産について、リース会社が新たな第三者との間で賃貸借契約を締結することの可否については、銀行等の財務の健全性維持の観点や他業禁止の観点等を踏まえ、検討を行います。	
260530042	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	不動産売上の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 [要望理由] □一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関においてこの業務により経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。 □顧客対応の総合運用管理やサービスの充実を通じた顧客利便性の向上のためには「不動産関連業務を含めた併営業務の解禁が不可欠」。 □都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化・健全化が期待でき、「ひびくは日本経済の発展に寄与することが期待できる」。 □金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルⅡに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介等のみであり、不動産自体を自らのB/S上に保有することはない)。 □取り扱対象を一定規模を超えるもので、かつ銀行業務に関連する案件に限定することにより、既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。	都銀懇話会	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	対応不可	銀行本体や子会社等の不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの増大、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、措置困難です。	
260530043	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る資金除法の適用除外	□貸金業法第24条の規制の適用対象から①銀行等、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。 [要望理由] □銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応していること。銀行が保有する貸付債権について資金除法の規制が適用されることは明らかに過剰であり、実務の負担も大きい。また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が資金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。また、貸出債権流動化市場の活性化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。	都銀懇話会	貸金業者が貸付に係る契約に基づき債権を他人に譲渡するにあたっては、その者に対し、当該債権に関する行為について資金除法の適用がある旨を通知しなければならないほか、譲受人も債務者に書面交付する必要があります。	貸金業法第24条第2項	検討を予定	貸金業法第24条第2項の規定により貸金業者から債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制等は、債務者を保護するためのものであり、この趣旨を徹底する観点から、銀行等が資金業者から譲り受けた債権及び預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社(貸金業者)が譲渡する債権について例外とすることは、慎重に検討する必要があります。	
260530044	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀行子会社の業務範囲規制の緩和(短資会社の有価証券関連業務)	短資会社等が登録金融機関として行う有価証券関連業務を、銀行子会社の業務範囲として容認されたい。 [要望理由] □銀行が取引に銀行の子会社である保険会社および証券専門会社には有価証券関連業務への従事が認められているにもかかわらず、銀行子会社である短資会社が有価証券関連業務を営むことは認められていない。 □市場にて短期資金の貸借・媒介を行う「短資会社は銀行業務と密接な関わりがあり、銀行が短資会社に現行法規制の範囲内で出資しているケースが多いが、銀行が行う合併・買収の結果、銀行が保有する短資会社の株式が増加し、法で定められている基準を超える議決権を保有する事柄がでてきている。 □短資会社の有価証券関連業務は、保険会社・証券専門会社と同様に銀行業務との親和性があるものにもかかわらず、銀行子会社の業務範囲として定められていないため、銀行が行う合併・買収の結果、銀行もしくは銀行の子会社が保有する短資会社の株式を処分しないといけない状況。これは、銀行の子会社である保険会社等が登録金融機関として有価証券関連業務を行うことができると比較し、一貫性・合理性を欠いていると見られる。 □加えて、短資会社は非公開会社であるケースが殆どであり、且つ「取引先も限定的であることから第三者宛の売却が困難な状況」。	都銀懇話会	銀行の一般事業会社の議決権のある株式への投資には、上限規制(銀行本体とその子会社の合計で5%以下、銀行持株会社とその子会社の合計で15%以下)が課されています。	銀行法第16条の3、第52条の2	検討を予定	銀行子会社の業務範囲については、銀行業務とのリスクの同質性や子会社として行う業務の具体的なニーズ等を踏まえて規定されています。なお、相違再編により閉鎖の会社の議決権をその基準議決権数を超えて保有することについては、当該閉鎖を受けて3年以内限り認められています。保有の対象会社が非公開会社である等、株式の売却が困難である場合等の規制の在り方については検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530045	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存率規制の緩和	金融庁告示第34号第2条第1項2号、同第7条第1項2号に既定する「グループ内の銀行からの収入」に関する条件につき、銀行持株会社集団に属する法人が、海外において従属業務を営む子会社を設立する場合は、対象外とするなど、同条件を緩和していただきたい。 【要望理由】 □ 銀行持株会社集団に属する法人が、経営効率化の観点から、海外において従属業務(事務受託等)を営む子会社設立を検討した場合、グループ内の銀行から同従属業務に係る収入を得ることが条件となるが、当該国・地域において、グループ内の銀行が同従属業務の対象となる事業を展開していない場合等には、グループ内の銀行からの収入を得ることが事実上困難であり、条件を充足できないこととなる。設立を断念せざるを得ない状況にあり、現地の競争力強化の阻害要因となっている。 □ 仮に、国内のグループ内銀行から、海外子会社に対して対象事業を委託するにしても、当該委託に係る体制整備費用(システム費用、日本語対応等)が却って嵩むこととなり、当初の目的である経営効率化を実現することは困難である。 □ したがって、従属業務を営む海外子会社について、グループ内の銀行からの収入に関する条件を適用せず、「銀行持株会社集団からの収入比率」の充足のみを条件とすることを検討していただきたい。 □ 銀行持株会社集団からの収入比率の充足のみが条件となれば、従属業務を行う「現地の設立が容易となり、現地での業務効率化が進み、結果として顧客への還元などを通じて、サービスの向上に繋がるもの」との期待。 □ 特に新興国へのリテールファイナンスの展開において、現地に設立する事務受託会社への委託を容易にし、経営体質を強化することで、本邦金融機関の国際競争力・プレゼンスが高まることに加え、現地で本邦金融機関のノウハウが浸透することにより現地のリテールファイナンス市場の育成にも資するものと考えらる。	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。	銀行法第16条の2第1項、第7項、第52条の23第1項、第6項 平成14年金融庁告示第34号第2条、第7条 主要行等向けの協定的な監督指針「3・3・3-1(2)。(3)」	検討を予定	従属業務は銀行業からみれば他業に当たり、銀行が分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、一定の要件を課すことにより、主として銀行又は銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者の業務のために営む業務であることを明確にした上で当該業務を営む子会社を子会社とすることを認めています。 海外に拠出している従属業務子会社に対する収入規制の在り方については、その実態等を踏まえ検討を行います。
260530046	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀行の営業時間変更の弾力化	営業時間変更に係る要件について、「顧客利便、要件の具体的基準として」現金自動預払機等による代替を含む)ことを明確化するとともに、「所在地等の事情、要件を撤廃するなど、弾力化頂きたい。【要望理由】 顧客ニーズの多様化や金融商品の高度化が進むなか、金融資産運用や住宅ローンの借入相談等については長時間を要する事が多く、日中の来店が困難な会社員等を中心に、夜間の窓口営業を望む顧客が少なからずある。こうしたニーズに対応するためには、夕刻・夜間に重点を置いた営業体制を整備する必要があるが、現在の営業時間規制のもと、顧客説明の質を確保しつつ労働法制上の制約(勤務時間管理の問題)をクリアすることは、適正コストを前提とした場合には現実的に困難である。他方、顧客においても、午前8時から午後3時までの店頭営業には必ずしも拘束されないケースも多く、現在インターネット店舗や、相談業務専門の勘定レス(店頭での現金取引不可)店舗など、新たな形態の営業所も広く受け入れられている。また近年では、現金自動預払機やインターネットバンキング等の性能が大幅に向上し、現預金、為替、税金等の取引についての機能的な代替は十分に可能となっており(平成18年5月17日金融庁/パブリックコメントにおいても、営業時間変更に関して「顧客利便を損なわないこと」の具体例として、「ATM等を稼働させることが挙げられている)、このような先進的技術の活用も踏まえ、営業時間変更の弾力化を許容していただきたい。	都銀懇話会	金融庁	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時まで(営業の都合による延長は可)となっており、延長を除く(営業時間の変更については、当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情による場合、当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合、当該営業所が当該従属業務を営んでいない場合、のいずれにも該当する場合に認められています。	銀行法第15条第2項 銀行法施行規則第16条第1項、第3項	現行制度下で対応可能	「顧客利便、要件の具体的基準として」現金自動預払機等による代替を含む)ことについては、平成18年5月17日付パブリックコメント回答で明確化しています。 「所在地等の事情、要件については、銀行業務の高い公共性に鑑み、顧客の利便性を確保する観点から、撤廃することは適当ではないと考えます。なお、「所在地等の事情」については、上記パブリックコメント回答にて、例えば、営業所の立地条件(住宅街、オフィス街、商店街等)や顧客層(個人・中心、事業者中心)等により、例えば、日中の特定の時間帯には利用者が少なく、窓口を閉めても顧客の利便を著しく損なわないなどの業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合をいいます。」との見解を示しており、現行制度下においても営業時間について弾力的な変更が可能となっております。
260530047	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	キャッシュアウトサービスを提供するに当たり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置、の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店銀行(加盟店と契約する幹事金融機関)が取るべき措置及び加盟店銀行が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることをお願いしたい。 ◦具体的な規制内容(案) 加盟店銀行が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店(直接加盟店と契約する加盟店)を管理。上記管理において、情報セキュリティ体制の確保のため、日本電子決済推進機構のガイドラインを遵守させる。加盟店銀行が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店銀行が指導する。加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。 【要望理由】 □ 欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。 □ 現状、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中。 □ 加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。 □ 利用者の方からも、過去に実施したアンケート(サンプル数500名)において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思う」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。 □ 加盟店・利用双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能としたいもの。	都銀懇話会	金融庁	現在、小売店等のレジ等でカードにより現金を受け取るサービス(キャッシュアウトサービス)は認められておりません。	-	対応不可	平成17年の銀行法改正により、一般事業会社が銀行代理業を行うことが可能となったところで、小売店等のレジ等でカードにより現金を受け取るサービス(キャッシュアウトサービス)については、当該小売店等が銀行代理業の許可を受けて銀行代理業者となれば、現行制度においても行うことは可能です。 銀行代理業者以外の者がキャッシュアウトサービスを行うことについては、顧客情報保護や内部管理体制の観点、カードの悪用、トラブル等による損害の補償を関係者がどのように分担するか等、慎重に検討を行う必要があり、以上を踏まえ、銀行から預金の払出しの委託を受けることが認められているのは、有価証券発券連業を営む金融商品取引業者等のATM等のみに限られています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530048	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	保険募集時の制限に関する規制の撤廃	銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、募集に係る手数料を収めた、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)、事業資金融資担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)、融資申込中の顧客(2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)、銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らず、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)、(1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外、(2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外、これらに関する規制の撤廃 [要望理由] □ 既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 □ 形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、業務上の負担大。 □ 銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品、サービス選択を阻害している。 □ 顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
260530049	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	生命保険の募集に関する構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制の撤廃。 [要望理由] □ 構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 □ 形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 □ 規制対象となる「密接な関係を有する者(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 □ 規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人、や「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がいくつも、調査負担が極めて重い。 □ 金融テクノロジーが進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービスの充実を阻害している。 □ 損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 □ 顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第5号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第236号、保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2(8)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
260530050	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。 [要望理由] □ 銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない。銀行以外の代理店・例えば証券会社等は対象外、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外。 □ すでに個人情報保護法に基づき利用同意を取得しているにも関わらず、保険募集・商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
260530051	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	外貨定期預金(1年物)について、以下のケースで物理的に暦年ベースで1年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略の許可。期間満当日が休日(海外の休日を含む)の場合に翌銀行営業日を満期日とする取扱。月末営業日が預入(継続)日の場合で、期間満当日の月末営業日を満期日とする取扱。 [要望理由] □ 預入期間1年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで1年を数日超える可能性があるが、数日超えることによる顧客のリスク度合いは変わらず顧客保護の観点からも問題ない。 □ また1年を数日超えることにより法定書面を送付することについて、顧客からの苦情も散見される	都銀懇話会	金融庁	外貨定期預金などの特定預金等については、1年(365日)以内に同一内容で更新契約を行う場合には、同一預金者に契約締結前書面等は不要となります。	銀行法第13条の4、金融商品取引法第37条の3第1項、第37条の4第1項、銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号、第14条の11の25第1項2号	検討を予定	自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前日から1年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の要否について、検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530056	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定。 財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更)。 【要望理由】 本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づき(届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等)についての確認に供される。具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業者の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。この点、銀行法施行規則第32条第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも必要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による預金又は定期預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が適次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供しており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。銀行代理業者における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業者の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁	現行制度上、銀行代理業者は商号、役員氏名、営業所の名称・所在地、親法人等・子法人等の商号・所在地、代表者名等を変更した場合には、2週間以内に内閣総理大臣に届け出る必要があります。	銀行法第52条の39、銀行法施行規則第34条の39、第34条の32第1項	検討を予定、対応不可	利益相反等の弊害防止の観点から、銀行代理業者のみならず、グループ全体について把握する必要があることから、届出事項の権利については慎重に検討を行う必要があります。届出の時間(2週間)については、銀行代理業者への監査の実効性を確保する観点から必要なものと考えられており、措置困難です。		
260530057	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合については、事前に「届出」することをもって「認可」を取得したことを旨とするものとして頂きたい。 【要望理由】 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできずとされており、また、その業務を営むに当たっては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならないとされている。(銀行法第52条の21)により、銀行持株会社の取締役及び執行役員が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するという旨を有していることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の業務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役員に就任することがそもそもできないと考えられる。尚、就任に際しては届出が実施されている。)上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役員が、子銀行の業務に従事する場合については、他の一般の会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的な人材活用を妨げると考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の定かから公表までではできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあっては執行役員)、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはなりません。	銀行法第7条第1項、第52条の19第1項	対応不可	兼職制限については、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げとなるおそれがあるかどうかとの観点から、個別認可によってのみ解除されることとなっています。このことは、当該他会社が銀行の子会社等である場合においても変わらないものではないため措置困難です。	
260530058	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	臨時休業等における業務の再開に係る店頭掲示の緩和	銀行法施行規則第17条第4項第4号に規定される「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、公告のみならず、業務再開時の店頭掲示期間を業務再開当日とするべく、店頭掲示期間を見直して頂きたい。 【要望理由】 銀行法第16条において、臨時の休止および業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められるのは、銀行の業務の停止は資産内容に重大な影響を及ぼし、預金者保護の見地から一般公衆の被る損害を極力限定するために速やかに適切な措置を講ずる必要があることによる。ただし、銀行法施行規則第17条第4項第4号において「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」において、休止および再開の公告を不要とする趣旨は、休業期間が一営業日に限らず、当該営業日に必要となる業務は限らず、お客さまへの影響が限定されることから考えられる。「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、再開の目的も立っており、休止の店頭掲示において再開の旨を速に認識することで、お客さまの当該営業日に必要な業務の対応の可否につき、判断ができ、お客さまへの影響を限定することが可能である。また、金融業界においても、ホームページの開設、インターネットバンキングの運営等、お客さまに対する情報提供の手段は多岐に渡っており、通知の制約がなくても一ヶ月間の店頭掲示を規定する趣旨が乏しくなっている。期間を定めた店頭掲示に係る規定は銀行法第38条の廃業等の公告があるが、廃業等の公告であっても1ヶ月を下らない期間の掲示であり、「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても業務再開につき、同期間の店頭掲示を過料の制裁が課される法定にて求めるのは過重である。また、例えば民事訴訟法における法的効力を有する公示送達の場合でも、公示送達開始から開始後1ヶ月間の店頭掲示を規定する趣旨が乏しくなっている。期間を定めた店頭掲示に係る規定は銀行法第38条の廃業等の公告があるが、廃業等の公告であっても1ヶ月を下らない期間の掲示であり、店頭掲示につき、1ヶ月を定めるのは不当に長いものと思料する。	都銀懇話会	金融庁	銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開したときは、再開した日後一ヶ月を経過する日までの間、当該営業所に店頭掲示を行う必要があります。	銀行法第16条、銀行法施行規則第17条	検討を予定	休業後、業務を再開する際の店頭掲示の在り方については、規制の趣旨を踏まえて、検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議による再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530059	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	「事業の譲受け」に関する広告義務の緩和	公告実施期限の2週間以内から4週間以内への延長、軽微基準等による公告手続きに関する一部免除規定の導入。 【提案理由】 実務上、事業譲受け案件(特に海外企業からの国際的な譲受け案件)では、(1)譲渡側の決議機関(取締役会等)スケジュールとの兼ね合い、及び(2)当事者間の決議後に契約文言の最終調整を行う例が多いこと等、により、決議日から最終契約締結までに一定期間(1-2週間程度)必要となる場合が多い。公告実施までには、上記期間に加えて公告準備期間(神取り等)が必要であり、状況次第では現状の公告実施期限(決議後2週間)内に対応できないケースが想定される。その場合、現行規制下では取締役会を再開催し決議を必要が生じ、決議日から2週間以内に言明への公告及び訂立確定方法による公告を行わなければならない。 一方で、公告神の手配を行うと、仮に契約締結が当初想定より遅れた場合、掲載取り消しができない可能性あり。実務上、取締役会の開催に関しては、昨今増加している社外取締役の日程調整等も必要となり、当該公告実施期限の修正目的で取締役会開催する負担は増大しており、状況によっては開催が困難な事態も発生される等、特にクロスボーダーの買収案件において円滑に事業譲受けを行う上での課題となっている。また、併せて重要性の如何による公告手続きの免除についてもご検討いただきたい(例:軽微基準を設ける等による一定規模以下の事業譲受け案件に関する公告手続きの免除)。	都銀懇話会	金融庁	「事業の全部または一部の譲受け」に関して、取締役会の決議(又は株主総会の決議、執行役の決定)がなされるときは、決議日から2週間以内に言明への公告及び訂立確定方法による公告を行わなければならない。	銀行法第34条第1項、第35条第1項	対応不可	事業の譲渡は合併と同様、信用秩序の維持、金融の円滑、預金者保護その他の観点から、極めて重大な効力を発生させることが予想されるため、その影響に鑑みると、「事業の譲受け」に関する広告義務を緩和することは困難です。	
260530061	25年10月21日	25年12月24日	26年5月30日	銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置の維持	【具体的内容】 銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 銀行等と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったこととなり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
260530062	25年10月21日	25年12月24日	26年5月30日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	【具体的内容】 法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約規制」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行規制を維持していただきたい。 【提案理由】 保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを禁止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約規制」)。 雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険が長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールを存置が必要なる状況にあると考えられる。 上記状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行規制を維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除外禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針・3-3-2(B)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性にも鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。		
260530063	25年10月22日	25年12月24日	26年5月30日	事業型ファンド(金融商品取引法では投資対象事業持分)における金銭の分別管理方法について	金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第2号に規定される管理方法に、事業型ファンドの事業の金銭の管理のために開設されたことが明らかでない事業者名義の預金又は貯金で管理する方法も、適切な方法より金銭が管理されているものに含まれることを明確化していただきたい。(例えば、他の目的に使用されたことがないことを通帳の入出金の状況により確認できる場合や、口座の開設日が募集開始日の前であること等です。) 事業型ファンドの分別管理の確保につきましては、金融商品取引法第40条の3において求められており、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「金商業府令」とします。)第125条において分別管理態勢の具体的な基準が規定されております。また、金商業府令第125条において規定されている具体的な基準の1つとして、同条第2号に金銭の適切な管理方法が規定されており、同号において「銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第10第1項第1号に掲げる業務を行う者への預金又は貯金(当該金銭であることがその名義により明らかでないに限る。)」と規定されております。 当該法令の趣旨を踏まえ、事業型ファンドに関する金銭の分別管理の実効性を高め、事業型ファンドに関して出資され、または拠出された金銭が、事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることを確保することであると理解しております。 しかしながら、一方で、事業型ファンドの名義を口座名義に明記した形で預貯金口座の開設は、ここ数年、金融機関の口座開設の審査が厳格なケースが増加しております。そこで、事業型ファンドの名義を口座名義に明記しているか否かに関わらず、当該事業型ファンドの事業の金銭の管理のために開設されたことが明らかでない事業者名義の預金又は貯金につきましても、適切な方法により金銭が管理されているものであると金商業府令第125条第2号に規定される管理方法に明確化していただきたいと考えております。	民間企業	金融商品取引業等は、事業者において、内閣府令で定める方法により、集団投資スキーム持分に開し出資・拠出された金銭が事業者の固有財産等と適切に区分して管理されていない場合には、集団投資スキーム持分の販売勧誘を行うことが禁止されています。	金融商品取引法第40条の3、金融商品取引業等に関する内閣府令第125条	対応不可 事実確認	事業者における分別管理の方法のうち、銀行等への預金による方法については、集団投資スキーム持分に開し出資・拠出された金銭であることがその名義により明らかでないに限定していません。 ご提案のような事業者名義の預金については、集団投資スキーム持分に開し出資・拠出された金銭であることがその名義により明らかではなく、投資者保護の観点から問題が生じ得るおそれがあるため、当該措置は困難です。 なお、犯罪による収益の移転防止に関する法律においては、同法第4条に規定する取引時確認(ファンド等的人格のない社団については、現に取引の任に当たっている自然人の本人特定事項等の確認)を行うことができれば、ファンド等名義での預貯金口座の開設は可能です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530064	25年10月22日	25年12月24日	26年5月30日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	生命保険募集人である企業の役員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。 【提案理由】本規制は、形式基準であるため企業の役員から自発的な申し出にも対応できないなど、顧客の自由な商品・サービス選択や利便性を阻害している。あわせて、「密接な関係を有する者」の範囲が広く、銀行職員が少数出向している企業や、圧力販売が起これない大企業まで規制対象となっており、顧客の理解を得にくい状況にある。金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制から除外すべきである。	一般社団法人地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監査指針「3-3-2(8)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
260530065	25年10月22日	25年12月24日	26年5月30日	アプリ(前払式バーチャルコイン付きのアプリ)を廃止しようとするときは、その旨を「新聞広告」でもって利用者に周知することが義務付けられている。そこで、廃止を周知する手段として、紙メディアである「新聞」だけでなく、自社ウェブサイトなどの電子的な周知方法でもって代えられるような規制改革を求める。廃止しようとするアプリは、ビジネスとして収益を上げられていないものが多い。その一方で、日刊新聞への広告によるアプリは、安くと数十万円の費用が発生する。アプリ利用者の残金がわずかであっても、新聞広告に数十万円超をかける事態が発生しており、費用対効果を考えたと疑問がある。また、アプリの利用はサイバースペースで行われるものであるにもかかわらず、新聞という紙メディアのみで周知方法を限定していることは不合理であり、利用者に広く効果的に周知する観点からも、サイバースペースでの代替手段を認めるべきである。	前払式バーチャルコイン付きのアプリを廃止しようとするときは、その旨を「新聞広告」でもって利用者に周知することが義務付けられている。そこで、廃止を周知する手段として、紙メディアである「新聞」だけでなく、自社ウェブサイトなどの電子的な周知方法でもって代えられるような規制改革を求める。廃止しようとするアプリは、ビジネスとして収益を上げられていないものが多い。その一方で、日刊新聞への広告によるアプリは、安くと数十万円の費用が発生する。アプリ利用者の残金がわずかであっても、新聞広告に数十万円超をかける事態が発生しており、費用対効果を考えたと疑問がある。また、アプリの利用はサイバースペースで行われるものであるにもかかわらず、新聞という紙メディアのみで周知方法を限定していることは不合理であり、利用者に広く効果的に周知する観点からも、サイバースペースでの代替手段を認めるべきである。	一般社団法人新経済連盟	金融庁	資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻さなければならない。この払い戻しを行うときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」を「払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと」「当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除外されるべきこと」等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならない。	資金決済に関する法律第20条第1項 前払式支払手段に関する内閣府令第41条第2項	検討を予定	現行法では、払戻しを行うことによる保有者に対する影響(除斥など)が大きく、保有者に広く周知する必要があるため、前払式支払手段発行者は「払戻しをする旨」等について日刊新聞紙により公告することが義務づけられています。この制度趣旨を踏まえ、日刊新聞紙による公告に代えて電子的な周知方法を行うものとすることができないかについて、資金決済に関する法律附則第36条の規定に基づき(見直し)等の中で、検討を行います。 < 参照条文 > 資金決済に関する法律 附則(検討) 第三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 資金決済に関する法律の施行日は、平成22年4月1日。	
260530067	25年10月25日	25年12月24日	26年5月30日	生協法に基づく全労済の代理店締結を可能とする。信用組合も可能とする。信用組合の拡大を要望。	信用組合は、相互扶助を理念とする協同組織金融機関である。地域に根差した事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく全労済の代理店となること、組合員の身近な相談相手となり、貯蓄・融資だけでなく(万の一の際の保障(共済))についても加えることで暮らしの中の多面的で密接に関係する様々なニーズを一元的な相談と最適なサービスの提供が可能となる。ひいては組合員のくらしの安定をより実現できるものと思う。また、信用組合にとっても保険だけでなく(共済)についても代理店経営を可能とすることは経営の選択が広がることとなる。	全国信用組合中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同法施行令2条、同法施行規則167条、同法施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号、以下「改正法」という。)により導入されたところである。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることなどから、共済代理店になることができる者として規定され、信用組合については異なる扱いとされたところである。改正法附則第38条において、法律施行から5年経過した後、その施行状況について検討を行う旨規定されていることから、本件についても、附則第38条に基づき(検討)の中で議論していくこととなります。	
260530068	25年10月25日	25年12月24日	26年5月30日	【具体的内容】 出金停止の措置が、技術的、物理的に講じられている場合に限り、その理由を問わず、全て「例外的に指定信用情報機関を利用した定期調査が不要」となるように改正すべきである。 【提案理由】 極度方式基本契約締結後、例外的に指定信用情報機関を利用した定期調査が行われる。この調査は、指定信用情報機関を利用した定期調査を行わなくても、極度方式基本契約に係る契約の申込の都度、指定信用情報機関を利用した返済能力調査を行い、総量規制に抵触しているか否かを判断する必要がある。しかし、現状の判断は、そのような業者が極度方式基本契約を締結した場合は、定期調査が必要となり、本来の目的(総量規制に抵触している顧客への貸付抑制)のために必要以上の調査をすることとなり、業者には大きな負担となっている。そのため、極度方式基本契約を実施しない業者も多く、本来、極度方式基本契約が締結可能な顧客に対しても、極度方式基本契約を除く(契約)が実行できない状況であり、顧客に対しても貸付の都度、契約書面の再取得や各種書面の再請求が必要となる等、効率性や利便性を欠く結果を招いていると思われる。	極度方式基本契約締結後、例外的に指定信用情報機関を利用した定期調査が行われる。この調査は、指定信用情報機関を利用した定期調査を行わなくても、極度方式基本契約に係る契約の申込の都度、指定信用情報機関を利用した返済能力調査を行い、総量規制に抵触しているか否かを判断する必要がある。しかし、現状の判断は、そのような業者が極度方式基本契約を締結した場合は、定期調査が必要となり、本来の目的(総量規制に抵触している顧客への貸付抑制)のために必要以上の調査をすることとなり、業者には大きな負担となっている。そのため、極度方式基本契約を実施しない業者も多く、本来、極度方式基本契約が締結可能な顧客に対しても、極度方式基本契約を除く(契約)が実行できない状況であり、顧客に対しても貸付の都度、契約書面の再取得や各種書面の再請求が必要となる等、効率性や利便性を欠く結果を招いていると思われる。	株式会社アプロー	金融庁	貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付に係る時期、金額その他の状況を勘案して定める調査の要件等に基づき、当該極度方式基本契約が当該個人顧客の収入の3分の1を超える貸付けを禁じる総量規制に抵触していないかを調査する必要があります。	貸金業法第13条の3第1項、第2項 貸金業法施行規則第10条の24第1項、第10条の5第3項	検討を予定	当該定期調査の結果、当該極度方式基本契約が総量規制に抵触していた場合は、過剰貸付けの抑制を図るため、当該極度方式基本契約の総量の減額又は極度方式貸付けの停止の措置を行うこととしているため、極度方式基本契約に基づく(貸付)(極度方式貸付け)の都度、指定信用情報機関を利用した返済能力調査を行う場合に当該定期調査を不要とする措置を講じることにについては、慎重に検討する必要があります。	
260530070	25年10月28日	25年12月24日	26年5月30日	1. 提案内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、消費者保護の観点から弊害防止措置の強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については昨年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化。また「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)についてはその維持並びに実効性確保に向けた対応をお願いしたい。 2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から、各種の弊害防止措置が講じられているが、生保分野が再三に自り圧力募集等の問題が発生している実態を踏まえてきたにもかかわらず、昨年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。しかし、生保分野が規制緩和後の昨年9月に社内の調査機関に委託し、事業主を含む一般消費者約100名を対象に実施したモニターアンケートによると、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種の生命保険商品において、「銀行との取引を専らでやむを得ず加入した」との回答が多数あった。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることと併せて、実態を踏まえ、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化した(よう)お願いしたい。 また、昨年4月に実効性確保の観点から改正された「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)についても、前述のモニターアンケートでは、「銀行から誤認が頻りに込まれた直後に生命保険の提案を受けた」「生命保険を勧められたが、説明が不十分であった」「提案された商品が、理解できなかった」とも、(理解できなかった)との回答が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。 こうした状況を踏まえて、弊害防止措置について規制緩和の余地は全くなく、「融資先販売規制」の規制強化とともに、「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)等の維持並びにその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、消費者保護の観点から弊害防止措置の強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については昨年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化。また「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)についてはその維持並びに実効性確保に向けた対応をお願いしたい。 2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から、各種の弊害防止措置が講じられているが、生保分野が再三に自り圧力募集等の問題が発生している実態を踏まえてきたにもかかわらず、昨年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。しかし、生保分野が規制緩和後の昨年9月に社内の調査機関に委託し、事業主を含む一般消費者約100名を対象に実施したモニターアンケートによると、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種の生命保険商品において、「銀行との取引を専らでやむを得ず加入した」との回答が多数あった。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることと併せて、実態を踏まえ、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化した(よう)お願いしたい。 また、昨年4月に実効性確保の観点から改正された「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)についても、前述のモニターアンケートでは、「銀行から誤認が頻りに込まれた直後に生命保険の提案を受けた」「生命保険を勧められたが、説明が不十分であった」「提案された商品が、理解できなかった」とも、(理解できなかった)との回答が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。 こうした状況を踏まえて、弊害防止措置について規制緩和の余地は全くなく、「融資先販売規制」の規制強化とともに、「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)等の維持並びにその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品を一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったこと等であり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530071	25年10月28日	25年12月24日	26年5月30日	生命保険販売に係る構成員契約ルール	1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員等)に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するための措置とされているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。 2. 提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づいた大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位関係者等)に対する苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の雇用情勢の悪化により、雇用関係に基づく(使用者への)強要の発生リスクも高まっている。また、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。 また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金の支払)時までには長期間が経過していることが多いこと。また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引当条件が決定されるといった再加入の困難性があること。また、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることから、消費者被害は甚大とされている。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズをきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針「3-3-2(8)」	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
260530073	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じ協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性向上にはもちろん、基本サービスや福利厚生等の見直し向上につながるも考えられる。利益第一主義では地域間の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、信用金庫を共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法12条の2、同施行令2条、同法施行規則第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号、以下「改正法」といふ。)により導入されたこと。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるところから、共済代理店になることができる者として規定され、信用金庫については異なる扱いとされたこと。改正法附則第39条において、法律施行から5年経過した後、その施行状況について検討を行う旨規定されていることから、本件についても、附則第38条に基づき検討の中で議論していくこととなります。		
260530074	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	保険窓口に係る非公開情報保護措置の徹底	銀行等が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに保険募集に利用することは禁止されている。 この規制は銀行等が保険販売を行う際のみ適用される規制であり、既に顧客の個人情報の利用を得る必要はないと考えられる。 こうした過剰な規制は、顧客に対する総合的な金融サービスの提供を阻害する。信用金庫に求められているコンサルティング機能の質の低下を招きかねない。速やかに非公開情報保護措置を徹底していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったこと。平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
260530075	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	保険窓口に係る融資先販売規制の見直し	融資先販売規制(事業性資金の融資先である小規模事業者(従業員50名以下の企業)の従業員等に係る保険募集制限)は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員は、自らの勤務先の融資取引の内容を承知していないのが通常であり、勤務先の取引状況による事前規制は合理性が乏しい。従業員等の能動的な保険加入の機会を一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるを得ない。 また、協同組織金融機関は相互扶助組織の性格を鑑み、融資先であっても法人会員については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等は一律にサービスを受けられない不整合が生じている。 平成23年9月に公表された窓規制の見直しでは、本事項について、モニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な本措置は早急に見直しを行っていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったこと。平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
260530076	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	保険窓口に係る保険金額制限の見直し	保険金額制限(協同組織金融機関が融資先法人等に生命保険商品等を販売する場合の保険金額に係る制限)は、協同組織金融機関が融資先生命保険商品等を販売する際に、特定の商品について長期性や再加入困難性等を理由に、万一の弊害の可能性を考慮するとして設けられているが、保険料の払い方によって対象となるなど不合理な外形基準による制限であり、特に三分野商品の制限金額は、一般的な保険商品の下限の保障金額であることから、地域金融機関として本来求められるべきコンサルティング機能を発揮できず、顧客の希望に沿えないケースが生じている。 協同組織金融機関が相互扶助を目的とする会員組織であり、そもそも圧力販売の懸念はないにも拘わらず、特定の保険商品の場合のみ一律に顧客サービスの質の低下を招く結果にもなっており、このような地域密着型金融のメリットを損なう制限は早急に見直ししていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったこと。平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530077	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	構成員契約規制(企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合の、当該企業及びその企業と密接な関係有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する募集を禁止する規制)は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない特定の生命保険商品のみに限られた規制であり、妥当性を欠いている。また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入機会まで一律制限するものであり、顧客利便を損なっている。さらに、特定関係法人とされる「密接な関係有する者」の範囲が幅広くあり、調査・管理負担のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではないことから、本規制は撤廃していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係有する者(法人)の役員・従業員に対する募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号平成10年大蔵省告示第238号保険会社向けの総合的な監督指針-3・3-2(8)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
260530078	25年10月29日	25年12月24日	26年5月30日	特定融資枠的に関与する法律における債主の範囲に信用金庫連合会を追加	特定融資枠的に関与する法律(特定融資枠的に関与する法律)は、債主の範囲に信用金庫連合会を追加する旨に加入しても問題ないと考えられる。よって、特定融資枠的に関与する法律における債主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法律部	コミットメントライン法において債主の対象範囲は、大企業、資本金額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠的に関与する法律第2条	検討を予定	コミットメントライン法の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大されており、当該改正の効果を検証する必要があります。なお、コミットメントライン法は、金融機関や貸金業者等から資金調達を行う企業の資金調達の機動的な増大等を目的とするものですが、その対象範囲を拡大することは、貸主との関係において強い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。
260530083	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例の適用対象の追加	(具体的内容) 保険会社が外国保険会社(または外国保険持株会社)を買収する際、買収先の子会社のうち子会社対象会社以外の会社について、原則として5年以内に保有が認められていること、この規定が適用される買収の対象に、外国の金融機関(銀行、有価証券関連業者、信託会社)やこれらの子会社とする持株会社を加える。(理由) 2012年7月に改正施行された保険業法において、海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例が導入された後、2013年6月に公布された銀行法の改正によって、銀行による海外M&Aについてより幅広い特例が導入されることとなった。本要望は、保険業法のさらなる改正により、銀行法と同様の規律とすることを求めるもの。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社が外国の資産運用会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社については、当該会社を売却した場合でなければ、買収することはできません。	保険業法第106条第1項、同法施行規則第56条、第56条の2	検討に着手	外国保険会社を買収する際、子会社対象会社以外の会社を原則5年間保有可能とする特例制度が平成24年保険業法改正で新設され、一定の期間が経過する中で、特例の対象の拡大に係るニーズや必要性等を踏まえ、保険会社が外国の銀行、有価証券関連業者、信託業、金融関連会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社についても、原則5年の保有を確保するための見直しに向けて検討を行います。
260530084	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	保険会社の常務に就任する取締役等の職責の届出緩和	(具体的内容) 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な「届出」を不要としたい。手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和していただきたい。(理由) 他の会社との兼職規制の趣旨は、保険会社と不利な関係の防止であるが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な関係を築くことは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社の常務に従事する取締役又は執行役員は、内閣府副大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないこととされています。	保険業法第8条第1項、同法施行規則第14条の2第1項	検討を予定	保険業法第8条第1項は、保険会社の常務に従事する取締役等が他の会社の業務に従事することによって生ずるおそれのある弊害を防止し、保険会社の業務の健全性を確保するとともに、当該取締役等がその業務に専念することを確保するための規定です。このような規制の趣旨に鑑み、保険会社グループの実態を見極めつつ慎重に検討を行います。(参考) 保険会社と同様に免許制である銀行の常務に従事する取締役等についても、認可制となっています(銀行法第7条第1項)。なお、登録制である証券会社の取締役等については、届出制となっています(金融商品取引法第31条の4第1項)。
260530085	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	子会社の行う従属業務に収入依存先規制の収入依存先の緩和	(具体的内容) 収入依存先を(1)子法人等、関連法人等、及び、(2)当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。(理由) 経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化から収入依存先規制も例外ではなく、収入依存先についても、この連鎖の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売員等の転属業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点も踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する。旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	従属業務を営む会社が主として保険会社等のために当該業務を営んでいるかどうかの基準として、一部の業務を除きその種類ごとに、当該保険会社又はその子会社等からの収入の当該従属業務を営む会社の総収入に占める割合が、一定割合を下回らないこととされている。	保険業法第106条第7項及び第14条第10項、平成14年金融庁告示第38号第2条第1項第1号等	検討を予定	従属業務子会社の収入依存先規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点も踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にも拡大することともに、保険代理店についてもこれに加えることについて慎重に検討を行います。
260530086	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	保険会社の「防炎サービス」の範囲を拡大する	(具体的内容) 保険会社の「防炎サービス」の範囲を拡大する。(理由) (1)規制緩和が実現した場合、助言にとどまらず、ソフト・ハード共に充実した総合的な防災サービスを提供することが可能となり、消費者の満足度を高めるとともに、リスクを軽減し、社会の安全・安心に寄与する。(2)介護サービス関連事業者の多くが提供している極めてメジャーなサービスであるが、保険会社の子会社となると保険業法の制約を受けるため、実施できない事業となっているもの、介護サービス事業者として、サービスの一部医療の領域が入るは避けられないところであり、社会的なニーズに即する介護サービスの充実と寄与する。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社の子会社や関連会社が行う事業については、保険契約者保護のために保険会社に保険業に専念させる必要があることから、法令により一定の制限が設けられています。	保険業法施行規則第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針-2-3-1	検討を予定	「新しい保険商品、サービス及び募集ルール」のあり方について、「金融審議会金融分科会報告平成25年9月9日」において示された保険会社及びそのグループが行うことができる業務の範囲に係る考え方を踏まえ、要望内容について慎重に検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530087	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性を確保していただきたい。	【提案の具体的内容】 銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性を確保していただきたい。 【提案理由】 ・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合(保険業法第275条)」に限り認めるとされ、消費者や中小企業等の視点に立つて弊害防止措置等が設けられている。 ・昨年、銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われたが、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた態勢整備が不十分である」といった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)とこととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠である。現状においては、弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全であるとは言い難い状況(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)とされていることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。 ・非公開情報保護措置 ・融資先優先規制 ・インギング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月17日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
260530088	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールを引き続き維持していただきたい。	【提案の具体的内容】 生命保険募集人である法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールを引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 ・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が大きい。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲に持つ一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 3-3-2(6)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
260530089	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	【提案の具体的内容】 ・保険募集時の情報提供については、保険契約者の承諾があっても、電磁的交付が認められる書面が限定され、その方法も他業法と比較し限定的である。 ・「保険会社や募集人が「技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの「技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを受ける」ことを安心して享受できる観点から、利用者の承諾と保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行っていただきたい。 【提案理由】 ・保険業法施行規則53条第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されている。また、電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などが列挙されている(施行規則14条の10)。 ・また、保険会社向けの総合的な監督指針H-3-5-1-2(17)では、契約概要、注意喚起情報について「書面を交付する」ための規制整備を求め、電磁的方法による情報提供は非対面による場合のみ記載し、その場合でも印刷や電磁的方法による保存、を明示している。 ・これに対し、銀行法では、高品質情報について例外なく預金者の承諾を得て電磁的方法により提供することが認められている(銀行法第19条の3)。また、金融商品取引法でも権利の対応が認められた(注34条の2第4項)、金融商品取引業者の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客等が閲覧する方法等が許容されている(金融商品取引業等に関する内閣府令56条)。 ・契約概要、注意喚起情報など保険募集時の書面について、保険契約者の承諾など保険契約者等の保護を適切に行うため、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。 ・これにより、保険会社や募集人が情報端末等の「技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、前払防止や自己情報による即時の間接が容易になるなど「技術の活用度合いに合わせた多様なサービス安心して享受することが期待できる。	第一生命保険株式会社	金融庁	保険会社は、外貨建保険等について、書面の交付により説明を行うことを確保する措置を講じなければならぬこととされています。 また、保険会社は、契約概要、注意喚起情報等については、原則として書面の交付により説明を行うことを確保する措置を講じなければならぬこととされています。	保険業法施行規則第53条第2項、第53条の7、保険会社向けの総合的な監督指針H-3-5-1-2(17)等	検討着手	あらかじめ契約者の承諾を得ておく(ことを前提に、説明書面を電磁的方法により提供する)ことを可能にすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得ます。	
260530090	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	機関投資家による議決権行使結果の開示の義務化	・具体的内容 「議決権行使結果の開示は、上場会社だけでなく、機関投資家(実質株主)にも義務化する(個々の機関投資家が、個別の銘柄について、議決権行使結果を開示する方向で、段階的にルール整備を推進する)」という要望を検討する際の、検討体制やスケジュールをお示し頂きたい。 ・提案理由 <現在の状況> 本要望に関しては、「ホットライン」で金融庁から「検討する」との回答を頂いたところである(2013年7月31日付)。 しかし、本件が議論される体制やスケジュールについては示されていない為、より具体的に検討を進めるために、このような点もあわせてお示し頂きたい。 ・理由 上場会社には株主総会の議決権行使結果の開示が義務付けられている。この主旨は、株主意思の明確化による経営陣への牽制効果と、議決権行使を通じた株主との対話(コミュニケーション)の促進とすることと理解している。 しかし、個々の機関投資家の議決権行使結果は、株主名簿上の名称であるカストディアンになっている為、実質に議決権行使の担い手である実質株主が、どのような議決権行使したかが発行会社から把握できず、株主との対話には繋がらない。 投資における実質株主の可視化について、姿の見えない株主の議決権行使を株式の発行会社側で集計するだけでは意味がなく、議決権行使だけでなく、どこにどのような投資をしているかの実質株主の開示によって公正な競争が出来る、対価型資本市場にする必要がある。	民間企業	金融庁	機関投資家による議決権行使の結果については、金融商品取引法の法定開示書類による開示は義務付けられていませんが、国内機関投資家の主要3協会(投資信託協会、信託協会、投資顧問協会)においては、業界ルール等を整備し、議決権行使ポリシーを作成・公表するとともに、議決権行使結果を整理・集計の上、公表しています。 更に、平成25年9月に金融庁に設置された「日本版スチュワードシップ・コード」に関する有識者検討会では、議決権行使の結果の開示についても議論・検討が行われ、今年2月に策定された「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)では、「機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。」旨が盛り込まれました。		対応不可	上記の検討会では、機関投資家による議決権の行使結果の開示に関する議論・検討の中で、「個別銘柄ごとの開示については慎重であるべき」旨の意見が多く出されました。加えて、英国スチュワードシップ・コードにおいても、具体的な開示方法として、必ずしも個別銘柄ごとの開示を特定して求めているわけではありません。 こうした点を踏まえ、今年2月に策定された「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)では、機関投資家による個別銘柄ごとの開示について排除はしていないものの、「機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。」旨が盛り込まれています。(なお、いづれにせよ、「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)は、機関投資家に対して法令のように義務を課すものではありません。)	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530091	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日		株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。 ・現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 ・ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。 ・企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。 ・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 ・現金化に似し、大買の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下落要因になる。 ・信託については、以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いをしないという利用者利便が著しく阻害される。また、生保にこの取扱いを認めた場合でも、生命保険契約としての機能に何ら変更はない。 ・本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。	(社)生命保険協会	金融庁	保険料受け入れは金額に限られており、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていません。	保険業法第97条、第116条、附則第1条の13他	検討を予定	特別勘定における現物資産による保険料の受け入れ及び移受管について、保険会社の経営の健全性、契約者の保護等に留意しながら慎重に検討を行う必要があります。	
260530092	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日		(1)業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先の要件に関し、中小企業新事業活動促進法の「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社で現行の要件を踏襲。又は、同法「特定新規中小企業者」の定義に係る新規事業活動従事者数が一定以上の会社などを、要件に追加頂きたい。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を要件に追加頂きたい。 (2)投資企業(ベンチャー)の成長、資本化後従業者数の中小企業者の要件から外れても、初回投資時に要件を満たしていた企業は10%超となる追加投資を可能として頂きたい。	(社)生命保険協会	金融庁	保険会社又はその子会社は、国内の会社の議決権の10%以上を取得・保有してはならないとされている一方、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度等与すると認められ新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の特定子会社を通じた議決権の取得・保有は、子会社に該当しないものとみなされます(保険業法第107条)。具体的には、保険業法施行規則第56条5項の規定により、研究開発型の新規企業や経営率等に取組む既存事業者等となっています。	保険業法施行規則第56条	検討に着手	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」における議論を踏まえ、サービス業等の業種を対象とす。第二創業を含める。投資の対象期間を10年から15年に延長するといった施行規則改正案をまとめ、昨年夏にパブリックコメント付し、本年1月27日に意見募集を終了しています。 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」における議論を踏まえ、保険会社のベンチャーキャピタル子会社がリードベンチャーとして出資を行っている場合には、出資先が中小企業であるか否かにかかわらず、上場までの間に限り、ベンチャー企業に追加出資できるような特例の緩和と検討を行います。	
260530093	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例、緩和	保険会社が将来にわたり保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により収益力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。 保険会社が外国の子会社対象会社を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不均等及びそれによる買収企業の損失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めていただきたい。加えて、外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。 ・保険会社が長期・安定的に収益を確保して将来の保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により収益力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢となる。 ・外国の子会社対象会社の買収において、当該外国会社に子会社対象会社以外の子会社等が存在することがあるが、欧米と異なり、我が国保険会社の子会社等の業務範囲規制で一定の会社に限定されているため、欧米の保険会社と比べて交渉し易いと思われる。 ・銀行については、銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備することの重要性に鑑み、平成25年の銀行法一部改正にて(1)銀行業、有価証券営業、保険業、信託業を営む外国会社、(2)保険業または金融期業を営む外国会社等を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について特例措置が設けられたが、保険会社については保険業を営む外国会社の買収の場面に限定されている。 ・保険会社においても、例えば外国資産運用会社の子会社化といった国際展開を容易にする環境整備の重要性は高く、また、本業へのリスク・影響を顕著するといった子会社業務範囲規制の趣旨は銀行法と保険業法と異なるのではないかと考え、銀行と同様の範囲で特例措置を認めていただきたい。加えて、分社化等の場合で、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化いただきたい。 ・また、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないため、その傘下の子会社等と一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがあることから、外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。	(社)生命保険協会	金融庁	保険会社が外国の資産運用会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社については、当該会社を売却した後は、買収することはできません。また、保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことがないよう留意する必要がありますこととされています(保険業法と関係する監督指針 -2-3-4(1))。	保険業法第106条、同法施行規則第56条、第56条の2、保険会社法第106条の2	検討に着手	外国保険会社を買収する際、子会社対象会社以外の会社を原則5年間保有可能とする特例制度が平成24年保険業法改正で新設され、一定の期間が経過する中で、特例の対象の拡大に係るニーズや必要性等を踏まえ、保険会社が外国の銀行、有価証券営業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社についても、原則5年以内を保有するための見直しに向けて検討を行います。 なお、外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、実務上の必要性や保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等に留意しながら、検討を行います。	
260530094	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	有価証券届出書(参照方式)の参照書類のうち、四半期報告書については同第二号の二様式(組込方式)と同様に、直近の四半期報告書に限る扱いとして頂きたい。 [提案理由] 金融法においては、有価証券届出書に組み込むべき四半期報告書(第五条第3項)及び参照すべき四半期報告書(同条第4項)は直近の有価証券報告書の提出以後に提出される四半期報告書とされており、組込方式と参照方式とは直近の四半期報告書とす旨が規定されている。一方、開示府令においては、組込方式(第二号の二様式)の場合の直近の四半期報告書を組み込むだけでなく、規定される参照方式(第一号の二様式)では参照すべき四半期報告書は直近のものに限定されていない。累計ベースでの開示を主とする現在の四半期報告書には、直近の四半期報告書に過去の四半期決算に係る財務数値が記載されていることから、参照すべき四半期報告書に直近以外のものを含める必要性は少ないと思われる。		日本証券業協会	金融庁	有価証券届出書には証券情報及び企業情報の記載が求められていますが、一定の利用適格要件に該当する者については、有価証券届出書における企業情報の記載に代えて、有価証券報告書等の継続開示書類を届出書に組み込むことができる組込方式、あるいは継続開示書類を参照すべき旨の記載で足りる参照方式を取ることが認められています。 ・組込方式において、組み込むことが求められている四半期報告書は、直近のものとなります。 ・一方、参照方式において、参照すべき旨を記載する四半期報告書は、直近の有価証券報告書提出後に提出された四半期報告書とされており、組込方式のように直近の四半期報告書に限られていません。	金融商品取引法第5条第3項、第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の二様式記載上の注意(1)、第二号の二様式記載上の注意(2)	対応不可	組込方式と参照方式は、いずれも、投資者への情報提供を確保しながら、有価証券届出書及び目録見書の作成に係る負担を軽減するものであり、参照方式の場合、組み込む四半期報告書が直近のもののみとされているのは、四半期報告書を有価証券届出書等に実際に組み込む際の負担等に配慮して、直近の有価証券報告書提出後に提出された四半期報告書をすべて組み込むことせず、直近の四半期報告書に限定しているものです。 ・一方、参照方式の場合、「継続開示書類を参照すべき旨」を有価証券届出書等に記載するのみで足りるとされ、実際に継続開示書類を組み込む組込方式よりもう一段負担が軽減されていると考えられますが、この点を更に簡素化して、参照すべき四半期報告書を直近のもののみとすることは、投資者への情報提供を確保する観点も踏まえた慎重な検討が必要です。 なお、制度の変更が必要か否かについては、実務上、発行者にどのような負担が生じているかを確認した上で、判断して参りたいと考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 回答取り 要日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 省庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議 から再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 概要	
260530095	25年 10月31日	25年 12月24日	26年 5月30日	発行登録書 面の合理化	【具体的内容】 有価証券届出書第二号の三様式(参照方式)及び発行登録書の添付書面のうち、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」の添付を不要として頂きたい。 【提案理由】 第二号の三様式により作成した有価証券届出書及び発行登録書に添付すべき書類として「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」が規定されているが、これは参照書類である有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」とほぼ同一内容のため、添付書類とする必要性は少ないと思われる。	日本証券 協会	金融庁	参照方式による有価証券届出書及び発行登録書には、添付書類として、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」が求められています。 「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」の記載内容は、参照方式による有価証券届出書及び発行登録書の参照書類である有価証券報告書の中で、「事業内容、及び「主要な経営指標等の推移」として記載が求められています。	金融商品取引法 第5条10項、第23 条の3第2項 企業内容等の開 示に関する内閣 府令第10条第 1項第3号へ、第14 条の4第1項第1 号二	検討を予 定	参照方式の制度の導入で異なり、情報通信技術が発達し、EDINETが整備された今日の状況に鑑み、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」を参照方式による有価証券届出書及び発行登録書の添付書類として提出させることの要否について、検討して参ります。
260530096	25年 10月31日	25年 12月24日	26年 5月30日	有価証券届 出書の記載 簡素化	【具体的内容】 信託社債の開示に適用される有価証券届出書第六号様式の受託者・委託者情報の記載については、当該受託者・委託者が一定の要件を満たしている場合には、提出済みの有価証券報告書等を参照することで代えることができるよう、様式の改正を行って頂きたい。 【提案理由】 信託社債は有価証券届出書第六号様式により開示することとされているが、現行法はSPCが受託者等となつて発行することを想定しているため、当該様式は第3部(受託者、委託者及び関係法人の情報)において受託者、委託者等の関係者情報をすべて記載することとしている。そのため、最近では信託銀行が受託者となって私募信託社債を発行する事例が増えているが、現行法は現在の信託社債の発行事項に適していない。 既に継続開示を行っている信託銀行が受託者となる場合でも、必要以上に開示事務負担が重くなることに加え、目録見書の分量が極めて多くなる等、実務的なハードルが高くなる点が阻害要因の一つとなり、私募信託社債の発行には至っていない。 本来、信託社債に関するリスクの所在としては信託財産に関する情報を適切に開示することが重要であり、投資家が適切にリスクを把握する観点からも、受託者・委託者が継続開示要件や開示要件を満たしている場合には、当該受託者・委託者の有価証券報告書を参照する等の簡素な記載方法を認めて頂きたい。	日本証券 協会	金融庁	内閣信託社債等の有価証券届出書の様式(第六号様式)においては、「受託者、委託者及び関係法人」の情報を記載することとされています。	金融商品取引法 第5条において準 用する同条第1 項、特定有価証 券の内容等の開 示に関する内閣 府令第10条第1 項第9号及び第6 号様式	検討を予 定	公募内閣信託社債等の有価証券届出書の様式については、有価証券の発行者である委託者・受託者に関する記載を簡素化することにより投資者への適切な情報提供が損なわれないかにも留意しつつ、金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告(平成24年12月)に基づき「投資信託受益証券に係る開示制度の見直しと併せて検討してまいります。
260530097	25年 10月31日	25年 12月24日	26年 5月30日	公開買付け における 買付け等およ び株券等所有 割合の計算 方法の見 直し	【具体的内容】 公開買付け規制のうち、いわゆる5%規制における「買付け等」および「株券等所有割合」の計算から、証券会社の商品有価証券勘定による通常のトレーディング業務にかかるとする買付けを除外して頂きたい。 これが可能でないなら、単元未満株および銘柄選択に関して恣意的な乏しいプログラム売買を除外していただきたい。 【提案理由】 そもそも、証券会社のトレーディング業務は、市場の仲介目的で行われるものが主であり、特に社内規則等証券会社が独自に議決権行使及びその指図をしないこととしている場合には、会社が支配権に影響を与えようとする意図がない。 また、あらかじめ決められたプログラムに基づきシステムが「銘柄の選択も含め」自動発注する戦略や、株価指数先物に連動する現物株式のバスケットを裁定目的で売買する戦略は、いずれも銘柄の選択に関して恣意性が非常に乏しく、従って会社の支配権に影響を与えようとする意図がないと考えられる。	日本証券 協会	金融庁	現行制度上、株券等所有割合が5%を超えることとなるような買付け等のうち、市場外で行われる当該買付け等については、原則として公開買付けによるものではないこととされています(いわゆる5%ルール)。また、「株券等」に該当する有価証券であれば、株券等所有割合に算入されることとなります。トレーディング業務に係る取引「株券等、単元未満株の買付け、銘柄選択に関して恣意的な乏しいプログラム売買による買付け」についても、例外ではありません。	金融商品取引法 第27条の2第1 項、同条第3項、 金融商品取引法 施行令第6条の 2、発行者以外 の者による株券 等所有割合の開 示に関する内閣 府令第7条	対応不可 能	株券等所有割合が5%を超えることとなるような株券等の買付け等が短期間に多数の者から行われ、かつ、これが市場外で行われるような場合には、株主に平等な売却機会を付与する観点から、トレーディング業務に係るものであっても、5%ルールの例外とすることは適当ではないと考えます。 また、単元株制度の導入等を通じて、単元未満株が大量に発生するような場合も想定され、単元未満株を大量に買い付けることにより対象会社の支配権等に対して重大な影響を及ぼす可能性も否定できないことから、単元未満株の買付けを公開買付け規制の適用除外とすることは適当ではないと考えます。なお、株主は証券会社に依頼することなく、直接、発行体企業に対し、単元未満株の買取りを請求することが会社法上、認められています。 さらに、銘柄選択に関する恣意性の有無についての判断基準を設けることは困難と考えられることもあり、プログラム売買を公開買付け規制の適用除外とすることも適当ではないと考えます。
260530098	25年 10月31日	25年 12月24日	26年 5月30日	公開買付けに よる取得した 株券等を第三 者が譲渡する ことか決済す ること 【提案理由】 公開買付者が継続開示会社に該当する場合には、公開買付届出書の第2「公開買付者の状況」において、「(1)会社の概要」の記載に代えて、「(3)継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができるとされ、公開買付者の有価証券報告書等を公開買付届出書の添付書類とすることと同様に、上記の「提案の具体的内容」に記載した事項についても記載の省略が可能になれば、公開買付者における書類作成負担が軽減されるため、 〔1〕発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令、の第二号様式における記載上の注意の「(17)継続開示会社たる公開買付者に関する事項、	日本証券 協会	金融庁	現行制度上、公開買付者は、公開買付届出書に、「公開買付者の状況」として公開買付者の概要や経理の状況を記載することとされていますが、公開買付者が継続開示会社である場合には、継続開示書類の提出日を記載すること等により、これらの事項を省略することが認められています。 これに対して、公開買付者が株券等取得した後、第三者に譲渡することを目指す場合には、公開買付届出書には、公開買付届出書に当該第三者の概要を記載することとされている一方、当該第三者が継続開示会社であったとしても、継続開示書類の提出日等を記載することとこれらの事項を省略することは認められていません。	金融商品取引法 第27条の22の2 第2項、第27条 の3第2項、第27 条の4第2項第3 項、発行者以外 の者による株券 等所有割合の開 示に関する内閣 府令第2号様式	検討を予 定	公開買付届出書を閲覧する投資家にとっての一貫性・利便性も考慮しつつ、公開買付届出書の提出者の負担軽減を図る観点から、ご要望について検討を行います。	
260530099	25年 10月31日	25年 12月24日	26年 5月30日	自己株式を対 象とする公開 買付けにおけ る公開買付期 間最終日から 決済開始日ま での短縮化	【具体的内容】 自己株式を対象とした公開買付けにおいて、応募株主が法人のみで個人の大口株主判定が明らかに不要な場合は、決済開始日までの期間を短縮できるものとする。(手続きとしては、公開買付届出書にあらかじめ当該記載をしており、実際に短縮する場合は公開買付報告書及び結果の公表において繰上げた旨を記載する。) 【提案理由】 金融商品取引法施行令第14条の3の3第5項第2号において「買付け等の期間が終了した後、遅滞なく決済開始日と記載しており、大口株主判定が不要な場合は、当初予定した決済開始日を繰上げられるようにすることが適当と思われるため。	日本証券 協会	金融庁	自己株式を対象とした公開買付けにおいては、個人株主の自己株式取得に伴う源泉徴収手続を買付者が行う必要があることから、公開買付期間終了から決済開始までの期間が、通常、他者株公開買付けの場合に比べて相対的に長期にわたっています。 また、現行制度上、公開買付者は、公開買付けの条件として、当該公開買付けに係る決済の開始日を定め、当該決済の開始日を公開買付届出書に記載することとされています。 また、公開買付期間の終了後に、当該決済の開始日を変更することはできないこととされています。	金融商品取引法 第27条の22の2 第2項、第27条 の3第2項、第27 条の4第2項第3 項、発行者以外 の者による株券 等所有割合の開 示に関する内閣 府令第2号様式	検討を予 定	公開買付期間の終了後に決済の開始日が繰上げられることにより、応募株主が不利を被るおそれがないかを考慮しつつ、ご要望について検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530100	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	公開買付け制度における、株券等所有割合、計算における、買付者の所有に係る株券等の数に加算すべき特別関係者の株券等の数から、特別関係者との間で引渡請求権が存在するものを除外していただきたい。	【具体的内容】 公開買付けの「株券等所有割合」の計算において、買付者の所有に係る株券等の数に加算すべき特別関係者の株券等の数から、特別関係者との間で引渡請求権が存在するものを除外していただきたい。 【提案理由】 現在、大量保有報告制度の「株券等保有割合」における分子の計算においては、保有者の株券等の数に加算すべき共同保有者の株券等の数から、保有者及び共同保有者の間で引渡請求権が存在するものが除外されており、これらを重複して加算しないような手当てがなされている(金融商品取引法27条の23第4項、金融商品取引法施行令14条の6の2)。一方で、公開買付け制度の「株券等所有割合」の計算においては、上記に相当する規定が置かれていない(金融商品取引法27条の2)。このため、例えば、買付者と特別関係者の間で株式の受渡しを約定日から6営業日以上の日に行う内容の売買契約を締結している場合や、株券貸借を行っている場合であっても、同一の株券が重複して加算され、二重に計算されることとなってしまう。所有の実態をより適切に把握するためには、大量保有報告制度と同様に、重複計上を解消するための手当てが必要と考えられる。	日本証券業協会	金融庁	現行制度上、大量保有報告制度における「株券等保有割合」の計算においては、保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の権利が存在するものについては、その重複計上分を控除しています。他方、公開買付け制度における「株券等所有割合」の計算においては、買付者と特別関係者の間で引渡請求権その他の権利が存在する場合であっても、上記のような重複計上分を控除する規定は設けられていません。	金融商品取引法第27条の2第8項、第27条の23第4項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第7条	検討を予定	公開買付け制度における「株券等所有割合」の算出方法の適切性を図る観点から、ご要望について検討を行います。	
260530101	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	銀行代理業における、事業性資金貸付の媒介の自由化	【具体的内容】 銀行代理業において、事業の用に供するための資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を、その契約における担保の種類や貸付けの金額に関わらず、取扱い可能としたい。	日本証券業協会	金融庁	銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付の媒介を行う場合には、与信の金額について、預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定しています。	銀行法第52条の38 銀行法施行規則第34条の37	対応不可	銀行代理業者は、銀行代理業以外の業務(兼業業務)を含む中で様々な取引関係や利害関係を有しており、利益相反等(債権譲渡や抱き合わせ販売等)を防止する観点から事業向け貸出の内容に制限を設けているところ。これを廃止する場合、銀行代理業者と所屬銀行の間で利益相反等の弊害が生じるおそれが高まることから、銀行の健全性への影響や事業向け貸出の二重さなどの程度あるのか等を踏まえた措置が必要と考えます。	
260530102	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	外国ETF・REIT	【具体的内容】 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第30条第2号における外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等につき、外国金融商品市場における売買等に限定されているが、外国における私設取引システムにおける売買等も適用除外としていただきたい。	日本証券業協会	金融庁	外国投資信託の届出義務の適用除外対象には、外国投資信託の受益証券の外国における私設取引システムにおける売買等は含まれていません。	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第30条 投資信託及び投資信託に関する施行規則第94条の2	対応不可	外国における私設取引システムにおいて外国投資信託の受益証券の売買等が行われる場合、必ずしも取引の公正性が確保されているとは限らず、当局として、投資者保護の観点から、当該外国投資信託の実態を適切に把握する必要があることから、届出義務を適用除外することは困難です。	
260530103	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	本邦証券会社の海外関連会社の業務範囲	【具体的内容】 本邦証券会社の海外関連会社の従業員が、出張や出向等で短期的に本邦証券会社を拠点として国内に滞在する間、一定の条件を満たすことを前提として、本邦証券会社またはそのグループ会社のための営業行為を行うことができるようにしていただきたい。 (一定の条件としては、当該従業員がその本国で証券業務に携わる資格を持つこと、本邦証券会社が当該従業員の活動について監督を行う等一定の管理措置をとること、といったことを想定している。)	日本証券業協会	金融庁	外国証券業者は、国内の投資家を相手方として金融商品取引業を行う場合には、原則として、金融商品取引業の登録が必要となります(銀行等の金融機関を相手方とする場合や勧誘をすることなど一定の条件に該当する者を相手方とする場合を除く)。また、金融商品取引業者等は、有価証券の販売勧誘等を行う役員及び使用人について外務員登録を行う必要があります(バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく(客観的)情報の提供を除く)。	金融商品取引法第58条の2、第64条、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 - 4 - 3(1)	【顧客の依頼に基づく場合】 対応不可	金融商品取引業者の海外関連会社のアナリストが、有価証券の販売勧誘を目的とした情報の提供等を行う場合には、当該行為の効果が増大する法的主体を明確化する観点から、原則として、当該会社については金融商品取引業の登録が必要となり、当該アナリストについては外務員の登録が必要と考えます。なお、顧客の依頼に基づく(客観的)情報の提供を行う場合には、金融商品取引業の登録及び外務員の登録は不要と考えられます(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 - 4 - 3(1))。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のおお判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530104	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	外国上場ETF・REITの投信法上の届出義務の緩和	<p>【具体的内容】 外国投信及び投資証券の募集や売買の取次等を金融商品取引業者が行う場合、発行人社に対して届出が義務付けられているが、外国取引所に上場されているETF・REITについて、発行人社との販売契約を締結していない金融商品取引業者が行う委託の取次等については、当該届出義務を課さないこととしていただきたい。 【提案理由】 ETFは個人投資家にとって、外国証券の分散投資の手段として有用な金融商品である。現在、世界全体で3000銘柄を越すETFが外国金融商品市場で取引されている。しかしながら、投信投資法第58条で募集の取扱いや有価証券届出書の提出が必要な売出しとどまらず、かつ、この「募集の取扱い等」には募集の取扱いや有価証券届出書の提出が必要な売出しとどまらず、外国金融商品市場での売買の取次や委託の取次も含まれているため、動向の有用にかかわらず、実質的に日本国内の投資家が金融商品取引業者を通じてのみしかETFを取引することを果たす効果が生じている。なお、公開市場で売買されている商品であるため、日本の投資家が投資するに際して発行者の販売戦略等の意図は関係しない。したがって、発行者が日本の投資家が売買する可能性に鑑みて主体的に日本語での届出を行うことは期待できない。 また、同じく外国市場ETFについても投信投資法第220条において同様に発行者による届出が義務付けられており、同じ国内の投資家が金融商品取引業者を通じて取引することができない状況が生じている。外国株式や債券等についてはこのような制約はなく、自動的に投資を望む投資家が日本の規制当局の監督下で国内市場で大口を買い取引し得る可能性がある等の弊害もあるため、発行人社と販売契約を結ばない第一種金融商品取引業者が行う委託等(金商法44条第1号で規定する「委託等」)及び有価証券の売出し(有価証券届出令2条第1号)について、投信投資法第30条及び同法128条において、届出を要しないものとして規定していただきたい。</p>	日本証券業協会	金融庁	<p>外国投資信託の受益証券・外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合においては、外国投資信託の受益証券についてはその発行者が、外国投資証券については当該外国投資証券を発行する外国投資法人又はその設立企画人に相当する者が、原則としてあらかじめ届出を行う必要がある。</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令30条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則94条、94条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行令128条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令259条、259条の2</p>	<p>現行制度下でも、その取扱いが投資者の保護のため支障を生ずることがない認められるものとして一定の要件を満たす場合には、外国上場ETF・REITに係る届出が不要とされています。我が国において必要と考えられる投資者保護の水準を高めたい場合は、金融商品取引業者が外国上場ETF・REITの発行人社との販売契約を締結するに否かにかかわらず、届出義務を課す必要があることから、今所要のあったような外国上場ETF・REITの委託の取次等について一律に届出を不要とすることは困難です。</p>	
260530105	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	投信兼換入規制の外国ETFに関する緩和	<p>【具体的内容】 投資信託の兼換入動議に際しては、金商法等府令123条1項9号において兼換入に関する重要事項の説明が義務付けられているが、金融商品取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものについては適用が除外されている。一方、外国金融商品取引所に上場するものについては、金融商品取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と同様に取引所又は類似の取引施設において売買されているにも関わらず、適用除外となっていない。国内の金融商品取引所に上場されているものと同様に、外国金融商品取引所に上場する受益証券についても説明義務の適用を除外していただきたい。 【提案理由】 国内の金融商品取引所に上場されている受益証券等(所謂「ETF」)については金商法府令123条1項9号において、同号で規定する説明義務の適用が除外されている。これは、時々刻々価格が変動する取引所上場証券について、価格水準を見ながらの兼換入は当然に行われるとの想定に基づいたものと考えられるが、同号の「金融商品取引所」には外国金融商品取引所が含まれないため、外国金融商品取引所に上場されている受益証券又は投資証券については説明義務の適用が除外されていない。 取引所又は代替取引施設において集団的な売買が行われ、時々刻々と価格が変化し、投資家による兼換入が頻りに生じているという性質に変わりがなく、取引制度の説明に要する時間によって投資家が売買タイミングを逃してしまうリスクも同様が生じるため、外国金融商品市場に上場されている受益証券及び投資証券についても、国内の金融商品取引所に上場されているものと同様に適用除外としたい。</p>	日本証券業協会	金融庁	<p>金融商品取引業者等は、国内の金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等を除き、投資信託受益証券等の兼換入を動議するに当たっては、当該兼換入に関する重要な事項について説明を行っていない状況にならないよう、業務の運営を行わなければならない。</p>	<p>金融商品取引法第40条第2号、金融商品取引法等に関する内閣府令第123条第1項第9号</p>	<p>本規制は投資信託について十分な説明がないまま短期的な兼換入を動議する行為がみられたことに対応するために導入されたものであり、外国に上場されたETFを規制対象から除外することについては、多様な商品性や取引実態があり得ることを踏まえながら、慎重に検討を行います。</p>	
260530106	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	ETFの売出しに係る外国投信の緩和	<p>【具体的内容】 外国証券売出しが可能な外国投信の要件を緩和し、外国金融商品取引所に上場している投資信託の範囲を現金設定型や現金償還型も含むようにしていただきたい。具体的には、金融商品取引法施行令2条の12の3第1項8号で「のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第百八十号)第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの、を削除する等の見直しを行っていただきたい。 【提案理由】 ETFの本質的な商品性は、その基準価額の変動が対象指標の騰落率と(費用控除後ベースで)連動することを旨とするものである。一方、ETFの対象指標は株価指数だけでなく、債券指数やコモディティの現物価格など多様なものに広がっており、対象指標への連動性を確保するため、その商品設計と連動し、様々な金融技術や金融商品、および設定・交換手法が活用されている。そのような状況において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令12条2号に該当する形のETFは、各国に上場するETFのどこ一部に過ぎない。また、施行令2条の12の3第1項8号で「当該海外発行受益証券等が指定外国金融商品取引所に上場されていること、が要件となっており、ETFに規定する目的であれば、特段に受益証券の範囲を制限する必要はない。ETFは投資家にとって低コストで分散投資を行うことのできる有用な商品であり、投資家の選択権を拡大し利便性を向上させるために緩和していただきたい。</p>	日本証券業協会	金融庁	<p>「外国証券売出し」は、指定外国金融商品取引所等において、継続して取引が行われている外国の有価証券のうち、我が国において売買価格及び発行者に関する情報等を容易に取得することができるとしている、我が国で売出しを行う場合、例外的に発行者による有価証券届出書提出義務が免除される制度です。ただし、簡易な情報提供として、売出しを行う金融商品取引業者等に投資者への「外国証券情報」の提供・公表を義務付け、外国投資信託受益証券(外国ETF)については、仕組みが比較的簡単な「外国における取引が多いと考えられている現物拠出」現物交換型の外国投資信託受益証券に限り、外国証券売出しが可能とされています。</p>	<p>金融商品取引法第4条第1項第4号、金融商品取引法施行令第2条の12の3第1項第8号</p>	<p>外国ETFに係る外国証券売出しの適用範囲の拡大については、その仕組みやリスク、発行者等による情報開示の状況等の実態を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。なお、現状、指定外国金融商品取引所に上場している外国ETFであっても、一般投資者にとってあまり馴染みがなく、その仕組みの理解やリスクの把握が容易でない外国ETFも含まれるため、投資者保護の観点から、指定外国金融商品取引所に上場されている全ての外国ETFを有価証券届出書の提出義務が免除される外国証券売出しの対象とすることは適当でないと考えます。</p>	
260530107	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	英文開示銘柄に関する説明義務に係る規制の緩和	<p>【具体的内容】 現在、「外国会社届出書等」を英語で記載して提出している有価証券については、顧客が有価証券の売買等の注文を受託する際にその旨の説明を行うことや説明書を交付すべきことが義務付けられているが、国内の金融商品取引所における取引以外の場合は交付義務・説明義務の対象外とはしていない。 【提案理由】 国内上場外国株式等を国内において取引するには、国内市場への委託注文による方法、外国市場への委託注文による方法、証券会社で相対取引を行う方法(売出しに該当する場合を含む)の3つがある。国内上場外国株式等を国内市場で取引する場合は、価格も円貨で表示され、立金時間内に指値・成行で国内で購入できるなど、国内株式と全く同じ取扱となる。国内株式と同様取扱でありながら、国内開示のみが日本語で行われているため、英文で開示されるとを説明する意義はあると考えられる。一方、現行規制では、英文開示をしている外国株式等を外国市場で取引して購入する。あるいは証券会社と相対取引により購入する場合にも書面交付及び説明の義務が課されている。国内で売出ししていない外国株式等については、当然に各国の開示規制に則って開示されているのみで、日本語による開示は行われていないが、投資家もそれを期待するものではない。国内に上場している又は国内で過去に公募増資を行った外国株式等を外国市場で購入する(国内店頭取引を含む)という場合においては、「日本でも開示はされていますが、英語です」という説明をすることになる。前述のとおり、外国で英語で開示されていることは当然であり、さらに日本でも英語で開示されていることを説明することは、投資家にとって必要不可欠な情報には入らないと考えられる。</p>	日本証券業協会	金融庁	<p>顧客が英文開示銘柄を取引する場合には、取引時までに金商業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付することを金融商品取引業者等に義務付けています。</p>	<p>金融商品取引法第38条第7号、金融商品取引法等に関する内閣府令第117条第1項第25号</p>	<p>英文開示銘柄に係る説明・文書交付義務については、外国会社等の開示書類が我が国の基準ではなく(英語で開示されているにもかかわらず、我が国の基準に基づき日本語で開示されている)ものと誤解をして購入することを防止するため設けられたものであり、当該措置は困難です。なお、文書交付義務の取扱いについては、英文開示銘柄に係る金融商品取引業者等に関するQ&Aについて(平成25年7月31日)を公表しています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530108	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	金融商品取引における表示項目の記載の簡素化	金融商品取引法第37条、同施行令第16条等において、金融商品取引業者が金融商品取引業に関する広告を行う際に記載すべき事項(「以下、「リスク情報」という。)」を規定しているが、これを合理化すべきと考えます。 具体的には、リスク情報を必要最小限の記載(テレビ、ラジオCMの特例における4項目、(1)金融商品取引業者等の商号等(2)金融商品取引業者等である旨、登録番号(3)本邦中元本超過額)をそれぞれある前(4)契約締結前交付書面等の内容を十分に読むべき旨)にとどめらるべきと考えます。現在の規制においては、リスク情報の表示事項が多岐にわたり、また、表示事項によっては複雑な内容もあり、取引時に認識しにくい(べき重要なリスク情報がかえって認識しづらくなっているもの)と考えます。そこで、このようなリスク情報を、金融商品取引を行う上で特に重要な記載に限定する等により、リスク情報を合理化することがリスクの認識にとってより実効的であるものと考えます。また、リスク情報については契約締結前交付書面にも同様の記載があり、広告におけるリスク情報と同様の内容を認識する機会があることから、上記のとおりリスク情報を合理化したとしても特段不利益となるものではないものと考えます。	民間企業	金融庁	金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をする場合には、商号、登録番号、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項などの表示をすることを義務付けています。	金融商品取引法第37条、金融商品取引法施行令第16条、金融商品取引業者等に関する内閣府令第72条、73条、76条、77条	対応不可	金融商品の広告について、現行規定に掲げる項目は最低限投資者保護の観点から必要と考えられるため、当該措置は困難です。 なお、テレビ・ラジオCM等においては、表示事項のすべてを表示することが実際上困難であるため、その特性を勘案した表示事項としています。	
260530109	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	店頭外国為替証拠金取引に関する不招請勧誘禁止の徹底	店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法第38条第4号及び金融商品取引法施行令第16条の4第1項により、「投資者の保護を図ることが特に必要なもの」として「勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」が禁じられているが、これについて、当該条項の制定当時から状況の変化を踏まえ、徹底又は合理的な緩和を要する。本条項は平成19年9月30日の改正施行時より設けられたものであるが、改正法制定当時の議論では、「不招請勧誘の禁止条項は「業者の営業の自由を制限、する面もあるとして限定的な適用としつつも、店頭外国為替証拠金取引に関してはレバレッジが高いなどの商品性や執拗な勧誘が横行していた実態などから「適合性原則」の遵守をおよそ期待できないような場合」と整理され、同条項の適用対象とされた経緯がある。確かに当時は400倍もの高レバレッジを提供する業者も存在したが、現在は25倍までとする規制上の手当てがなされ、その他の取引適正化と併せて、当時の状況は大きく変化しているところである。このような環境変化の下では、勧誘受忍意思の確認義務(法第38条第5号)及び再勧誘の禁止(法第38条第6号)が他取引と同様に課せられているのであれば、店頭外国為替証拠金取引について格別の取扱いをを意義は乏しくなったのではないかと考える。ついでには、上記のような環境変化を踏まえて、店頭外国為替証拠金取引に関して不招請勧誘禁止規定の適用廃止又は合理的な緩和に向けた適切な議論が行われることを要する。	民間企業	金融庁	店頭外国為替証拠金取引の契約締結は、勧誘の要請をしていない顧客に対して訪問・電話により勧誘すること禁止されています(不招請勧誘の禁止)。	金融商品取引法第38条第4号、金融商品取引法施行令第16条の4第1項	対応不可	店頭外国為替証拠金取引については、業者が自由に商品内容を設定でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいと等を踏まえ、不招請勧誘を禁止しており、当該措置は困難です。	
260530110	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	金融商品仲介業における店頭外国為替証拠金取引の取扱いの追加	金融商品取引法第2条第11項において、金融商品仲介業の範囲として、店頭デリバティブ取引の媒介を追加していただきたい。 外国為替証拠金取引は、金融商品取引所において行われる市場デリバティブ取引と、顧客と業者が相対で取引を行う店頭デリバティブ取引が存在するが、現状、後者の取扱いは顧客を大きく上回っており、より多くの投資者が店頭デリバティブ取引を利用している。一方で、法第2条第11項は金融商品仲介業の範囲として、市場デリバティブ取引に係る媒介業務を含めている(同項第2号)ところ、店頭デリバティブ取引に係る媒介業務は含まれていない。従って、現状、店頭デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引について、金融商品仲介業者はその媒介業務を行うことができない。 金融商品仲介業は、その実態として、金融商品取引業者から独立した立場で投資勧誘を行うものであるから、金融商品取引業者自身が行う投資勧誘より中立性があると考えられ、店頭デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引については、レバレッジ規制やロスカット規制など、これまで累次の適正化が図られてきたことから、市場デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引と区別する特段の理由はないと考える。 ついでには、上記のような環境変化を踏まえて、店頭デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引の媒介業務について、これを金融商品仲介業の範囲に含むべく、適切な議論が行われることを要する。	民間企業	金融庁	金融商品仲介業は、第一種金融商品取引業又は投資運用業者を行う業者等の委任を受けて取引所金融市場における市場デリバティブ取引の媒介を行う業務をい、店頭デリバティブ取引の媒介を行う業務は含まれておりません。	金融商品取引法第2条第11項	対応不可	金融商品仲介業については、投資者による金融商品取引へのアクセスを容易にする等の観点から、金融商品取引業と比較して参入規制を緩やかなものとする一方、特に専門性及びリスクの高い店頭デリバティブ取引の媒介等の業務については、その対象に含めないこととしています。 店頭デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引については、業者が自由に商品内容を設定でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいこと等を踏まえ、専門性が高く、リスクの高い取引であるため、他の店頭デリバティブ取引と同様、その媒介業務を金融商品仲介業に含めることは困難です。	
260530111	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	保険業法第137条第1項、第140条第2項に基づく通知の柔軟化	【具体的内容】 保険契約全部の移転においては、保険業法第137条第1項及び第140条第2項の通知を契約形態等に応じて柔軟に対応できるようにしていただきたい。 特に、住宅支援機構の特約火災のように、大量の保険契約を複数の保険会社が引受ける共同保険においては、幹事保険会社が保険契約者の窓口となって非幹事保険会社の業務を代行しているため、例えば、非幹事会社である外国保険会社の日本支店が法人化した場合に、共同保険の契約者にとっては保険契約上の手続きに何ら変更は生じないにもかかわらず、他の契約と同様に完了通知を発送すると、収入保険料以上のコスト負担になるばかりか、契約者に対して無用な混乱を生じさせることになりかねない。 【提案理由】 共同保険については、非幹事保険会社の引受割合が大きくなり、幹事保険会社が保険契約者の窓口となって非幹事保険会社の業務を代行している場合も多い。 また、外国保険会社の日本支店が日本法人化を行うにあたっては、現行の法規制上、日本に新たな保険会社を設立し、保険契約を包括移転する必要があるが、移転先の保険会社は、移転保険会社より、保険契約だけでなく、日本における保険事業、資産・負債のすべてを譲渡・移転を受け、法人化前と何ら変わらない補償やサービスを契約者に提供する実質的には同一の保険会社として事業を継続する。 このような場合に、同条の通知義務を一律に課すことは、コストを無駄に増やすだけでなく、契約者に対して無用な混乱を生じさせることにもなりかねず、障害の一つと考える次第である。	民間企業	金融庁	保険会社が保険契約の移転を行う場合には、移転契約の要旨、償付対照表等を公告するとともに、移転対象者に通知しなければならないこととされています。また、移転先の会社は、移転対象者に対し、移転後も通知をしなければならないこととされています。	保険業法第137条第1項、保険業法第140条第2項	検討に着手	共同保険における保険契約の移転に係る通知については、幹事保険会社が非幹事保険会社の業務を代行している保険契約の移転を行う場合の非幹事会社の業務実態や、移転対象者の保護の観点等を踏まえ、見直しに向けて検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530112	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	金融機関のリース子会社等が取り扱う不動産リースのユーザー側の権利保護について	<p>【内容】 債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務をリース債権の回収、不動産の保有・管理及び売却に限ること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、銀行又は銀行持株会社のリース子会社が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めること。</p> <p>【提案理由】 リース子会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。</p> <p>一方、債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトし債務者と第三者との契約の範囲内で第三者の間でリース子会社が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあると考えられる。との金融庁回答がある。</p> <p>債務者のデフォルト時、リース会社が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性にも資する。</p> <p>本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点から適切と考えられ、特段の障害も無いと考えられること等を勘案し、リース子会社が対応可能な業務として明文化していただきたい。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁	銀行の子会社は、ファイナンスリース及びこれに附帯する業務を行うことが可能となっています。	銀行法第16条の2第1項第11号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号、第39号	検討を予定	デフォルトした債務者とのリース契約に係る不動産について、リース会社が新たな第三者との間で賃貸借契約を締結することの可否については、銀行等の財務の健全性維持の観点や他業禁止の観点等を踏まえ、検討を行います。
260530113	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和について	<p>【内容】 銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の予銀行からの収入があることが要件として定められている。当該「予銀行」からの収入要件を、「予銀行または金融関連業務を行う会社」からの収入要件として緩和すること。</p> <p>【提案理由】 金融関連業務は銀行業務との一体性、関連性が高く、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社は、銀行からの収入を条件とせず、金融関連業務を営む会社からの収入依存規制のみでも弊害はないと考えられる。</p> <p>従属業務を営む会社のうち金融関連業務を営む子会社にとっては、「銀行」からの収入条項があることにより、事業の効率性が阻害されているおそれがある。</p> <p>本規制は、親銀行等から「内」でも収入があれば足りるという内容であり、本要件を緩和することに特段の影響はないものと考えられる。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。	銀行法第16条の2第7項 平成14年金融庁告示第34号第2条	検討を予定	収入依存度規制は90%以上か5.50%以上まで緩和されてきたところ、親銀行等からの収入に關係な金融関連業務を営む会社からの収入で従属業務を行うことは、親銀行のために業務を行っているとは言えず、銀行の他業禁止規制(子会社範囲規制)の観点から、慎重に検討を行う必要があります。
260530114	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース業務の範囲)について	<p>【内容】 現在、金融機関のリース会社が行うリース業務は、「機械類その他の物件を使用させる業務」として定めているが、リース会社が負担するリスクは実質リース取引の範囲内に規定される「サービス・役務提供」業務もリース業務として明示的に措置願いたい。</p> <p>【提案理由】 昨今、顧客ニーズの多様化、変化により、リース会社に対して、一般的な設備リースに加えて、リース物件に付随する以下のようなサービス・役務提供が一体となった「サービス契約」として「支払を一本化したい」というニーズが高まっているが、金融機関のリース子会社が形式的にもサービス・役務提供者になることは認められていない。</p> <p>リース物件で加工する原料供給やリース物件のメンテナンスサービス等 リース物件がエネルギー供給装置の場合は、ガス等のエネルギーの供給 エネルギー削減サービス(ESCO)のようなコスト削減サービス等 上記のような顧客ニーズを満たすため、リース会社が「形式的にサービス・役務提供者会社となる。以下のような取引は、リース業務の範囲内として明示的に措置願いたい。</p> <p>リース会社は設備等の選定は一切関与せず、設備等はサプライヤーから顧客に直接購入され、リース会社は、顧客へのメンテナンスやエネルギー供給等のサービス・役務提供を、サービス・役務提供者会社に業務委託し、同社が顧客に直接履行し、リース会社は、顧客へのメンテナンスやエネルギー供給等のサービス・役務提供を、サービス・役務提供者の責任負担は同社にあり、サービス・役務提供の一部又は全部が未履行となり、顧客からサービス料の支払いの一部又は全部が停止となった場合は、リース会社は同社から補填を受け、また、サービス・役務提供者会社が信用不安等となった場合、代替業者を指定するかサービス契約を予め規定した違約金(リース物件の未回収元本の範囲内での支払い)をもって解約できるもの。</p> <p>すなわち、リース会社が負担するリスクは、役務提供に必要な設備投資資金の回収リスクのみで、設備の現価担保責任はサプライヤー、サービス・役務提供にかかるとはならず、サービス・役務提供者会社が負担するもので、リース会社は一切負担しない。</p> <p>リース会社はあくまでも形式的にサービス業者・役務提供者の立ち位置に入ることであり、リース会社の負担するリスクは、実質的には設備リース(含むオペレーティングリース)のリスクと同質のものに限定され、異種のリスクを抱えることとはならない。</p> <p>よって、金融機関の子会社における「リース業務」の範囲内として頂くように明示的に措置願いたい。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁	銀行の子会社は、ファイナンスリース及びこれに附帯する業務を行うことが可能となっています。	銀行法第16条の2第1項第11号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号、第39号	対応不可	リース物件のメンテナンス業務等については、その業務がリース業務に附帯するものであれば認められていますが、原材料の供給等、附帯業務の範囲を超えた業務を行うことについては、他業禁止の観点から認められません。なお、リース業務に附帯する業務であるか否かについては、その業務内容の実態に応じて個別に判断されることとなります。
260530115	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース目的で取得した新品物件の売買)について	<p>【内容】 リース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入すること。</p> <p>【提案理由】 売却に当たっては、たとえば金融庁宛申請を要する等の条件を付けることで、銀行法で定める他業禁止に抵触しない立てつけが可能と考える。</p> <p>また、上記条件は、銀行等のリース子会社のリスクマネジメントに資することとなり、銀行または銀行持株会社のリスク軽減につながり、間接的には預金者保護にも繋がるものと思料する。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁	銀行本体及び子会社において、リース子会社の中古物件の売買は認められていますが、新品物件の売買は認められていません。	銀行法第16条の2第1項第11号 銀行法施行規則第17条の3第2項	検討を予定	-提案にある事態が生じた場合における契約の内容 リース契約の締結やメーカーへの発注のタイミング等について不明ではありますが、新品物件の売買については、銀行の他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260530116	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(不動産取引、収入制限、物件売買の範囲)について	【内容】 金融機関のリース子会社が行う不動産を対象としたリース契約について、ファイナンス・リース以外の取引形態についても認めること。 金融機関のリース子会社の年間収入において、オペレーティング・リース比率の上限規制(50%以下)を緩和又は撤廃すること。 金融機関のリース子会社において、物件(中古を含む)の売買等は、リース業務に係る物件のみ取り扱い可能となっていたため、リース業務に係らない物件(中古を含む)の売買を認めること。 【提案理由】 顧客のニーズに応じ、オペレーティング・リースを柔軟に取り扱うため、また、売買対象物件の制限を撤廃することにより、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。	公益社団法人リース事業協会	金融庁	銀行の子会社は、ファイナンスリース及びこれに附帯する業務を行うことが可能となっています。 銀行のリース子会社は、各事業年度において、ファイナンスリースによる収入の割合が、リース業務全体に係る収入の額の50%を下回ってはなりません。 銀行のリース子会社は、リース業務に係る中古物件の売買を行うことが可能となっています。	銀行法第16条の2第1項第1号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号 平成10年金融監督庁大審判告示第9号	対応不可	不動産を対象としたリース契約については、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限って認められ、他業禁止の観点から措置困難です。 オペレーティング・リースについては、銀行業務との親近性・同質性を認めにくい。収入の額に上限を設けており、当該規制を緩和又は撤廃することについては、他業禁止の観点から措置困難です。 リース業務に係らない中古物件の売買については、銀行業務との親近性・同質性を認めにくい。他業禁止の観点から措置困難です。	
260530117	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(リースに付随する電気通信業務の解禁)について	【内容】 金融機関のリース子会社等の業務範囲については、電気通信業務(いわゆるVAN業務)に関して「主として(概ね5割以上)銀行の業務及び企業の資金、経理に関連したもの(受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するものほか)、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等」を取り扱うことは認められているが、その他の業務に関連する電気通信業務も認めるべきである。 【提案理由】 昨今の通信サービスにおいては、映像の配信とあわせて他人の通信を媒介する役務の提供や他人のインフラを利用したアプリケーションソフトの提供が行われており、通信機器のリースとともに当該サービスをパッケージとして一括契約での提供を顧客から求められる事があるが、当該サービスの提供を行うためには総務省に対して「電気通信事業法の届出(電気通信事業法第16条)を行う必要がある一方で、銀行法では電気通信業務に関して取り扱い業務の制約がある為、制約を撤廃し電気通信事業の届出を全面的に認めるべきである。 一方で、役務の提供やアプリケーションソフトの提供についてはサービス会社が実業務を担い、役務提供に関するリスクは全て役務提供会社が負担することになるので、金融機関のリース子会社として異種のリスクを抱えることにはならない。 金融機関のリース子会社以外のリース会社では上記の取り扱い業務を行っており、制約を撤廃することで、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。	公益社団法人リース事業協会	金融庁	銀行は金融関連業務を行う子会社とすることができず。	銀行法第16条の2第1項第11号 銀行法施行規則第17条の3第2項主要項目向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 1 (2)	対応不可	金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務等については、銀行業等に付随し、又は関連する業務であるため、銀行の子会社が営む金融関連業務として認められますが、一般的な電気通信業務については、銀行業との親近性を認めにくい。他業禁止の観点から措置困難です。	
260530118	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	貸金業法の行為規制について	【内容】 貸金業者に課される行為規制のうち、一定の水準を超える企業や特定の目的で組成されたSPC向けの貸出については、相手側の了承を前提に、「契約締結前の書面の交付」「契約時書面」「契約変更時書面」などの義務を免除すること。 【提案理由】 中小企業及び個人を、悪質な貸金業者から保護する必要性は当然あるものの、借手が企業であり、特定の目的で組成されたSPC/プロジェクトファイナンス)向けの貸出について、個人と同一レベルの厳しい規制を行う必要性は乏しいと考え、リース会社が行う貸金業務の顧客の大半は一定水準を超える企業(大企業等)又は特定の目的会社(SPC)であり、顧客からは、貸金業法に基づく「契約締結前の書面」などの交付は、業務効率性の観点から不要との声もある。 業務の実態に即した円滑な取引を実現することにより、日本経済の成長戦力に必要不可欠なリスクマネーを貸金業者から呼び込み、設備投資等の活性化に繋がることを考える。	公益社団法人リース事業協会	金融庁	貸金業者は貸付けに係る契約をする場合、契約を締結する前、また契約時に書面の交付をすることとなっています。	貸金業法第16条の2、第17条	対応不可	貸付け条件の確認、後日の紛争防止という書面交付の趣旨に鑑みれば、特定の借手について、これを不要とする措置は困難です。	
260530119	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	コーポレート・ガバナンスに関する報告書の重層の整理	【提案の具体的内容】金融商品取引法では、有価証券報告書においてコーポレート・ガバナンスの状況の記載が義務づけられている。一方、証券取引所の上場規程において、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出が義務づけられている。この重複を整理する意味から、有価証券報告書の記載内容をコーポレート・ガバナンスに関する報告書に活用できるようにすべきである。 【提案理由】有価証券報告書とコーポレート・ガバナンスに関する報告書は、ほぼ同内容であり、企業の作成負担の軽減を図る必要がある。ほぼ同じ内容を一本化するだけで、投資家への情報開示の質を落とすことはない。	公益社団法人関西経済連合会	金融庁	有価証券報告書は、金融商品取引法に基づき、上場会社等に対し、企業の概況、事業の状況及び財務諸表等の多岐にわたる情報について、事業年度ごとの開示を求めているものです。 コーポレート・ガバナンスに関する報告書は、各社のコーポレート・ガバナンスに係る最新の状況を投資者に分かりやすく伝える観点から、記載内容について変更が生じた場合には、その都度、遅滞なく(変更後の報告書の提出が必要となっており、提出のタイミングについて異なるものとなっています。)、金融商品取引所において、有価証券報告書の記載内容をコーポレート・ガバナンスに関する報告書に活用することとは困難と考えられます。	金融商品取引法第24条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条	対応不可	有価証券報告書が事業年度ごとに開示が求められている一方で、コーポレート・ガバナンスに関する報告書は、各社のコーポレート・ガバナンスに係る最新の状況を投資者に分かりやすく伝える観点から、記載内容について変更が生じた場合には、その都度、遅滞なく(変更後の報告書の提出が必要となっており、提出のタイミングについて異なるものとなっています。)、金融商品取引所において、有価証券報告書の記載内容をコーポレート・ガバナンスに関する報告書に活用することとは困難と考えられます。	
260530120	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	資金決済法のサービス停止(バーチャル・コインなど前払式支払手段の廃止)時の公告方法の見直し	現在、資金決済法制度では、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止時に日刊新聞への公告を求められていますが、サーバ型の前払式支払手段を利用するサービス、例えばアプリ等に係る所謂「バーチャル・コイン」については、以下の問題があります。 ・アプリやスマートフォンの上でゲームやコミュニケーションなどプログラムの総称) ・ユーザーに広(周知しようとする観点から実効性が低いこと) ・アプリ利用者層は、一般的な傾向として日刊新聞の購読者とはセグメントが異なる(アプリ中心ユーザーである20代・30代の日刊新聞の購読率低い)。このため、日刊新聞への掲載が広範な周知につながっていない現状がある。 ・(参考)日刊新聞購読率20代14%、30代24%、40代40%(2011年NHK放送文化研究所調べ) ・アプリの急激な増加に対応できないこと 2012年実績で全世界で約65万本のアプリあり、そのうち市場に残るアプリの割合は僅か、全者に日刊新聞紙への公示を求めるとは、紙面の広告枠からも無理。 具体的な提言 ①日刊新聞への公示の義務付けを廃止。返金方法は個別のサービスの実態に応じた方法を認めていただきたい ②会社法で認められている「電子公告」のような手法をインターネット関連事業者の前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止の公告手続きに認めていただきたい	一般社団法人ソーシャルゲーム協会	金融庁	資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻さなければなりません。 この払い戻しを行うときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと、当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除外されるべきこと、等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければなりません。	資金決済に関する法律第20条第1項、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第2項	検討を予定	現行法では、払戻しを行うことによる保有者に対する影響(除斥など)が大きく、保有者に広く周知する必要があるため、前払式支払手段発行者は「払戻しをする旨」等について日刊新聞紙により公告することが義務づけられています。 この制度趣旨を踏まえたと上で、日刊新聞紙による公告に代えて電子的な周知方法を行うものとするのができないかについて、資金決済に関する法律附則第36条の規定に基づき(見直し)等の中で、検討を行います。 ＜参照条文＞ 資金決済に関する法律 附則 検討) 第三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 資金決済に関する法律の施行日は、平成22年4月1日。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げる可否が、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議による再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530122	25年11月1日	26年1月10日	26年5月30日	投資法人による計算書類等の投資主への提供に関して、その全部又は一部につき電磁的により提供することを実務上可能な制度を導入されたい。	平成26年1月1日より開始される少額投資非課税制度(以下「NISA」)の利用によるリポートへの投資を促進するために、計算書類等の投資主への提供に係る発投の軽減が望まれる。リポートは、専任性をし、不動産賃貸利益に実行された安定的な分配を見込める金融商品である。また、リポートへの投資が促進されれば、不動産市場への資金供給機能が促進されるものと期待される。従って、NISAの利用によりリポート投資が促進されることは、その目的である「家計の安定的な資産形成」と「経済成長に必要な成長資金の供給」に貢献するものと考えられる。 一方、NISAの利用促進のためには従来投資になじみなかった層への普及が必要となるため、リポート投資を促進するうえでは、投資先に資産の運用状況等に関する情報を理解し易く(提供することが課題となる。また、投資主数の増加に伴う計算書類等提供コスト増による分配金額の減少も懸念される。 上記に関して、投資信託の運用報告書については改正法において二段階化(重要事項を記載した)の交付を義務付けその他の事項は電磁的方法による提供を可能とする改正)がなされたが、投資法人の計算書類等に関しては同様の制度はない。また、株式会社については計算書類等の一部についてウェブサイト上への掲載を以て株主への提供のみならず、市場投資信託については運用報告書の受益者への交付義務が免除されているが、投資法人については、計算書類等の電磁的方法による提供が投資法上認められてはいないものの、投資主の個別の承諾を得ることが義務付けられているため実務上苦しい(困難となっている。 上記の通りリポートはNISAの導入趣意に適した金融商品であること及び、同制度の利用による投資を促進するうえで計算書類等の投資家への提供にかかる課題があることを考慮すると、計算書類等の交付簡便化を実務上可能にする方策の導入が望まれる。具体的には、投資法人の計算書類等の全部または一部について、ウェブサイト上に掲載・開示する措置を以て書面での交付義務を軽減する制度を導入することが妥当と考えられる。 これにより、NISAの利用による家計の資産形成と経済成長に必要な資金供給促進に貢献できるものと期待される。	(一社)不動産証券化協会	金融庁	投資法人の執行役員は、計算書類等について、役員会の承認後遅滞なく(投資主に通知・提供しなればなりません。ただし、個別の投資主の承諾を得ていれば、ウェブサイトまたは電子メールによって提供することが可能であるとされています。	投資信託及び投資法人に関する法律第131条第4項 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第52条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第173条	対応不可	主たる業務である資産運用をはじめとして、各種業務の外部委託が義務づけられている投資法人の場合、構造的に利益相反取引が起りやすいため、これを監視するという意味合いもあり、計算書類等の重要性は非常に高いと考えられます。このような点を踏まえれば、投資法人の計算書類等について、ウェブサイト上で記載・開示する措置により、書面での交付義務の省略等を行うことを、投資主の承諾なしに認めることは、投資家保護の観点から困難です。
260530123	25年11月1日	26年1月10日	26年5月30日	信託受益権等にかかる運用財産相互間取引に関する規制を緩和されたい。	不動産投資市場の拡大により、生産や雇用の誘発といった経済波及効果が期待される。また、投資家等から委託を受けて不動産や金融資産を総合的に運用管理する投資運用業者は市場拡大を受ける重要な役割を担っている。現在は、複数の私募ファンドの組成、運用を行うことで投資運用業者が、上場リートや上場リート(以下、両方指す場合は総称して「リート」という。)等複数のファンドを運用し、残りの資産残高を拡大しつつ運用能力の向上を図るケースが増えている。特に、運用期間が有限である私募ファンドの特性を補完する商品として、長期安定運用を重視する投資家向けに、運用期間が無限の非上場リート等を新たに提供するケースが増えている。 今後、同一の投資運用会社が運用する私募ファンドと非上場リート等との間で物件を売買するといった、いわゆる「ファンド間売買」を行うことが想定されるが、信託受益権の場合、当該売買取引は運用財産相互間取引として金商法で原則禁止されている。一方、投資法人においては、現物不動産であれば、取引を行う合理的な理由があり、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた価格により運用財産相互間取引を行う場合には例外的に許容されている。 この問題は、同一の投資運用会社が、リート及び私募ファンド等複数のファンドを運用している場合に発生するものであるが、現在投資運用会社の問題に限らず、不動産投資市場が将来的に拡大すると想定している。信託受益権(以下「不動産信託受益権」という。以下、実態として不動産と同様、個別性が強い債権の利が低い資産であり、任意のタイミングで売却できるものではない)従って、投資家から、同一の投資運用会社が運用する複数のファンドとの間で不動産信託受益権を売買することが望ましい場合が想定される。こうした取引について、投資家の利益を害さない場合に限定されることが前提であるが、必要かつ合理的な範囲で、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた価格により運用財産相互間取引を行う場合には、当該取引を可能とする措置が求められる。 また、信託受益権等にかかる運用財産相互間取引を行う場合として、取引を行う合理的な理由があり、個別の取引ごとに双方の運用財産のすべての権利者に取引の内容及び取引を行うこととする理由の説明を行い、すべての権利者の同意を得たものである場合には例外的に許容されている。しかし、投資法人の場合は、権利者は投資主全員であり、現物の金商法の同意を得ることは難しい。執行役員の職務執行を監督する役員会といったガバナンスの枠組みを投資法人が有すること等を踏まえ、同意を取得すべき権利者を投資法人自体とすること、もしくは必要な投資主の同意取得の簡素化など規制の合理化を求めたい。	(一社)不動産証券化協会	金融庁	金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、原則として運用財産相互間取引を行うことが禁止されていますが、対象有価証券売買取引(上場有価証券及び投資信託等)については、運用財産の運用を終了させるために行うものである等の場合において、公正な価額により行い取り立ての権利者から同意を得た上で、合理的な理由により算出した価額により行い取り等、一定の取引については例外的に認められています。	金融商品取引法第42条の2 金融商品取引業者に関する内閣府令第129条	対応不可	運用財産相互間取引については、利益相反取引につながるおそれがあることから禁止されており、その適用を除外するにあたっては、有価証券について上場等が前提とされているように、価格評価について、客観性・透明性が求められます。このような考え方に照らせば、不動産信託受益権については、不動産鑑定評価額を利用することは慎重に考える必要があります。提案に対応することは困難です。 また、運用財産相互間取引の禁止は、投資者保護の観点から、利益相反取引を防止するための措置であるため、投資主全員の同意が必要であり、提案に対応することは困難です。
260530132	26年4月16日	26年4月30日	26年5月30日	公開買付説明書の簡素化	目録見書と比べ、公開買付説明書の記載内容はあまりに読みづらい。記載内容を重要な情報に限定して簡潔にするべきである。	個人	金融庁	公開買付者は、当該公開買付けに応じて証券等の売付けを行うとすることを以て、「公開買付説明書」を交付しなければなりません。当該「公開買付説明書」には、特段の様式は定められていませんが、以下の事項を記載する必要があります。 公開買付要項(買付け等の目的、期間、価格等) 公開買付者の状況 公開買付け及びその特別関係者による証券等の所有状況の合計 公開買付けと対象者との取引対象者の状況 なお、有価証券の募集・売出しを行う場合には、発行者は、当該有価証券を取得しようとする者に対し、「目録見書」を交付しなければなりません。当該「目録見書」には、特段の様式は定められていませんが、以下の事項を記載する必要があります。 証券情報(募集・売出要項等) 企業情報(企業の概況、事業の状況、設備の状況、経理の状況等) 提出会社の保証会社等の情報	金融商品取引法第13条、第15条、第27条の9、発行者以外の者による証券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令第12条等	現行制度下で対応可能	ご指摘のとおり、公開買付けに関する情報が、株主・投資家にとって理解しやすい形で提供されることは重要です。 この点に関し、法令は、「公開買付説明書」について、「(目録見書と同様)その「記載事項」(左記)を定めるにとどまり、具体的な「様式」や「記載方法」については、各作成者(公開買付者)に委ねた上で、個別の状況等に応じて工夫できる枠組みとされており、したがって、「公開買付説明書」の記載がわかりづらいためのご指摘については、現状でも、各作成者の運用上の工夫等により改善を図ることが可能であり、各作成者においては、上記の趣旨も踏まえつつ、株主・投資家への説明を工夫していくことが期待されます。 なお、公開買付けを公正に進めていくためには、株主・投資家に対し、公開買付けに応募して株式等を買却することの是非を適切に判断し得るだけの十分な情報提供が行われることが重要です。 この点、現在の「公開買付説明書」の記載事項(左記)は、いずれも、株主・投資家が公開買付けに応募して証券等を買却するか否かを判断する上で重要な情報です。したがって、「公開買付説明書」の記載内容を重要な情報に限定し、簡潔にするべき、とご指摘について対応を行うことは、適当ではないと考えます。
260620014	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日	高齢者等の生活支援や老人ホーム等を運営する社会福祉法人等が利用者の財産を管理・処分できること、信託業の免許を与える対象に加入すること。	高齢者等の生活の支援や老人ホーム等の運営を行っている社会福祉法人が、財産の管理や遺産の処分を任せたいといった利用者本人や家族のニーズに対応するため、社会福祉法人を信託業の免許を与える対象に加入すること。	日本商工会議所	金融庁	内閣総理大臣は、株式会社でない者が信託業の免許を申請した場合、は、免許を与えてはならないとされています。	信託業法第5条第2項	検討を予定	高齢者等の生活を支える福祉型の信託は、信託を公共目的に役立てようとする点で公益信託と類似しており、今後、公益法人制度改革の趣旨を踏まえて行われることが見込まれる公益信託制度の見直しと整合性に留意しつつ、その担い手を含む制度のあり方について検討する予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
261216002	26年10月16日	26年11月5日	26年12月16日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止またはさらに緩和する。 [提案理由] 銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、保険業法に特別な規制を設けることは不要、現状、銀行窓販における圧力販売事例は見られないにもかかわらず、これらの規制の存在によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、顧客の利便性が阻害されている。 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置を廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置を廃止または緩和 銀行の保険窓販は銀行サービスの一つとして浸透し、資産運用や保険の見直し相談を受けることが増えているが、規制対象先に該当すると謝絶せざるを得ず、不満を生じさせている。さらに、圧力販売防止の観点からは構成員契約規制もあり、二重三重の過剰規制となっている。 本件に関しては、これまで融資先販売規制やタイミング規制等一部の規制緩和が行われたが、おそれられる弊害を緩和する規制は未だ整備されており、さらなる見直しが必要である。 特に、従業員50人以下(特別地域金融機関は20人以下)の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自ら来店して保険加入意思を示した場合のように圧力販売が起こり得ないケースでも販売できないなど、お客様の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。特別地域金融機関についても、保険金額に上限があるため、お客様が真に必要なサービスを提供できないなど利便性を大きく損なっている。 顧客の利便性向上のため、モニタリングや一般からの意見受付等を実施し、その結果を踏まえて改めて見直しいただきたい。	(一社) 全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
261216003	26年10月16日	26年11月5日	26年12月16日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。 [提案理由] 生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係、(一定)の資本関係や人事交流等」を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明が十分なことになっており、本規制はお客様の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前にお客様の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認事務を行うことによりお客様に無用な不信感を惹起する結果となっている。 本規制の目的は生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、圧力販売は独禁法で禁止されており、本規制は不要である。 また、本規制は、銀行から「名だけ出向者を出している先や、大企業といった圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となっており、過剰な規制によりお客様の自発的な資産運用や保険見直しといったニーズに対応できず、利便性を大きく損なっている。 銀行による保険販売については、圧力販売の防止との名目で弊害防止措置が別途設けられており、二重三重の過剰な規制となっている。 本件については、平成9年12月の行政改革委員会「最終意見」において、「圧力募集に対処する他の有効性のある過剰なルールを検討し、構成員契約規制の廃除の可否を含めた検討を行うべきである」とされてから既に16年以上が経過している。所管省庁より「引き続き検討する」との回答があったが、具体的な検討状況を開示するとともに、幅広い関係者から意見を聴取していただきたい。	(一社) 全国地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第239号 銀行法施行規則第4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その緩和を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
261216004	26年10月20日	26年11月5日	26年12月16日	(具体的内容) 非上場の中小企業に対する議決権保有の上限(5%ルール)を緩和していただきたい。 (理由) 銀行による議決権保有に関しては、取引先の抜本的な事業再生にとどまらず、事業承継(相続対策)に取組む場合でも、関係者の資金調達の都合等から、銀行に一時的な株式保有を要請されることがある。しかし、現状では本規制等により、十分に顧客ニーズに応じられない場合が多い。 地域銀行は、地方経済においてリスク性資金供給機能を有する唯一の主体であり、更なる地域経済の活性化に向けては、その機能向上を図ることが有効である。このため、公的機関の一定の関与の下で、銀行の議決権保有規制を緩和し、非上場の中小企業に対する保有上限を一定程度引き上げていただきたい。 (現行規制の概要) 銀行又はその子会社は、国内の会社(注)の議決権については、合算して、その基準議決権数(5%)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。(銀行法第16条の3) (注)前条(第16条の2)第1項第1号から第6号まで、第11号(=従属業務又は金融関連業務等を専ら営む会社)、第12号の2(=事業再生会社)及び第13号に掲げる会社(同項第12号の2に掲げる会社)にあっては、特別事業再生会社を除く。)並びに特対象会社を除く。	(一社) 第二地方銀行協会	金融庁	銀行又はその子会社は、国内の会社(銀行法第16条の3第1項に規定する国内の会社をいう。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(5%)を超える議決権を取得し、又は保有することが認められていません。	銀行法第16条の2、第16条の3、銀行法施行規則第17条の2	対応不可	銀行の議決権保有制限(5%ルール)については、平成25年6月に成立、本年4月1日に施行された改正銀行法において、緩和措置が認められたところである。 新制度において、一定の要件を満たさず事業再生会社については銀行が5%を超えて議決権を保有することが認められたところであり、新制度の活用状況やそのニーズ、また、銀行の健全性確保の必要性を踏まえ、直ちに更なる要件の緩和を行うことは、適当ではないと考えます。		
261216005	26年10月20日	26年11月5日	26年12月16日	(具体的内容) 銀行の保険窓販規制を緩和し、融資先への保険販売を全面的に解禁していただきたい。 (理由) 銀行の保険窓販については、法人一体で推進することが顧客利便性に資すると考え、中でも、いわゆる「経営者保険」は、相続・事業承継対策のツールとして有効であり、地域経済の活性化にも繋がる。銀行は、監督指針の下で優越的地位の濫用防止や情報管理等、全行的な内部管理態勢を構築しており、当該規制を撤廃しても融資先は十分に保護される。 このため、融資先への保険販売を全面的に解禁していただきたい。 (現行規制の概要) 「保険募集制限先規制」対象商品について、A.事業資金の融資先法人またはその代表者、B.事業資金の融資先法人の役員(代表者を除く)および従業員(従業員50人以下の場合)に対し、保険募集手数料等の報酬を得る保険募集を行うことができない。 「融資担当者分離規制」事業性融資担当者は、対象商品の保険募集に関する一切の業務を行うことができない。 「タイミング規制」事業性融資の申込みを行っている法人の代表者に対し、対象商品の保険募集を行うことができない。	銀行の保険窓販に係る規制の廃止	(一社) 第二地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
261216006	26年10月28日	26年11月21日	26年12月16日	信用金庫による会員または卒業会員の外国子会社に対する融資については、会員または卒業会員が当該外国子会社の議決権の50%超を保有すること等が要件となっているが、信用金庫取引等である中小企業においては、例えば、会員である親会社の出資に加え、社長等が個人として共同で出資し、これらの出資を合算すれば50%超となるものの、それぞれ単独では50%超に満たないというケースのほか、会員または卒業会員の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員または卒業会員の外国株式会社や外国信託会社等)が存在するケースがみられる。しかしながら、現行法令上は、こうした会員や卒業会員の間の共同出資の場合について、融資対象と異なる外国子会社の判定上これらの議決権を合算することができずかつが条文上判断とせず、また、外国株式会社等については融資対象に含まれないものと考えられる。	信用金庫による会員または卒業会員の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員または卒業会員の外国株式会社や外国信託会社等)が存在する会員または卒業会員またはその子会社等の出資については、こうした出資を合算して50%超となる場合も融資の対象となることを明文上明らかにしていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫による会員または卒業会員(以下、会員等)が融資(員外貸付)を行うことができる外国子会社は、(一)会員等が議決権の50%超を保有する者、その本国の法令又は実行その他やむを得ない理由により会員等が議決権を50%超保有することが認められる外国法人であり、人的、財産的その他会員等と密接な関係を相当程度有するものに限定されており、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人は、融資対象となっておりません。また、会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員等の外国株式会社や外国信託会社等)についても、融資対象となっております。	信用金庫法53条2項、信用金庫法施行令第8条第1項第4号、同条第3項、信用金庫法施行規則第49条の2、昭和43年大蔵省告示71号	検討を予定	当該員外貸付制度については、平成25年3月に施行された信用金庫法施行令等において、外国子会社と会員との結びつきが相当程度認められる範囲で、外国子会社に対する貸付けを解禁するとともに緩和措置が図られたところですが、協同組織金融機関の業務として適当か、適切なリスク管理が可能か等の観点に加え、新制度の活用状況や更なるニーズを十分に検証する必要があることから、更なる要件の緩和については慎重に検討を行う必要があります。
261216007	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成契約ルールの維持	・副制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまで有効に機能してきており、また、昨今の雇用環境の状況も踏まえれば、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的な監督指針-4-2(27)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
261216008	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の見直しにあたっての慎重な検討	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を及ぼす立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定される。こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点から中小零細企業の視点に立つて設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
261216009	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	保険商品の銀行窓口に開ける中小企業従業員規制の撤廃	在日米商工会議所(ACCJ)は、地域活性化に関して規制改革会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎いたします。日本の主要な都市以外地域では、地方金融機関が金融サービスの提供において重要な役割を果たしていることから、不必要な規制を撤廃することは、全国津々浦々にいる消費者により幅広い選択肢と高い利便性を提供し、地域金融機関の収益力を強めることにつながり、日本の地域活性化に大きなポテンシャルを与えることになるでしょう。特に、地方金融機関は収益全体に占める役員取引等収益(金融サービスの手数料収益)の割合が都市銀行に比べて低い状況にあります。現在、銀行には融資先の中小企業(従業員数が50人以下、特別地域金融機関においては従業員数が20人以下)の従業員に対して保険商品を販売するに当たり、いくつかの制限が課されています。これらの制限が課されている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するように圧力販売を行う可能性を最小限にするにいたるものだと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行うことと消費者の苦情を耳にしたことがありません。また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置(優越的地位の濫用)と重複しているので撤廃すべきです。	在日米商工会議所(ACCJ)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
270220039	26年10月31日	27年1月20日	27年2月20日	株式担保付オンライン債権の債権譲渡時の振替手続の簡素化	【制度の現状】株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保()付シンジケートローン債権を、他の金融機関間に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下、「新質権口座」といふ。)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」といふ。)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいふ。 【要望内容】新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更で完結させたいもの)。(例)当行A行、B行及びC行が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施、既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。 【要望理由】債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること、既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。	都銀懇話会	金融庁 法務省	振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といふ。)、上、これを直接規定する明定の規定はありません。	-	対応不可	振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とすると質権の被担保債権につきAの有する債権の一部がDに譲渡された場合に、【制度の現状】に記載されている解釈・運用が行われていることは承知しているところ、このような解釈・運用によらず、口座名義人Dを追加することによって対応することの優越性については、振替法第141条その他の振替法全体の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
270220057	26年11月27日	27年1月14日	27年2月20日	貸金業法総量規制の撤廃	貸金業法総量規制の撤廃を希望している。金融庁、消費者庁及び法務省において、施行後の状況をフォローするため、関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないと結論を得ました。とありますが、以下の様な問題が多すぎます。目を背けているとは思いません。東京都は26日、2013年度の貸金業対策の実績を発表した。昨年度、都に寄せられた貸金業者に関する苦情や相談は4967件で、うち貸金業登録があるかどうかを照会するものは3276件、うち、ほぼ9割に当たる2913件が無登録の制のゆるや金融債と判断した。インターネットバンクを境って法定金利の300倍超の利率で金を貸し付け、違法な利息を受け取ったとして、監視庁生活経済課などは、出資法違反(高金利)などの疑いで、東京都東久留米市水川町の元貸金業経営者福田良介容疑者(38)と男6人を逮捕した。借金をした人が貸金業者に払いすぎた利息を取り戻す「過払い金返還請求」をめぐり、過払い金が返還されたにもかかわらず、弁護士や司法書士が依頼者に選ばれず、着服が疑われるケースが2012年以降、九州など全国で合計1700万円分あったことが、大手消費者金融会社の調査で分かった。貸金業法総量規制は撤廃して下さい。	個人	金融庁	貸金業法に基づき(総量規制は、給与等の定期的収入より生活に特段の支障を来すことなく返済を行うことができる範囲に借入額を定めるため、累計貸付残高が年収の3分の1を超えることとなる新規の貸付を原則禁止するものです。	貸金業法13条の2	対応不可	過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入を含む改正貸金業法については、多重債務問題の抜本的・総合的対策として、衆・参両院の全会一致によって成立しました。 平成22年6月の改正貸金業法完全施行に際し、金融庁、消費者庁及び法務省により設置された「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況把握のために関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないと結論を得ています。 ヤミ金融の問題等については、関係省庁とも連携し、必要な対応を講じているところです。	
270313019	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲の拡大	保険業法施行規則第56条第5項等の10%超例外投資可能企業の要件に関し、投資先企業が成長し、中小企業の要件から外れた場合においても、特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合(リードベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)で、初回投資時に要件を満たしていた企業については、10%超となる追加投資を可能とすべきである。 【提案理由】現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野特定子会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、15年以内限り、その合算対象から除かれる。 しかしその場合においても、投資先企業が成長し中小企業の要件から外れた場合には、追加投資が出来ない。 昨今、ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がり、リードベンチャーキャピタルの資金調達支援を含めた企業成長の重要性がより増しているが、上記の規制により、ベンチャー企業の資金調達に支障をきたす恐れがあることから、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合(リードベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)については、上記のような場合においても追加投資が出来るよう緩和すべきである。 当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険会社又はその子会社は、国内の会社の議決権の10%以上を取得・保有してはならないとされている一方、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として保険業法施行規則で定める会社の議決権の取得・保有については、特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)は子会社に該当しないものとみなされます(保険業法第107条)。 保険業法施行規則で定める会社としては、中小企業である研究開発型の新規企業や経営革新に取り組み既存事業者等が規定されています(保険業法規則56条第5項)。また、保険会社のベンチャーキャピタル子会社は、リードベンチャーキャピタルとしてこれらの企業・事業者等に出資を行っている場合等には、これらの企業・事業者等が中小企業でなかった場合でも、追加出資を行うことができますこととされています(同条6項)。	保険業法第107条 同法施行規則第56条	現行制度下で対応可能	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」(平成25年12月)を踏まえて保険業法施行規則を改正し、保険会社のベンチャーキャピタル子会社がリードベンチャーキャピタルとして出資を行っている場合等には、出資先が中小企業でなくなった場合であっても、追加出資ができることとする見直しを行っております(平成26年11月27日公布、同月28日施行)。	
270313020	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	共同出資者の子会社から合弁会社への貸付に関する貸金業法適用除外	共同出資会社から合弁会社への貸付けについては一定の要件を満たせば貸金業法適用除外となったが、合弁会社と出資の関係がない共同出資会社の子会社(具体的には金融子会社を想定)からの貸付けについても同要件を満たした場合には貸金業法適用除外とすべきである。 ◀規制の現状 本年4月1日の改正において共同出資会社が合弁会社に対して行う貸付けについて、貸付が合弁会社の総株主または総出資者の同意に基づくものであること、貸付を行う会社等が合弁会社の議決権の20%以上を保有していることを要件として貸金業法適用除外となった。しかしながら、合弁会社と出資関係が無い共同出資会社の子会社に対して貸付けを行う場合は貸金業法が適用される。 ◀要望理由 本年4月1日の改正において実質支配力基準に基づく子会社含むグループ会社間の貸付けにおいて貸金業法適用除外とされ、金融子会社が子会社等に対して行う貸付に対して貸金業法適用除外となった。連結経営において連結グループ会社の金融取引を専門知識、投量を備えた金融子会社が担うことが一般的であり、金融子会社の取引対象会社は貸金業法適用除外となった子会社に加えて他者との合弁会社も含まれる。合弁形態による企業の海外進出を金融債からサポートする為、金融取引において専門性を有する金融子会社を効率的に活用すべく、合弁会社向け貸付について金融子会社が行うものについても貸金業法適用除外とすべきである。貸金業法適用除外範囲が企業グループ内に留まり、資金需要者の利益が損なわれる事がなく、社会経済的な悪影響も及ぼさないものである。 ◀要望が実現した場合の効果 金融子会社の貸金業法対応事務が不要となり業務効率が格段に向上する(例：貸金業取扱主任者(国家資格で3年毎の更新必要)の設置の義務付け、3年毎の貸金業登録更新、その他貸金業法に則した事務(契約締結前書面の公布、債権譲渡時の監督官庁への都度届出、法定帳簿の完済後10年間の保存、法定標識の事務所内での掲示等)。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	合弁事業における共同出資者から合弁会社への貸付けについては、貸付けが合弁会社の総株主又は総出資者の同意に基づくものであること、貸付けを行う会社等が合弁会社の議決権の20%以上を保有していること、を要件として貸金業規制の適用除外とされていますが、合弁会社と資本関係のない共同出資者の子会社から合弁会社への貸付けについては、適用除外の対象とされていません。	貸金業法第2条第1項、第3条 貸金業法施行令第1条の2	検討を予定	平成26年4月、本邦企業の資金管理の効率化の観点から規制の見直しが行われ、合弁事業における共同出資者から合弁会社への貸付け等について、一定の要件の下貸金業規制の適用除外とされたことです。 貸金業法の規制は、借り手の保護等を目的として定められており、規制のあり方を考えるに当たっては、借り手の保護と資金供給の円滑化とのバランスを考える必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
270313021	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	英文開示銘柄に関する説明義務の見直し	「外国会社届出書等」を英語で記載して提出している有価証券(英文開示銘柄)については、顧客から有価証券の売買等の注文を受託する際にその旨の説明を行うことや説明書を交付すべきことが金融商品取引業者等に対して義務付けられているが、当該義務を撤廃するか、または当該義務の対象につき、国内の金融商品取引所における取引以外の場合は交付義務・説明義務の対象外としてどうか。 【提案理由】顧客が英文開示銘柄を取引する場合には、取引方法の如何を問わず、取引時までに金商業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付することが金融商品取引業者等に義務付けられている。 書面交付については、契約締結前交付書面に記載し事前に交付する方法が認められる等、一部緩和されているものの、説明の履行は必要となっており、今後も英文開示銘柄の取引に一定の障壁となっている。このことが、外国企業の日本市場への参入を躊躇させる要因ともなりかねないと思料する。外国株式の発行会社が、英文等の外国語で届出書等を開示していることは、顧客も十分承知しており明白であることから、新様な規制を行う必要性は希薄であり、撤廃すべきである。 全面的な撤廃が困難である場合、少なくとも、外国市場に上場している場合(外国市場への委託取引による方法、国内金融商品取引業者との間で相対取引)に関しては当該義務の撤廃を願いたい。要望が実現した場合には、外国企業による日本市場への参入を容易にする要因になるほか、日本の投資者による外国企業への投資が容易になり、投資対象が拡大することによる投資効果や、分散投資が可能になることによるリスクヘッジの実現等のメリットがある。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	顧客が英文開示銘柄を取引する場合には、取引時までに金商業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付することを金融商品取引業者等に義務付けています。	金融商品取引法第38条第7号、金融商品取引業者等に関する内閣府令第17条第1項第25号	対応不可	英文開示銘柄に係る説明・文書交付義務については、外国会社等の開示書類が我が国の基準ではなく英語で開示されているにもかかわらず、我が国の基準に基づき日本語で開示されているものと誤解をして購入することを防止するため設けられたものです。見直しについては、その趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があります。説明義務・文書交付義務については、「英文開示銘柄に係る金融商品取引業者等に関するQ&A」について(平成25年7月31日)を公表し、説明義務・文書交付義務違反とならない場合を明確化しています。	
270313022	26年10月16日	27年1月29日	27年3月13日	「有価証券」から一定の信託受益権を除外すること	【提案の具体的内容】 信託受益権は、金融商品取引法(以下「金商法」)第2条第2項第1号により一律に有価証券とみなされているが、このうち元本補填付信託の信託受益権については、「有価証券」の定義からの除外に向けた検討を要望するもの。 【提案理由】 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律6条に基づき、信託兼営金融機関に取り扱いが認められている元本補填付信託の信託受益権は、預金保険制度の対象(預金保険法第2条第2項)である等、金商法の適用がない預金と同様に投資性がなくもかわらず、金商法が適用される。 ・金商法施行後約7年が経過し、足下では高齢化の一層の進展に伴い、財産管理や資産承継のニーズにのみなる信託商品として、投資性のない元本補填付信託を活用した後見制度支援信託、遺言代行信託、教育資金贈与信託といった新しい信託商品が急速に普及してきている。 ・投資性のない元本補填付信託に金商法が適用されること、顧客の利便性を妨げ、新しい信託商品の普及の弊害となっていたことから、平成26年4月1日付で金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令が改正された。これにより元本補填付信託に対する金商法の適用が一部除外され、信託業法等が適用されることとなった。 ・一方で、投資性のない元本補填付信託が金商法上の有価証券とされることで、金商法施行令第2条の10第1項に規定する有価証券の運用比率の算定の対象とされ、なお規制が残り、新しい信託商品の開発の妨げとなっている。 ・ついで、元本補填付信託の商品特性と社会環境の変化を踏まえ、元本補填付信託の信託受益権につき、「有価証券」の定義からの除外に向けた検討を要望するもの。	(一社)信託協会	金融庁	金商法上、信託受益権は、元本補填契約付信託に係る信託受益権も含め、みなし有価証券として定められています。 ・なお、金商法上、合同運用信託以外の利益信託に係る信託受益権及び元本補填契約付合同運用金銭信託である利益信託に係る信託受益権は、信託の委託者が当該権利を譲渡するものとみなされています。他方、その他の信託受益権は、当該権利に係る信託の効力が生ずる時に、有価証券として発行するものとみなされています(金商法第2条第5項、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第4項第1号)。	金商法第2条第2項第1号	現行制度下で対応可能	金商法上、合同運用信託以外の利益信託に係る信託受益権及び元本補填契約付合同運用金銭信託である利益信託に係る信託受益権については、信託の委託者が当該権利を譲渡しなければ、「有価証券」としての規制の対象となりませんが、そのような信託受益権であっても、信託の委託者が当該権利を譲渡する時以後に関しては、投資者保護の観点から、「有価証券」としての規制の対象とされたものです。 したがって、元本補填契約付信託に係る信託受益権を「有価証券」の定義から除外することは困難です。 ただし、提案理由において指摘された金商法施行令第2条の10第1項の規定に関する点については、信託の委託者が当該権利を譲渡するまでの間は、有価証券としての規制の対象とはならないことから、同項に規定する有価証券の運用比率の算定の対象にはならないものと考えられます。	
270313023	26年10月20日	27年1月29日	27年3月13日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	(具体的内容) 生命保険募集人である企業の役員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。 (理由) ・本規制は、形式基準であるため自行の役員からの自発的な申し出にも対応できないなど、顧客の自由な商品・サービス選択や利便性を阻害している。 ・あわせて、「密接な関係を有する者」の範囲が広く、銀行職員が少数出向している企業や、圧力販売が起これば得ない企業まで規制対象となっており、顧客の理解を得にくい状況にある。 ・金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制から除外すべきである。 (現行規制の概要) 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
270313024	26年10月27日	27年1月29日	27年3月13日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	1. 提案内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、また「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)についてはその維持並びに実効性確保に向けた対応をお願いしたい。 2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が設けられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、2012年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。 また、生保労連が2012年9月、2014年9月に社外の調査機関に委託し、事業主を含む一般消費者900名超を対象としたモニターアンケートでは、いずれにおいても、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種の生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、2013年10月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声を多数寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化いただきたい。 また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金との誤認防止措置)についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」(提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった)、等の回答、消費者の声を多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能していません。消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況を踏まえ、非公開金融情報保護措置、(保険商品と預金との誤認防止措置)等の維持並びにその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開金融情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
270313025	26年10月27日	27年1月29日	27年3月13日	生命保険販売に係る構成員契約ルール	1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。 2. 提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役職者等)に対する苦情や批判は顕在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が苦情を訴え入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の非正規労働者の増大に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく(使用者)企業(の)使用者である従業員に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。 また、圧力募集により従業員等が本意でない生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることに加え、再加入の困難性があることから、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことから、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
270313026	26年10月28日	27年1月29日	27年3月13日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	【具体的内容】 法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する。いわゆる「構成員契約規制」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行規制を維持していただきたい。 【提案理由】 「保険業法」等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約規制」)。 雇用関係に基づく(圧力)募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑み、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人間の雇用関係に基づき、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存在が必要な状況にあると考えられる。 上記状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行規制を維持していただきたい。	明治生命保険相互会社	金融庁	企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
270313027	26年10月28日	27年1月29日	27年3月13日	銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特許上存する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等に保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「事業資金等を借り入れしている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
270313028	26年10月28日	27年1月29日	27年3月13日	特定融資枠に関する法律における借入信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となれる者が限定列举されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となれる者に加えても問題ないと考えられる。よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	コミットメントライン法において借主の対象範囲は 大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に便される合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	コミットメントライン法の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にも拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。 なお、コミットメントライン法は、金融機関や資金業者等から資金調達を行う企業の資金調達の機動性の増大を目的とするものですが、その対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	
270313029	26年10月28日	27年1月29日	27年3月13日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員は、自らの勤務先の融資取引の内容を承知していないのが通常であり、勤務先の取引状況による事前規制は合理性が乏しく、従業員等の能動的な保険加入の機会まで一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるを得ない。 また、協同組織金融機関は相互扶助組織の性格を鑑み、融資先があっても法人会員については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘らず、当該法人の従業員等は一律にサービスを受けられない不平等が生じている。 また、平成23年に公表された規制の見直しでは、本事項について、モニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
270313030	26年10月28日	27年1月29日	27年3月13日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際、万一の弊害の可能性から設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念は、通常から5年以上経過も融資先顧客と当該商品によるトラブルは皆無である。 本規制の対象範囲(保険及び金額)についても、例えば、「疾病診断を保険事故とし、かつ、事故発生後の被保険者の生存を保険事故とする保険」の対象となる疾病保険は、市中で殆ど販売されており形骸化している。また、第三分野商品に設けられた不合理な給付金額による制限は、平成26年5月成立の改正保険業法で新たに定められた、意向把握義務の主旨(顧客の意向に沿った商品提案)にも相反する事前規制である。本法施行までに速やかに見直し願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
270313031	26年10月28日	27年1月29日	27年3月13日	生命保険の募集に係る規制の見直し 特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広くあり、調査・管理負担のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではない。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針(4-2-2(7))	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえて、引き続き慎重に検討を行う必要があります。		
270313032	26年10月28日	27年1月29日	27年3月13日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃	信用金庫が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに保険募集に利用することは禁止されている。 この規制は信用金庫が保険販売を行う際のみ適用される規制であり、既に顧客の個人情報の利用は個人情報保護法に基づき(利用同意を得ている)ことから、これに加えて非公開情報の利用の同意を得る必要はないと考えられる。 こうした過剰な規制は、顧客に対する総合的な金融サービスの提供を阻害する要因となるため、信用金庫に求められているコンサルティング機能を十分に発揮できない、速やかに非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
270313033	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	<提案内容> ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および「融資先募集規制」の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 ・提案理由 ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先事業者の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じると事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただようお願いしたい。 ・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および「融資先募集規制」の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が図られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
270313034	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	生命保険募集における従業員等の保護に係るルールの維持および実効性確保	<提案内容> ・法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者等を含めたい。 ・提案理由 ・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が悪化する保険加入を強いられる懸念がある。 ・現行制度は、過去、密接な圧力募集業者が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 ・なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じると事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づき大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいることや、近時の雇用環境の悪化によって派遣労働者等の就労環境が深刻になっていること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除外禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 司法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針・4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
270313035	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	銀行または銀行持株会社のリース会社が取り扱う不動産リースのユーザー・デフォルト時の物件賃借に係る規制緩和	【内容】 債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を、リース債権の回収、不動産の保有・管理及び売却に限り規制を緩和すること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、銀行又は銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めること。 【提案理由】 ・リース会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンス・リース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内で第三者との間でリース子会社が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあると考えられる。との金融庁回答がある。 ・債務者のデフォルト時、リース会社が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく(従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから)、リース会社にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性に資する。本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点からも適切と考えられ、特段の弊害も無いと考えられること等を勘案し、リース子会社が対応可能な業務として明文化していただきたい。	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及これに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第9条第7号 主要行等向けの総合的な監督指針・3-3-1(2)	検討を予定	デフォルトした債務者とのリース契約に係る不動産について、リース会社が新たな第三者との間で賃貸借契約を締結することの可否について検討をします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
270313036	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	銀行または銀行持株会社のリース会社(以下、リース会社)が行うリース業務は、「機械類その他の物件を使用させる業務」として定められているが、リース会社が負担するリスクが実質リース取引の範囲内に限定される「サービス・役務提供」業務も、リース会社が含むリース業務として明示的な措置を講じること。	<p>【内容】 現在、銀行または銀行持株会社のリース会社(以下、リース会社)が行うリース業務は、「機械類その他の物件を使用させる業務」として定められているが、リース会社が負担するリスクが実質リース取引の範囲内に限定される「サービス・役務提供」業務も、リース会社が含むリース業務として明示的な措置を講じること。</p> <p>【提案理由】 昨今、顧客ニーズの多様化、変化により、リース会社に対して、一般的な設備リースに加えて、リース物件に付随するもの(例えば、サービス・役務提供)が一体化した「サービス契約」として「支払を一元化したい」というニーズが高まっているものの、リース会社が形式的でもサービス・役務提供者になることは業務範囲規制により認められていない。 (例)リース物件が原材料供給やリース物件のメンテナンスサービス等 ・ エネルギー削減サービス(ESCO)のようなコスト削減サービス等 上記のような顧客ニーズを満たすため、リース会社が「形式的にサービス・役務提供者となる、以下のような場合は、リース業務の範囲内として明示的に措置を講じること。 ・ リース会社は、顧客へのメンテナンスやエネルギー供給等のサービス・役務提供を、サービス・役務提供者に業務委託し、同社が顧客に直接行い、サービス・役務提供の一部又は全部が未履行となり、顧客からサービス料の支払いの一部又は全部が停止となった場合は、リース会社は同社から補填を受け、また、サービス・役務提供会社が信用不安等となった場合、代替業者を用意するかサービス契約を予め規定した違約金(リース物件の未回収残本額範囲内での支払い)をもって解約できるもの、すなわち、リース会社が負担するリスクは、役務提供に必要な設備投資資金の回収リスクのみであり、設備の瑕疵担保責任はサプライヤーが負担、サービス・役務提供に係るリスクはサービス・役務提供会社が負担することになり、リース会社は一切負担しない、リース会社はあくまでも形式的なサービス業者・役務提供者の立場に位置し、リース会社が負担するリスクは、実質的には設備リース(含むオペレーティングリース)のリスクと同質のものに限定されることから、異種のリスクを抱えることにはならない。</p>	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号	・ 現行制度下で対応可能 : 対応不可	「リース会社が負担するリスクが実質リース取引の範囲内に限定される「サービス・役務提供」業務の範囲が必ずしも明確ではありませんが、リース物件の保守・管理等及びリース業務に附帯する業務はリース会社の業務範囲として認められています。一方、原材料の供給等、附帯業務の範囲を超えた業務を行うことについては、他業禁止の観点から認められません。なお、リース業務に附帯する業務であるか否かについては、その業務内容の実態に応じて個別に判断されることとなります。
270313037	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	銀行または銀行持株会社のリース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件(例えば飛行機、船舶等発注から納品まで長期間要する物件)について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入すること。	<p>【内容】 銀行または銀行持株会社のリース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件(例えば飛行機、船舶等発注から納品まで長期間要する物件)について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入すること。</p> <p>【提案理由】 発注から納品まで長期間を要するリース物件(航空機・船舶等)については、リース目的で発注したにも関わらず、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況が生じうる。新航路の状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないといえれば、銀行系リース会社は、リース契約を締結しない状態で、当該リース物件を長期間保有せざるを得なくなり、その結果、銀行系リース会社が抱える物件価値変動リスクは、想定外に増加することとなる。 また、上記の通り、想定外の物件価値変動リスクを抱えることした場合、銀行系リース会社は、プライシングによって、銀行系リース会社以外のリース会社及び必要の無い、リスクを押し込めざるを得ない限り、その結果、競争力のあるプライスを提示出来なくなる懸念がある。 以上の通り、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないといえれば、銀行系リース会社は、想定外の物件価値変動リスクを抱え、また、競争力のあるプライシングが出来ない懸念が生じる。逆に、当該リース物件を新品のまま売却出来れば、銀行系リース会社は物件価値変動リスクの低減を図ることが出来、ひいては、銀行持株会社のリスク低減にも資すると考えられる。また、その結果、より合理的なプライシングが可能となり、競争力のあるプライシングが可能となり、ひいては、適正な市場形成を通じて、顧客利便性の向上に資するものと考えられる。 以上より、銀行持株会社のリスク低減のためにも、リースを活用した産業振興を図るためにも、銀行系リース会社に限って認められた規制は撤廃すべきと考えられる。 また、本件はリース会社のリスクマネジメントに資することとなり、銀行または銀行持株会社のリスク軽減につながり、間接的には預金者保護にも繋がるものと思料されること。</p>	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号	現行制度下で対応可能	リース目的で発注した物件について、ユーザーの事情によりリースができなかった場合に当該物件を売却することは、リース業務に附帯する業務として、リース業務を行う銀行系会社が行う業務として認められるものと考えられます。ただし、売却物件がリース目的で発注したことを疎明できることが前提となります。
270313038	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	銀行または銀行持株会社のリース会社がリース会社(以下、リース会社)が行う船舶リースにおいて、船員手配、燃油代込等の船舶管理を含む船舶オペレーティング・リースは、現状では明確に認められていない。船舶管理業務をリース業務に附帯する業務として明確化すること。	<p>【内容】 銀行または銀行持株会社のリース会社(以下、リース会社)が行う船舶リースにおいて、船員手配、燃油代込等の船舶管理を含む船舶オペレーティング・リースは、現状では明確に認められていない。船舶管理業務をリース業務に附帯する業務として明確化すること。</p> <p>【提案理由】 近年、海運会社では、船員の手配、燃油代管理等の船舶管理を含むより流動的なTime Charter(TC)での調達ニーズが増加している。船舶管理等の業務をリースの附帯業務と整理できると、TC契約上で、リース会社が形式的に当該船舶管理業務を請け負った上で第三者に運営を委託することも可能となると、ユーザーのニーズに資するものであると考える。</p>	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行の子会社はファイナンスリースにかかる収入割合が平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号第2条第1項の基準を満たす限り、ファイナンスリース以外のリース業務を行うことができます。 また、銀行のリース子会社はリース業務に附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号	事実誤認	銀行の子会社はファイナンスリースにかかる収入割合が平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号第2条第1項の基準を満たす限り、ファイナンスリース以外のリース業務を行うことができます。 また、銀行のリース子会社はリース業務に附帯する業務を行うことができます。 なお、リース業務に附帯する業務であるか否かについては、その業務内容の実態に応じて個別に判断されることとなります。
270313039	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	金融機関のリース会社に係る業務範囲規制の緩和 他社保有資産の鑑定業務等	<p>【内容】 銀行の子会社として、他社保有資産の鑑定業務や販売・処分先の斡旋業務を可能にすること。</p> <p>【提案理由】 中古物件の売買と併せての包括的な資産処分業務をユーザー等へ提供できるようにすることができ、</p>	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号	対応不可	他社保有資産の鑑定業務や販売・処分先の斡旋業務など、リース業務の附帯業務の範囲を超えた業務を認めることは、他業禁止の観点から困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
270313040	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和について 再生可能エネルギー発電事業	【内容】 金融機関のリース子会社の再生可能エネルギー発電事業等のリース契約について、ユーザーデフォルト時に資産を売却する間に限り、再生可能エネルギー発電事業を認めること。 【提案理由】 ユーザーデフォルト時に再生可能エネルギー発電事業を認めることにより、金融機関のリース子会社の損失額が低減する。	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監査庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号	対応不可	再生可能エネルギー発電事業など、リース業務の附帯業務の範囲を超えた業務を認めることは、他業禁止の観点から困難です。
270313041	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	【内容】 銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。当該子銀行からの収入要件を、「子銀行または金融関連業務を行う会社からの収入要件等」と緩和すること。 【提案理由】 金融関連業務は銀行業務との一体性、関連性が高く、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社は、銀行からの収入を条件とせず、金融関連業務を営む会社からの収入依存度規制のみでも弊害はないと考えられる。また、従属業務を営む会社のうち金融関連業務を営む子会社の子会社については、銀行からの収入条項があることにより、事業の効率性が阻害されているおそれがある。本規制は、親銀行等から1円でも収入があれば足りるという内容であり、本要件を緩和することに特段の影響はないものと考えられる。	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、営むそれぞれの業務について、当該銀行等からの収入の合計が総収入の50%以上であること、かつ、当該銀行グループ内の銀行からの収入があること、又は、当該銀行等及び金融機関グループからの収入の合計が総収入の50%以上であること、かつ、当該銀行グループ及び金融機関グループ内の銀行からそれぞれ収入があること、の要件を満たす必要があります。	銀行法第16条の2第1項第11号及び第17項 平成14年金融庁告示第34号	対応不可	従属業務は銀行業からみれば他業にあたるものですが、銀行が分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、主として銀行又は銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者の業務のために営む業務であることを明確化し、当該銀行又は子銀行等との一体性を担保することにより、子会社の業務として認めているものです。当該銀行又は子銀行等からの収入に關係なく従属業務を行うことは、当該銀行又は子銀行等のために業務を行っているとは言えず、他業禁止の観点から困難です。
270313042	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護の維持	【提案の具体的内容】 生命保険募集人である法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールを引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が高い。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第239号 保険会社向けの総合的な監督指針(4-2-2(7))	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
270313043	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	【提案の具体的内容】 ・保険募集時の情報提供については、保険契約者の承諾があっても、電磁的交付が認められる書面が限定され、その方法も他業法と比較し、限定的である。 ・保険会社や募集人が「技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの「技術の活用度合」に合わせた多様なサービスを安心して享受する観点から、利用者の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行っていただきたい。 【提案理由】 ・保険業法施行規則第53条第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されており、電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に輸入されたファイルに記録する方法などが列挙されている(施行規則第14条の10)。 ・また、保険会社向けの総合的な監督指針(4-2-2(5))では、契約概要、注意喚起情報について「書面を交付するための体制整備を求め、電磁的方法による情報提供は非対面による場合のみ記載し、その場合でも印刷や電磁的方法による保存、を例示している。 ・これに対し、銀行法では、商品情報について例外な(預金者の承諾を得て電磁的方法により提供することが認められている(銀行法施行規則第3条の9))。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められた上(金融商品取引法第34条の2第4項)、金融商品取引業者等の電子計算機に構築された顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法が許容されている(金融商品取引業等に関する内閣府令第56条)。 ・以上を踏まえると、契約概要・注意喚起情報など保険募集時の書面について、保険契約者の承諾を前提とするなど保険契約者等の保護を適切に図った上で、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。 ・これにより、保険会社や募集人が情報端末等の「技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなど、「技術の活用度合」に合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。	第一生命保険株式会社	金融庁	・保険業法施行規則において、保険会社は、解約返戻金が無い旨の説明や変額年金保険(資産の運用方針等)等の説明について、書面の交付により説明を行うことを確保する措置を講じなければならないこととされています。 ・また、契約概要、注意喚起情報については、監督指針においてその対応方法を規定しています。	保険業法施行規則第1条第1項第6号、第3条第1項第1号～第4号、保険会社向けの総合的な監督指針(4-2-2(5))等	検討に着手	・説明書面を電磁的方法により提供することについては、保険契約者等の利便性の向上と保険契約者等の保護とのバランスを取りながら、慎重に検討を行う必要があります。この点、解約返戻金が無い旨の説明については、規制導入の趣旨や実際の運用状況等を踏まえ、承諾を前提とした電磁的方法による提供が可能である旨を規定する方向で検討しております。一方、変額年金保険(資産の運用方針等)等の説明については、引き続き、保険契約者の保護の観点から、書面の交付義務を存置する必要があると考えっております。 ・また、契約概要、注意喚起情報については、平成26年保険業法改正に基づく府令改正において、承諾を前提とした電磁的方法による提供が可能である旨を規定する予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
270313047	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(リース目的で購入した物件の売却)	リース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件(例えば飛行機、船舶等発注から納品まで長期間要する物件)について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入していただきたい。 【要望理由】 発注から納品まで長期間を要するリース物件(航空機、船舶等)については、リース目的で発注したにも関わらず、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況が生じる。斯かる状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないというれば、銀行系リース会社は、リース契約を締結しない状態で、当該リース物件を長期間保有せざるを得ない。その結果、銀行系リース会社が抱える物件価値変動リスクは、想定外に増加することとなる。また、上記の通り、想定外の物件価値変動リスクを抱えとした場合、銀行系リース会社は、プライシングに当たって、銀行系以外のリース会社が織り込む必要の無い、リスクを織り込ませざるを得ない。その結果、競争力のあるプライスを提示出来なくなる懸念がある。以上の通り、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないというれば、銀行系リース会社は、想定外の物件価値変動リスクを抱え、また、競争力のあるプライシングが出来ない懸念が生じる。逆に当該リース物件を新品のまま売却出来れば、銀行系リース会社は物件価値変動リスクの低減を図ることが出来、ひいては、銀行グループのリスク低減にも資すると考え、また、その結果、より合理的なリスクテイクが可能となる為、より競争力のプライシングが可能となり、ひいては、適正な市場形成を通じて、顧客利便性の向上に資するものと考え、以上より、銀行持株会社のリスク低減のためにも、リースを活用した産業振興を図るためにも、銀行系に限って設けられた規制は撤廃すべきと考え、	都銀懇話会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監督庁大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号	現行制度下で対応可能	リース目的で発注した物件について、ユーザーの事情によりリースができなかった場合に当該物件を売却することは、リース業務に附帯する業務として、リース業務を行う銀行子会社が行う業務として認められるものと考えられます。ただし、売却物件がリース目的で発注したことを疎明できることが前提となります。	
270313048	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	リース業務の高度化・多様化に対応した規制の見直し	【制度の現状】不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る制限 リース会社による不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針V-3-3-1(2)において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンス)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者の第三者との間の期間限定リース会社等による賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあつた金融庁見解を得ている。また、主要行等に係る監督指針V-3-3-3(2)イにおいて、「担保財産の保有・管理会社(銀行法施行規則第3条第1項第24号)及び、自己保有会社とする自己保有不動産の保有者たるための期間限定リース会社等に関する記載があるが、リース子会社自身が不動産所有者として同様の機能を持つことについては明示されていない。 【要望理由】 債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己保有会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務をリース債権等の回収と、不動産の保有・管理及び売却に限定する等の措置を講じた上で、リース子会社が新たに第三者と賃貸借契約を締結することを許容すること。 現状では、空室が発生してもリース会社が直接新たなテナントと賃貸契約を締結できないことから、デフォルトしたユーザーを前面に立てた段での管理を余儀なされている。一方、ユーザーがデフォルトしたままの状態にテナントの前面に出ていると、物件の保管管理や処分、賃貸料の変更、デフォルト物件に空きことによるイメージ低下、空室増加などが発生し、い(ことを不安に感じ、退去するテナントがある。この結果、テナントにコスト負担が発生する上、物件の処分価格は市場価格より低(なり、債権回収の早期最大化を図ることも困難となる。リース会社が新たなテナントと直接賃貸契約を締結することを認められれば、テナントにとって不安も払拭でき、移転しやすくなる(従来業者)の業務が可能となり、かつ市場価格に即した価格にて早期処分することが可能となるため、リース会社にとっても損失を最小化することにも繋がり、リース子会社の経営の健全性にも資する。本業務内容は、既に銀行持株会社及び銀行の自己保有会社に認められた業務であり、リース子会社の場合、与信対象不動産の所有者であるリース子会社以上に自己保有会社に登録されていることと認めれば、本業務の附帯等は、財務の健全性維持やリスク管理の観点から適切と考えられ、且つ特種の弊害もないと考えられる。なお、「不動産賃貸業」とみなされないためには、以下の措置で対応可能と見られ、本件に係る業務は、「自社の貸出金およびリース債権等の回収のためにならざる担保不動産」はリース対象不動産の取得・保有・管理及び売却に限定し、業務執行に当たっては、監督指針V-3-3-3に記載の事項に準じるとともに、適切な早期処理を行うための部署、担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行うこととする。	都銀懇話会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号 平成10年金融監督庁大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2)	検討を予定	デフォルトした債務者とのリース契約に係る不動産について、リース会社が新たな第三者との間で賃貸借契約を締結することの可否について検討をします。	
270313049	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	【制度の現状】特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むが不明確)。 【要望理由】 借り手の属性に問わず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかなる場合について、本法の対象とする 本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確なるよう措置。 【要望理由】 コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大企業等や一定のSPICに限定されている。その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン/開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づき(契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなるものについては、借り手の属性に係らず本法の対象とすることが妥当である。また、手数料に係る第3条の規定は、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。	都銀懇話会	金融庁	コミットメントライン法において借主の対象範囲は、大企業、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に促される合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条	検討を予定	コミットメントライン法の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。コミットメントライン法の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があります。こうしたことを事後チェックにより防止することは難しく、慎重に検討する必要があります。なお、コミットメントライン契約に係る契約変更手数料が、コミットメントライン法の適用となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
270313050	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に依る貸金業法の適用除外	<p>【制度の現状】銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制(注)が適用されている。(注)貸金業法に基づいた主な規制内容 貸金業者の貸付に係る契約に基づく債権を譲渡した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。契約書面の交付(貸付にかかる契約(含む変更契約)、保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない規制)、受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書(課税文書)を交付しなければならない規制)、債権証書の返還(返済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない規制) 【要望理由】 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。 銀行等は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。また、貸付債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合には、通知を不要とすべき。</p>	都銀懇話会	金融庁	貸金業法第24条第2項では、その者に對し、当該債権に關する行為について貸金業法の適用がある旨を通知しなければならないが、譲受人も債務者に書面交付する必要があります。	貸金業法第24条第2項	検討を予定	貸金業法第24条第2項の規定により貸金業者から債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制等は、債務者を保護するためのものであり、この趣旨を徹底する観点から、銀行等が貸金業者から譲り受けた債権及び預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社(貸金業者)が譲渡する債権について例外とすることは、慎重に検討する必要があります。	
270313051	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行子会社の業務範囲規制の緩和(短資会社の有価証券関連業務)	<p>【制度の現状】銀行子会社の業務範囲として認められている金融関連業務のうち、有価証券関連業務が除かれているため、登録金融機関である銀行子会社の短資会社が行う業務のうち投資信託の受益権又は外国投資信託の受益権の販売が、有価証券の専業又は私専の取扱いに該当する場合は、子会社の業務範囲として認められていない。また、短資会社が行う国債の売買についても、有価証券関連業務とみなされることも可能であり、解釈によってはこれらの業務への従事が認められない可能性がある。一方、銀行、銀行の子会社である保険会社は登録金融機関として有価証券関連業務を営むことが可能である。さらに、銀行の子会社である証券専門会社は有価証券関連業務を営むことが可能。さらに、有価証券関連業務を営む外国の会社も、銀行の子会社に含めることが可能である。 【要望理由】 短資会社等が登録金融機関として行う有価証券関連業務を、銀行子会社の業務範囲として容認されたい。 銀行ならびに銀行の子会社である保険会社および証券専門会社には有価証券関連業務への従事が認められているにもかかわらず、銀行子会社である短資会社が有価証券関連業務を営むことは認められていない。市場にて短期資金の貸借、媒介を行う短資会社は銀行業務と密接な関わりがあり、銀行が短資会社に現行法規制の範囲内で出資をしているケースが多いが、銀行が行う合併・買収の結果、銀行が保有する短資会社の株式が増加し、法で定められている基準を超える議決権を保有する事例がでてきている。短資会社の有価証券関連業務は、保険会社、証券専門会社と同様に銀行業務との親和性があるのにもかかわらず、銀行子会社の業務範囲として定められていないため、銀行が行う合併・買収の結果、銀行もしくは銀行の子会社が保有する短資会社の株式を過半数にしないといけない状況。これは、銀行の子会社である保険会社等が登録金融機関として有価証券関連業務を行うことができることと比較し、一貫性・合理性を欠いていると考えられる。加えて、短資会社は非公開会社であるケースが殆どであり、且つ、取引先も限定的であることから、第三者売却が困難な状況。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行の金融関連業務を営む子会社の業務は銀行法施行規則第17条の3第2項に規定する業務に限られています。なお、組織再編により国内の会社の議決権を保有することとなる場合に、当該保有する議決権の数が100分の50以下であれば、5年間に限り、保有の上限規制(銀行本体とその子会社で合算5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下)が課せられません。また、規制上限を超えて議決権を保有することについてやむを得ない理由がある場合には承認を受けることにより当該議決権の保有が認められる場合があります。	銀行法第16条の2、第16条の3、銀行法施行規則第17条の3、第17条の6	現行制度下で対応可能	銀行子会社の業務範囲については、銀行業務のリスクの同質性や子会社として行う業務の具体的なニーズ等を踏まえて規定されています。なお、組織再編により国内の会社の議決権を規制上限を超えて保有することについては、5年間に限り認められています。また、規制上限を超えて議決権を保有することについてやむを得ない理由がある場合には承認を受けることにより当該議決権の保有が認められる場合があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 回答取り 要日	内閣府 での 検討 まとめ日	提案事項	提案の 主体的 内容等	提案 主体	所管 省庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議 による再検討 項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 概要	措置の概要(対応策)	
270313052	26年 10月31日	27年 1月29日	27年 3月13日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>【制度の現状】銀行とグループ証券会社の間で「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として顧客の書面による同意が必要。発行者が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上の号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商習慣に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得なくてもよい。</p> <p>平成20年金融商品取引法改正(オプトアウト)制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の弊害があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況。</p> <p>オプトアウト制度について 金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外であること、 兼職制度について 兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にしかアクセスできないこと、 外務員の二重登録が禁止されていること、兼職者は銀証いずれか一方の外務員登録できないこと(例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行職員の立場で、登録金融機関業務(投資信託、デリバティブ・国債の販売等)ができない)。</p> <p>【要望理由】銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制を撤廃し、原則自由化したいただきたい。全面的な自由化が困難な場合、以下の規制緩和を実施いただきたい。</p> <p>オプトアウト制度の実務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 兼職制度の実務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。銀証兼職者における「非共有情報」へのアクセス制限の撤廃。銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録を認める)。</p> <p>【要望理由】近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エグジット、M&A、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。わが国のファイアウォール規制は順次緩和されてきたものの、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が残り、取引の柔軟性や資金調達の円滑化が阻害されている。平成12月の金融商品取引法改正(一部改正)に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由なことが可能であり、海外金融機関との競争力確保のため、情報共有に係る規制撤廃が重要。また、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられず、不利益を被っている状況。そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と見られる。オプトアウト制度・兼職制度は、同意書面の提出手続には法人顧客サイドで社内承認等の手間があることなどを勘案すれば、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金融法改正により実施された同規制の見直しの趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現できていない。例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方しか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができません。顧客の利便性向上に繋がらず、外務員の二重登録については、外務員行為の効果の順繰りが不明確になるといふ問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>(1) 登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。 (i) 証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報を授受する)とは禁止されています(金融商品取引法等に関する内閣府令153第1項7号)。 (ii) 金融商品仲介業務を行う銀行が、委託金融商品取引業者と、事前に顧客の書面による同意を得ずに、顧客の財産に関する公表されていない情報(顧客の年間所得や保有資産等の情報等)を授受しているような状況がないようにすることとされています(金融商品取引法等に関する内閣府令123第1項18号及び24号)。 (iii) 銀行で金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等から非公開融資等情報(事業貸付業務についての貸付先の事業の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別な情報)を提供することは禁止されています(金融商品取引法等に関する内閣府令154第4号)。 (iv) 銀行の金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等から非公開融資等情報(事業貸付業務についての貸付先の事業に係る情報で金融商品仲介業務の顧客の有価証券投資の判断に影響を及ぼすもの)を授受することは禁止されています(同号)。</p> <p>(2) 銀行とグループ証券会社の間では、(i)及び(ii)における法人顧客の情報の授受につきオプトアウト制度が適用されます。ただし、(ii)の場合において、銀行の金融商品仲介業務に従事する役員が当該情報を共有する場合には、オプトアウト制度は適用されません(金融商品取引法等に関する内閣府令第123条第2項及び第153条第2項)。</p>	金融商品取引法第40条2号、第44条の3第1項第4号及び第2項第4号並びに第64条の2第1項第3号金融商品取引業者等に関する内閣府令第123条第1項第18号及び第24号並びに第153条第1項第7号並びに第154条第2号金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4	対応不可	<p>銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していることが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとします。また、登録金融機関の金融商品仲介に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取引を同時に進め、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業務を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。規制の全面的な撤廃については、上記の規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。 □ 銀証間での法人顧客情報の共有に関しては、発行者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の高信用上同意があると合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどした(金融商品取引法等に関する内閣府令及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用)。 □ 顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該顧客の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした(非公開情報の授受の制限に関するQ&Aを同年3月28日に公表)。</p> <p>このように、これまでも規制の見直しを行ってきたところですが、金融商品仲介業務従事者は利益相反や優越的地位の濫用のおそれが高いことを踏まえれば、オプトアウト制度の対象に追加するとの措置は困難です。</p> <p>また、銀証兼職者においても利益相反や優越的地位の濫用のおそれが高いことを踏まえれば、オプトアウトへのアクセス制限を撤廃するとの措置は困難です。</p>	
270313053	26年 10月31日	27年 1月29日	27年 3月13日	金融グループ内における法人顧客情報共有に関する規制緩和	<p>【制度の現状】ファイアウォール規制の見直しに伴い、銀行・証券会社間の顧客情報共有については、法人顧客情報共有のためのオプトアウト機会の提供による運営が可能となったが、金融グループ内での顧客情報共有については、必ずしもその取り扱いが明確でない。また金融グループ内の顧客情報共有(銀行・証券会社間に限定せず)については、個人情報保護法や金融商品取引法等に基づき、共同利用が認められているが、法人情報においては共同利用に関する明確な法まはりなく、金融グループ内の顧客情報の共有に当たっても、原則顧客の同意を取得したうえで対応となっている。金融商品取引法や保険業法等より金融グループ内の顧客情報共有に関する規定が重疊的に設けられており、顧客の多様なニーズに対応するための金融グループ内の顧客情報共有は十分にできない状況となっている。</p> <p>【要望理由】多様化する顧客ニーズに的確に対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくため、同一金融グループ内における法人顧客情報の共有について、共有された情報が金融グループ内に止まるとともに適切に管理され、利益相反等に関する適切な管理態勢が構築されていることを前提として、原則自由とする明示的に措置を講じたい。</p> <p>わが国金融機関は、顧客の質の高い総合金融サービスの提供を目的として、持株会社制度等を活用して、金融グループを形成してきている。斯かる金融グループ内での協働を一層推進することは、顧客ニーズに沿った、より質の高い総合的な金融サービスを提供出来る点で、特に、法人顧客のベストフィットに資するものと考えられ、その為には、金融グループ内で法人顧客情報を共有することが極めて有用である。一方、法人顧客情報の金融グループ内における情報共有は、有価証券取引、利益相反等の問題、インサイダー取引等、顧客保護の観点で諸問題を生じ得る可能性があるといえる。但し、これらの諸問題は、必ずしも、情報共有のものに直接的に関係する問題ではなく、原則として、金融グループにおける内部管理体制の整備や各種法令における標準によって対応されるべき問題と考えられる。加えて、金融グループ内において共有した情報の利用範囲は、金融グループに対する業務範囲に限定されている。そして、米置において、金融グループ内における法人顧客情報共有の範囲は、以上を踏まえ、最適な形で、顧客利便性と顧客保護のバランスを図るためには、顧客情報に係る適切な管理態勢が構築されていることを前提に、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、原則自由とする明示的な管理態勢が構築されていることを前提に、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、原則自由とする明示的な管理態勢が構築されていることを前提に、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、特段の規制が無いことと認めれば、掛かる措置は、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高めるうえで有効であるといえる。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>(1) 銀証兼職者は、銀行の管理する非共有情報(オプトインしていない顧客又はオプトアウトした法人顧客に係る非公開情報)が、証券会社等の管理する非共有情報のいずれか一方にしかアクセスすることはできません(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4)。</p> <p>(2) 複数の法人について外務員登録をすることはできません(金融商品取引法第64条の2第1項第3号)。</p>	—	その他	<p>法人顧客情報のグループ内利用については、個々の企業間の契約にかかるとの問題があることから、銀行法上、その取り扱いに係る規定は設けられておりません。なお、グループ内で法人顧客情報を共有する場合には、他の法令等を遵守するとともに、顧客保護に留意する必要があります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議による再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
270313058	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	[制度の現状]銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止) [要望内容]銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の紹介)によって許容されたい。 [要望理由]企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的な高度ソリューションを提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・ソリューションや複合的ディーラーの説明、上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと、上記商品・サービス等の具体的条件の提示、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考ええる。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を業業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券会社業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1)において明確化されています。	金融商品取引法第33条第1項(解款)、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1)、銀行法第12条	対応不可	銀行等の金融機関にご提案の業務を認めることは、銀行業務の顧客と証券業務の顧客の間の利益相反等の弊害を生ずるおそれがあることから、措置は困難です。	
270313059	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	一般投資家へ移行可能な特定投資家	[制度の現状]一般投資家(以下、「アマ」)へ移行可能な特定投資家(以下、「プロ」と)の金融商品や特定預金等の契約にあたっては、金融商品取引法第34条(銀行法第13条の4において準用される一般投資家として取り扱うよう申し出ができる旨の告知(以下、「アマ成り告知」))が必要。法令上求められるアマ成り告知は、金融商品取引法施行後、最初の金融商品取引契約/特定預金契約等を締結するまでに行う必要がある。また、一度有効なアマ成り告知を実施しければ、以降の同じ種類の契約(デリティブ(有価証券、特定預金等)についてのアマ成り告知は法令上求められない。ただし、アマ成り告知は契約の「申込み……受けた場合」(金融商品取引法第34条)に行う必要がある。金融商品取引契約/特定預金契約等に紐付かないアマ成り告知は、同条に基づく告知としては認められない。 [要望内容]アマへ移行可能なプロに対する告知の有効性について、以下のケースにおいて当該契約種類の告知が成立したと考えられることを認めていただきたい。アマへ移行可能なプロに対して、商品動向時にアマ成り告知を実施し、顧客から「アマへの移行を希望しない旨の回答があったが、商品の契約に至らなかった場合、アマへ移行可能なプロが商品の契約締結がないままアマへの移行を希望し、アマへ移行した後、当該顧客よりプロへの復帰申し出があった場合。 [要望理由]いずれのケースも、顧客は特定投資家制度について理解していると考えられる。また、顧客はいつでもアマへの移行を申し出ることが可能であるため、顧客保護上の観点からも問題は無いと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、顧客を相手方として、又は顧客のために金融商品取引契約の申込みを特定投資家から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が「アマ成り」に係る申し出ができる旨を告知しなければならぬこととされています。	金融商品取引法第34条	対応不可	本規制は、投資者保護の観点から、特定投資家から一般投資家への移行によって、行為規制による保護を受ける機会を確保するために規定されているものであり、顧客が告知内容を適確に理解できるように行われる必要があります。過去に告知が行われながら、金融商品取引契約が不成立だった場合に、次の動向時に再告知を不要とするは、契約に至った場合と比較して顧客が当該告知の内容を十分に認識・理解していない可能性もあることから、措置は困難です。	
270313060	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	外貨預金の金商法準用の廃止等	[制度の現状]外貨預金は特定預金等(銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号)に該当し、金融商品取引法(以下、「金商法」)が準用される。外貨預金の口座開設や、定期預金の預入手続には一連の金商法対応が必要。 [要望内容]法人の流動性外貨預金を金商法準用の対象外としていただきたい。 [要望理由]外貨預金の主なリスクは為替変動による円貨ベースでの元本割れのリスクであるが、変動相場制移行から30年を経て、殆どの預金者にとって当該リスクは一般的であり、リスクを十分に理解していると考えられる。特に、法人の流動性外貨預金は、海外企業との事業取引の決済済のために開設されるケースが殆どであり、顧客は外貨債権もしくは債務の保有者である為、事業において既に為替リスクを包含する取引の経緯があると推定される。	都銀懇話会	金融庁	外貨預金契約の締結については、金融商品取引法が準用されており、同法に規定する行為規制が課せられています。	銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号	対応不可	外貨預金については、元本欠損が生じ得るものであることを踏まえ、当該商品の契約の締結には金融商品取引法を準用することより、同法に規定する行為規制が課せられています。当該規制は顧客保護の観点から課せられているものであり、法人の外貨預金の契約締結について、金融商品取引法の準用の対象外とすることは困難です。なお、一般投資家である法人が準用金融商品取引法第34条の申し出を行い、特定投資家へ移行した場合には、一定の行為規制の適用について除外されます。	
270313061	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	貸金業者における契約締結前書面(程度貸付)交付の見直し	[制度の現状]貸金業者は、程度方式基本契約を締結し、当該程度方式基本契約を締結するまでに、所定の事項について、当該契約の相手方とならうとする者に交付しなければならない。(程度貸付枠付与にかかる契約締結前書面の交付義務) [要望内容]クレジットカード会社における、程度方式基本契約にかかる契約締結前交付書面(16条書面)を適用除外として頂きたい。 [要望理由]貸金業法では、法16条の2の2にて、貸金業者に対し、程度方式基本契約における契約締結前書面の交付を義務付けている。貸金業者の内、クレジットカード会社においては、キャッシングサービスがこれに該当し、申込者に対し、キャッシング程度を付与したクレジットカードの発行前に、契約締結前交付書面を送付(郵送)し、その後、同カード発行後、カード取扱店に契約締結時交付書面を送付している。(カード送付時に程度金額を含む契約条件等を記載した書面を同封)業務上は、契約締結前交付書面を送付後、概ね翌営業日にはクレジットカードが発行(送付)されており、ここに改めて確定した交付条件(程度額・貸付利率等)を記載した書面を同封していることから、契約者は、契約締結前交付書面とは同じタイミングで契約締結時交付書面を受領している。契約締結前交付書面の通知は、顧客保護の観点で求められる行為規制であると理解しているが、クレジットカードにおけるキャッシング種の程度契約については、カード到着時点においては、借入は発生しておらず、契約者が実際にキャッシングを利用するまでには一定の期間を有するものと考えられる。従って、契約者は契約締結時交付書面にて交付条件等を確認の上、キャッシングを利用することが可能であることから、顧客保護の観点からも、契約締結時交付書面が契約締結前交付書面の役割を十分に担える状況にあると考えられる。また、短期間で同様の要件を記載した複数の書面が契約者に届くことは、却って混乱を招く可能性も想定され得ることから、契約締結前書面の交付を適用除外として頂きたい。	都銀懇話会	金融庁	貸金業者は、程度方式基本契約を締結しようとする場合には、事前に契約の内容を説明する書面を相手方に交付する必要があります。	貸金業法第16条の2第1項	対応不可	借り手に対する事前書面の交付義務は、借り手が貸付契約の締結に当たり、交付された書面を通じて十分に借入条件等を理解した上で、契約を締結するかどうかが判断できるようにするためのものであり、貸し手がクレジットカード会社である場合について事前書面の交付を不要とすることは困難です。なお、記載事項が法令の要件を満たしている場合には、申込書一体型のパンフレット等を契約締結前書面とすることも可能となります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
270313062	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<p>【制度の現状】現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併營業務の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。</p> <p>【要望内容】不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。</p> <p>【要望理由】一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うことも当該不動産取得資金融資等と見なされが、経営の健全性が損なわれている状況にもな、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併營業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買取を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買取を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。顧客財産の総合運用サービスへの充実を遂げる顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客から、都銀等の情報ネットワークに基づく不動産売買情報の提供を期待されている。金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルに基づく適切なオペレーション・リスクの管理等により達成可能(媒介、取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自らが不動産自体を自らに保有することは考えていない。)、取引扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ、不動産会社、総合商社、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、国内私営ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。なお、信託兼営金融機関は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。</p>	都銀懇話会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	対応不可	銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。
270313063	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	海外における銀行代理業務の委託の規制緩和	<p>【制度の現状】銀行法第8条3項の規定により、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付け又は形形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは銀行が認可を受けなくてはならない。</p> <p>【要望内容】委託先が海外子銀行に対するものを認可から届出への緩和、あるいは原則自由とする検討をお願いしたい。</p> <p>【要望理由】海外子銀行は、現地規制もしくは邦給的理由により子銀行(現法)の形態での事業展開を行っていて、あ(きでも銀行本体のガバナンス下にある子会社である。かつ、銀行法第16条7項に規定される銀行業を営む外国の会社として、会社の体制を含め審査、認可を受けている。この点、海外子銀行は、認可制とすることによってのみ委託先としての適格性()の審査が可能となり、邦銀の健全性確保を担保する機会を有することとなる本来規制対象とされるべき一般的な外国企業とは異なる。委託された業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者、人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者、他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。当該申請をした銀行が委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること等。</p> <p>従って、委託先が海外子銀行に対するもの場合、認可から届出への緩和、あるいは原則自由とした場合であっても、認可による委託先の実態の把握を通じた邦銀の健全性確保は銀行法第8条3項の趣旨を必ずしも損なうものではないと解される。クロスボーダーローンやオフショア市場調達等、顧客が国境を越えた財務戦略を活発化させる中、グループ全体としてグローバルに協働の必要性も増しており、機動的な対応に資するサポートとして検討いただきたい。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行が銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約の締結しようとするときは、銀行法第8条3項の認可を受ける必要があります。	銀行法第8条第3項 銀行法施行規則第10条	検討を予定	現状では、銀行が外国において銀行代理業務を委託する場合における認可と、子会社対象銀行等を子会社とする場合における認可があり、趣旨は異なっているものの、二度の認可が必要となっているところ、外国の子銀行に対して銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を委託することについて、課外国における銀行業務の委託に係る制度等を調査しつづ、その認可制の必要性について検討します。
270313064	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行持株会社グループの海外子会社に対する収入依存度規制の緩和	<p>【制度の現状】銀行持株会社又は銀行の従属業務を営む銀行の子会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務について、銀行又はその子会社等からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。同様に、銀行持株会社の従属業務を営む子会社についても、当該銀行持株会社集団からの収入を総収入の半分以上とすること、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件。</p> <p>【要望内容】金融庁告示第34号第1項及び第11号、同第7条第1項等に規定するグループ内の銀行からの収入に関する条件につき、銀行持株会社集団に属する法人が、海外において従属業務を営む子会社を設立する場合は、対象外とするなど、同条件を緩和していただきたい。</p> <p>【要望理由】①銀行持株会社集団に属する法人が、経営効率化の観点から海外において従属業務 申請受託等を営む子会社設立を検討した場合、グループ内の銀行から同従属業務に係る収入を得ることが条件となるが、当該国・地域において、グループ内の銀行が同従属業務の対象となる事業を展開していない場合等には、グループ内の銀行から収入を得ることが事実上困難であり、条件を充足できなことから、設立を断念せざるを得ない状況であり、現地の競争力強化の阻害要因となっている。仮に、国内のグループ内銀行から、海外子会社に対して対象事業を委託するにしても、当該委託に係る体制整備費用(システム費用、日本語対応等)が却って高くなることとなり、当初の目的である経営効率化を実現することは困難である。したがって、従属業務を営む海外子会社について、グループ外の銀行からの収入に関する条件を適用せず、銀行持株会社集団からの収入比率の充足のみを条件とすることをご検討いただきたい。銀行持株会社集団からの収入比率の充足のみが条件となれば、従属業務を行う現法の設立が容易となり、現地での業務効率化が進み、結果として顧客への還元などを通じて、サービスの向上に繋がるものと思料。特に新興国へのリテラフィアンスの展開において、現地に設立する事務受託会社への委託を容易にし、経営体制を構築することで、本邦金融機関の間接競争力・プレゼンスが高まることに加え、現地で本邦金融機関のノウハウが浸透することにより現地のテールフィアンス市場の育成にも資するものと考え。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、営むそれぞれの業務について、当該銀行等からの収入の合計が総収入の50%以上であること、かつ、当該銀行グループ内の銀行からの収入があること、又は、当該銀行等及び金融機関グループからの収入の合計が総収入の50%以上であること、かつ、当該銀行グループ及び金融機関グループ内の銀行からそれぞれ収入があること、の要件を満たす必要があります。	銀行法第16条の2第1項第11号及び第7項 平成14年金融庁告示第34号	検討を予定	海外に進出している従属業務子会社に対する収入依存度規制の在り方については、その実態等を踏まえ検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ;規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ;当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
270313065	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	<p>【制度の現状】現在、デビットカードを活用したキャッシュアウトサービス(加盟店店頭にて現金が受取れるサービス)については、法的な整理が必ずしも明確ではなく、わが国においては、サービスの提供がなされていない。</p> <p>【要望内容】キャッシュアウトサービスを提供するにあたり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店(銀行・加盟店と契約する幹事金融機関)が取るべき措置及び加盟店(銀行)が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることをお願いしたい。</p> <p><具体的な規制内容(案)> 加盟店(銀行)が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店(直接加盟店と契約する加盟店)を管理、上記管理において、情報セキュリティ体制の確保のため、日本電子決済推進機構のガイドラインを遵守させる。</p> <p>加盟店(銀行)が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店(銀行)が指導する。加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。</p> <p>【要望理由】欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。現在、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中。加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。利用者の面からも、適宜に実施したアンケート(サンプル数50名)において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思う」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。加盟店・利用者双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能としたいもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	事業会社は、銀行代理業者の許可を得れば、キャッシュアウトサービスを行うことができます。	-	検討を予定	平成12年金融審議会報告で指摘された論点(顧客情報保護の観点やカードの悪用・トラブル等による損害の補償分担等)等を踏まえ、預金者保護と、利便性の向上等の観点から、決済関連サービス全体との整合性に留意しつつ、キャッシュアウトサービスのあり方を検討します。	
270313066	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行代理業における変更届出の簡略化	<p>【制度の現状】銀行代理業者は、役員氏名に変更があったときは、法人の登記事項証明書や役員個人の住民票、誓約書等を添付し届け出なければならない。</p> <p>【要望内容】銀行代理業者が銀行等である場合は、役員氏名の変更の届出について、法人の登記事項証明書、役員個人の住民票、誓約書等の添付を不要としたきたい。</p> <p>【要望理由】銀行代理業者が銀行等である場合、銀行代理業の営業開始時の許可申請については適用除外規定により不要(届出制)とされており、当初申請書(届出書)への添付が求められる役員個人の住民票等の提出も不要とされている(銀行法第2条の61)。背景としては、銀行の役員に対しては別途適格要件が規定されているため(銀行法第7条の2)、二重規制を回避する観点から、こうした緩和措置があるものと考えられる。この点、銀行代理業者である銀行等において役員が交代する場合にあっても、同様のことが言えることに鑑みれば、変更届出の際に住民票等の添付を求めることは、過剰な規制と考える。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者の許可申請書の記載事項に変更があった場合には、関係書類を添付して、変更事由発生後、2週間以内に変更届出を提出することが必要です。	銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39及び別表第2	検討を予定	銀行が銀行代理業者である場合の銀行代理業者の許可申請書の変更届出の記載事項や添付書類の内容等については、具体的要望や監督上の必要性も踏まえ、検討をします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
270313067	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	特殊関係者を新たに有することになった場合の届出の対象範囲の見直し	<p>【制度の現状】銀行は特殊関係者を新たに有することになった場合、銀行法に基づき届出を要する。</p> <p>【要望内容】銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社(以下、「SPC」)については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。</p> <p>【要望理由】 □ 銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実態と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。銀行法は、その旨を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法(以下「法」)53条1項8号、銀行法施行規則(以下「施行規則」)35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合等に届出を要するものとしている。ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームズレングスルール(法13条の2、施行令4条の2第1項)、連結大口信用供与規制(法13条2項、施行規則14条の4)などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。そのため、特殊関係者に関する届出は、銀行法の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能をもつことになるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することになった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主な趣旨は、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが親銀行に及ぶことを防止するといふ法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えられる。これは、主要行向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」)3-3(注1)において、施行規則35条14号に基づき子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定数若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、業務範囲規制を確認することが明記されていることも整合的である。現行の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている(法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項)。但し、一定の子会社については事前届出のみ(法16条の2第4項・53条1項2号)、すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可可能な一定の場合を除く届出に基づきその業務内容を十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種のリスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが銀行本体に及ぶことを防止するといふ他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするといふ法の趣旨に反するものではないと考えられる。以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここでの「特殊関係者」の概念は、施行規則35条第1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条第1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことによって実施可能と考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行が特殊関係者を新たに有することになった場合には届出の届出が必要である。	銀行法施行規則第35条第1項第14号から第16号まで	対応不可	SPCの事業目的については届出において確認する必要があり、また、銀行の子会社が設立するSPCであっても、アームズ・レングス・ルール等の規制の対象としている以上、当局として把握する必要があるため、届出範囲の見直しは困難です。	
270313068	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行代理業の許可申請届出に関する規制緩和	<p>【制度の現状】銀行代理業者は、許可申請書の記載事項に変更がある場合、金融庁に対し2週間以内に届出を行わなければならない。許可申請書には、銀行代理業者の役員氏名(住民票等添付)や営業所等の名称・所在地等のほか、子法人等、親法人等、親法人等の子法人等の商号・所在地・代表者名等の記載が必要。</p> <p>【要望内容】銀行代理業者の許可申請書(変更届)について、次の通り規制を緩和いただきたい。</p> <p>当該銀行代理業者が「銀行」である場合は、営業所等の名称・所在地や役員氏名など、別途「銀行」として届出している事項については、銀行代理業者としての届出を不要とする(もしくは、「銀行」としての届出に代理業者であることを表示すれば足りるものとする)、届出そのもの廃止が困難な場合、少なくとも、役員届に係る住民票・簿本、誓約書、経歴書の添付、および営業所届に係る業務内容、人員体制、租税・格差等の添付を不要とする。</p> <p>届出対象会社の範囲を、銀行代理業者の子法人等・親法人等までとし、海外企業は対象外とする。仮に、これが困難な場合でも、子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の代表者の記載を不要とする。</p> <p>2週間以内、とされている届出時限を緩和する。</p> <p>【要望理由】銀行代理業者に課せられている届出義務については、内容・時限とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている各種届出・報告と比して、厳しいものとなっている(経営実態報告の報告サイクルは半年ごとであり、代表者名については記載不要)。また、銀行代理業者が「銀行」である場合は、営業所や役員の変更について、根拠規定の異なる複数の届出を行う必要があることに加え、銀行代理業者の役員変更届については住民票等の添付が求められている。「銀行」としての届出にはその様な規定はないなど、過剰感が極めて大きい。更に、届出対象に数十・数百といった多数の企業を要する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点からは事実上対応が不可能であり、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者の許可申請書の記載事項に変更があった場合には、関係書類を添付して、変更事由発生後、2週間以内に変更届出を提出することが必要です。	銀行法第52条の39第1項、銀行法施行規則第34条の39及び別表第2	検討を予定 対応不可	銀行が銀行代理業者である場合の、銀行代理業者の許可申請書の変更届での記載事項や添付書類の内容等については、具体的な要望や監督上の必要性も踏まえ、検討をします。銀行代理業者の親法人等の子法人等についても、アームズ・レングス・ルール等の規制の対象となっており、当局として把握する必要があるため、届出範囲の見直しは困難です。許可申請書の変更届は、銀行代理業者を適時適切に監督する観点から必要なものです。提出期限については、実態等も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
270313069	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行が営む信託契約代理店に係る財務局届出書の緩和	<p>[制度の現状] 信託契約代理店に係る登録申請書につき、信託業法第71条第1項において「第68条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない」と定められている。</p> <p>[要望内容] 信託業法第68条第1項各号の変更届出手続きについて、変更の都度届け出る方法以外に、例えば、6ヶ月毎等、一定期間に生じた変更をまとめて届ける方法によることも可としたい。</p> <p>[要望理由] 信託業法第71条第1項は、信託契約代理店を適切に監督するために届出義務を課しているものと思われるが、変更届出書を定期的に提出する方法を加えることにより本文の実効性が損なわれることはないと考え、</p>	都銀懇話会	金融庁	登録申請事項(商号、役員の名、営業所の所在地等)に変更があった場合は、2週間以内に届ける必要があります。	信託業法第71条第1項	検討を予定	登録申請事項の変更届出は、信託契約代理店を適時適切に監督する観点から必要なのですが、提出期限については、実態等も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	
270313070	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行代理業者の子法人等に関する変更届出書に関する規制緩和	<p>[制度の現状] 銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて、商号・社名、主たる営業所又は事務所所在地、代表者の氏名又は名称、業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する(「子法人等に係る変更届出書」として報告)。</p> <p>[要望内容] 銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定(財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更))</p> <p>[要望理由] 本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づき(届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等)について確認が供される。具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業者の許可の申請書の添付事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業者における利用者保護を確保しているものと解される。この点、銀行法施行規則第34条第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受ようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号等に関する情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が適次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相應の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相應の時間・負荷を要している。銀行代理業における利用者保護の趣旨を踏まえた場合、その実態的なメリットを以て、所属銀行/銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者の許可申請書の記載事項に変更があった場合には、関係書類を添付して、変更事由発生後、2週間以内に変更届出を提出することが必要です。	銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39及び別表第2	対応不可 検討を	銀行代理業者の親法人等の子法人等についても、アームズ・レングス・ルールの規制の対象となっており、当局として把握する必要があるため、届出範囲の見直しは困難です。 許可申請書の変更届出は、銀行代理業者を適時適切に監督する観点から必要なものです。提出期限については、実態等も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	
270313071	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	<p>[制度の現状] 銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役員)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている(銀行法第7条第1項)。内閣総理大臣は、認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている(銀行法第52条の19)。</p> <p>[要望内容] 銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合には、事前に「届出」することをもって「認可」を取得し、これを善悪するものとして頂きたい。</p> <p>[要望理由] 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならないとされている。(銀行法第52条の21)このように、銀行持株会社の取締役及び執行役員が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の兼務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役員に就任すること自体を考慮できないと考えられる。)尚、就任に際しては届出が実施されている。)上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役員が、子銀行の常務に従事する場合には、他の一般の会社の常務に従事する場合は異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼務することは一般的に行われている。銀行/銀行持株会社においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用の妨げとなる。同認可は、総会決議、取締役会決議および対外公表よりも前に取得することが望ましいと考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の内定から公表まではできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事する場合には銀行法第7条第1項(銀行持株会社の場合は銀行法第52条の19第1項)の認可を受ける必要があります。	銀行法第7条第1項 銀行法第52条の19第1項	対応不可	銀行及び銀行持株会社の取締役の兼職制限については、取締役の兼職により銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げとなるおそれがあるかどうかの観点から、個別認可によってのみ解除されることとなります。このことは、当該他の会社が銀行の子会社等である場合においても同様であるため、兼職制限の緩和は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
270313072	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	銀行等他の法律に規程ある者等が貸金業者から譲り受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	【提案内容】 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行や保険会社等、他の法律に貸付業務につき規定がある者への債権譲渡を除外していただきたい。 【理由】 貸金業法24条2項は、貸金業者の貸付に係る債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者についても、貸金業者と同様の厳格な規制(例えば、債務者から弁済を受けた場合に、受取金額と受取年月日を帳簿に記載し、これを契約に定められた最終の返済期日から10年間保存する義務(同法19条、同法施行規則16条、同17条)を課している。そのため、例えば保険会社には通常貸金業法上の規制は及ばない(同法2条1項2号、同条2項、保険業法97条2項、同法施行規則47条6号)にもかかわらず、貸金業者からその貸付に係る債権を譲り受けたという場合には、保険会社にも貸金業法上の厳格な規制が及ぶことになる。しかし、(1)銀行や保険会社等は、銀行法や保険業法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けしている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応している。このように他の法律で貸付業務につき規律された者には、貸金業者より課せられた貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。(2)また、債権者が同じ銀行や保険会社であるにも関わらず、譲り受けた一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。(3)さらに、銀行等が貸金業者から貸付債権を譲り受けたり、保険会社がその子会社たる貸金業者の貸付債権を譲り受けたりする等による、業態を超えた再論・提携の試み、債権管理コストの削減の試みが阻害される。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	貸金業者が貸付に係る契約に基づき(債権を他人に譲渡するにあたっては、その者に対し、当該債権に關する行為について貸金業法の適用がある旨を通知しなければならない)ほか、譲受人も債務者に書面交付する必要があります。	貸金業法第24条第2項	検討を予定	貸金業法第24条第2項の規定により貸金業者から債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制等は、債務者を保護するためのものであり、この趣旨を徹底する観点から、銀行等が貸金業者から譲り受けた債権及び預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社(貸金業者)が譲渡する債権について例外とすることは、慎重に検討する必要があります。	
270313073	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	保険会社の常務に就任する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	【提案内容】 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に就任する取締役等を兼務する場合に必要な「認可」を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和していただきたい。 【理由】 他の会社との兼職規制の趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると見られるが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題はない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。 本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.66)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険会社の常務に就任する取締役又は執行役員は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に就任してはならないこととされています。	保険業法第8条 同法施行規則第14条の2	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。」こととされていることを踏まえ、見直しの是非について検討を行います。	
270313074	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行にかかる認可の緩和	【提案内容】 保険業法第98条第2項の認可および銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法98条1項1号、保険業法施行規則第51条1項3号・4号)を行っている保険会社が、その業務内容を銀行法上の届出の範囲(銀行法第52条の39)で変更する場合には(例えば所属銀行の追加を行う場合等)、保険業法上の認可を不要としたい。 【理由】 同一事業について、銀行法と保険業法と、強度の異なる規制が二重に課されるという事態、すなわち、銀行法上は届出しか要求されないのに、保険業法上は認可まで要求されるという事態は、望ましくない。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険業法上、銀行代理業を含む「金融業を行う者の業務の代理」を行うためには付随業務に係る当局の認可が必要とされています。また、銀行法上、銀行代理業を行うためには当局の許可が必要とされており、許可を受けた内容を変更する場合には、その旨を当局に届出ることとされています。	保険業法第98条第1項、第2項 同法施行規則第51条第3号 銀行法第52条の36第1項 同法第52条の39	対応不可	保険会社が行う銀行代理業に係る業務内容の変更については、保険業法上、当該銀行代理業が付随業務として行われていることに鑑み、休業禁止の趣旨も踏まえつつ、保険会社が当該業務を的確、公正かつ効率的に実行できるかを判断する必要があることから、当該業務内容の変更について認可を不要とすることは適切ではないと考えます。	
270313075	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	【提案内容】 収入依存先を、(1)子法人等、関連法人等、及び、(2)当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。 【理由】 経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。 また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の給付業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。 第1回国民の声にて「保険会社の休業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点も踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。 本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.67)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	従属業務を営む会社が主として保険会社等のために当該業務を営んでいるかどうかの基準として、一部の業務を除きその種類ごとに、当該保険会社又はその子会社等からの収入の当該従属業務を営む会社の総収入に占める割合が、一定割合を下回らないこととされています。	保険業法第106条第1項第12号、第7項、第10項 同法施行規則第56条第4項 平成14年金融庁告示第36号第2条	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の休業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点も踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にも拡大することともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。」こととされていることを踏まえ、見直しの是非について検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ; 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ; 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
270313076	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化	【提案内容】 移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。 【理由】 (a)簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。 (b)これに対し、契約移転の際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。 本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」27ページ(No.47)に記載があり、「平成27年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。 * 簡易合併の条件 合併対価の額が存続会社の純資産額の20%以下	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険契約の移転には、移転会社及び移転先会社において株主総会の決議が必要とされています。	保険業法第136条第1項	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得ることとされていることを踏まえ、見直し是非について検討を行います。	
270313079	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	投資専門子会社(特定子会社)の業務範囲の拡大	銀行法施行規則第17条の2第13項に同規則第17条の3第2項第4号及び第14号の2に掲げる業務を追加すること。又は同規則第17条の3第2項第12号に投資事業有限責任組合契約に関する法律第7条に掲げる業務を追加すること等により、特定子会社の業務範囲を拡大し、特定子会社(株式・社債の他、劣後ローン等の金融債権を含む)を対象とするGP業務を兼営することを許容されたい。 【変更理由】 銀行は、その特定子会社のほか、その関連法人等を通じて出資業務を行っているが、銀行の関連法人等が行っている出資業務においては、近年、ベンチャー企業や事業再生会社の多様な資金調達ニーズを満たす等の観点から、組合形態でスキームアップされることが多くなっている。その際、当該関連法人等が、組合に対し、LP出資にとどまらず、GP出資を行うことが、他の投資主体による出資の円滑な実施、ひいては投資企業の内質な資金調達に資するものと考えられ、当該関連法人等としても、自らがGP出資を行うことにより、出資業務に伴うリターンを最大化を図っているところ。一方、特定子会社に関しては、現行法下、GP業務の兼営が許容されておらず、上記のような対応が困難。一般的なベンチャーキャピタルでは兼営するGP業務の報酬を得ることによって経常的な経費を賄っているが、特定子会社では投資成果のみによって経常経費を賄うるをえないことから業績が不安定化する。このことは銀行の特定子会社の活用が進まない一因ともなっている(2013年5月時点で特定子会社を有する銀行は3社のみ。2013年5月21日付東横院財務金融委員会附生大臣答弁)。従来、国内のLP出資者として大きな役割を果たしている銀行グループにおいて、今後も銀行の特定子会社が継続して出資業務を円滑に行っていく観点からは、関連法人等と同様に、特定子会社がGP業務に従事し、リターンの多様化・最大化を図ることが必要不可欠と考えられる。また、特定子会社以外の金融関連業務子会社には、GP業務がすでに認められていることから、同業務を特定子会社に認めても銀行の財務健全性への異業種リスクの面で実質的なリスクは生じないと考えられる。むしろ、特定子会社がGP業務を行うことにより、管理報酬等の安定的な収入源を得ることが可能となり同会社の業績安定に資すること、銀行は自らがGPとして運営する組合に外部投資家の資金を呼び込むことができるため、少ない財務負担の中で企業育成や事業再生支援を強化できるよくなる社会的意義が期待できるものと考えられる。また、日本版LPを念頭に置いた場合、今後上記スキームの「共同事業性」という側面が強くなっていくものと想定され、事業会社・コンサルティング会社・会計事務所・税理士法人等の様々なLP出資者を迎え、自LPが有する専門性や知見等を利用して(ことにより)、投資先事業の育成や再生への貢献度を高めていけるものと考えられる。こうした高い専門性を有する優良なLP出資者を広げたい上で、銀行の特定子会社が、金融面だけでなく、GPとして自らの専門性を有機的に結び付ける核としての役割を担い、組合の付加価値向上や組合運営の安定性の確保に寄与することは、極めて有意義であると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行の特定子会社の業務に、銀行法施行規則第17条の3第2項第4号及び第14号の2に掲げる業務は認められていません。	銀行法第16条の2第1項第12号 銀行法施行規則第17条の2第13項、第17条の3第2項第12号	検討を予定	銀行グループによる資金の供給を柔軟に行うことを可能とする等の観点から、必要となるリスク管理方法について検討を行った上で、銀行の特定子会社がGP業務を併営することの可否を検討します。	